

275.5-103



1200501358416

0755
03



始



別

2H45



法學博士 田村德治著

公民科精義

東京 至文堂



序

公民とは、單に國民乃至臣民をいふものではない。公民は、もちろん國民乃至臣民ではあらうが、しかし、それは、一定の特質を擔つた國民乃至臣民である。さうかといつて、それは、ヨーロッパや、アメリカの人々が通常考へるやうに、納税國民とせられるべきものでもなければ、自由臣民とせられるべきものでもない。公民とは、公的任務に従事する國民乃至臣民の義である。國民と臣民との相異は、重大でないから、暫くこれを問はない。公的任務に従事するとは、國民乃至臣民が、その地位、職業などを分たず、國家の本來の使命の達成のために相互に協力し、大なり、小なり、國全般の人々、延いては世界全般の人々の生々發達に寄與するやう努力することをいふ。

公民のこの眞義は、世界を通じて、長く人々に依つて注意せられなかつたし、又知られなかつた。一概にはいはれ得ないが、しかし、大體についていふなら、一定の國では、人々は、右の公民規定の實質についてすら、多く意識するところがなかつたし、又他の一定の國では、人々は、それを意識しても、これが公民意識と稱せられるべきものであ

ること、多く氣がつかなかつた。けれども、それにも拘らず、國民乃至臣民が、公民のこの眞義に目覺めることは、けだし、必然であり、そして又望ましい。

公民意識が必然であるのは、他の國においてもさうであるが、わが國においては殊にさうである。なぜといふに、わが國においては、國民乃至臣民が國全般の人々、延いては、世界全般の人々の生々發達に寄與するやう努力することは、まさに肇國の本義の然らしめるところであるからである。のみならず、公民意識が望ましいことは、常時においてもさうであるが、非常時においては殊にさうである。なぜといふに、非常時においては、その打開のために國論の統一を必要とし、國是の貫徹を企求しなければならぬが、國民乃至臣民が國全般の人々、延いては世界の全般の人々の生々發達に寄與するやう努力することは、それに必須的であるからである。

國民乃至臣民に對して、その公民意識を喚起し、振作し、且普及するためには、もちろん、その公民的確信を鞏めることが肝要であるが、しかし、かくて喚起せられ、振作せられ、且普及せられた公民意識が有効に働くためには、もとより、その公民的教養が高められなければならぬ。私は、かうした見解の下に、わが國の知識階層の人々が、その

健全な公民的確信を鞏め、且その確實な公民的教養を高めることに、多少でも貢獻し、たく思ひ、ここに本書を編むに至つた。但し、私は考へる――

(一)健全な公民的確信は、健全な公民的自覺を先行要件とする。この自覺は、無理由・無根據であつてはならず、又その確信そのものも、不合理であつてはならない。無理由・無根據の自覺は、獨善的な偏狹に陥り易く、又不合理的な確信は、只人生を不幸に導くのみであるからである。かくて、公民的自覺は、天下り論法をもつて強要せられたものであつてはならず、そして又公民的確信は、天地の公道に合致したものでなければならぬ。況んや、天下り論法は、たとひ誠心と熱意とに依つて、人々の感激乃至感銘を贏ち得ても、しかし、これは長く持續し得ないから、結局において大なる力を有し得ず、又天地の公道に反する理論は、たとひ目先的には、世界全般の人々、殊に國全般の人の生々發達を促すが如くに見えても、廣く人々の信頼を得がたいから、結局において、自壞の運命を辿らざるを得ないにおいてをやである。

(二)公民的教養は、公民生活に必要な知識の準備を前提する。かくの如き知識は、或は原理的知識であることがあり、又或は實際的知識であることがあるが、しかし、それ

が教養としての機能を有つたためには、いづれも、公民生活に良い指導を與へ得るものでなければならぬ。しかるに、一般に、概念と推理とが明確にせられず、又、素材が無秩序に羅列せられてあるやうな知識は、たとひ個別的に興味があつても、公民生活に良い指導を與へる力に乏しい。だから、いやしくも、公民生活に必要な知識を準備するためには、人々は、原理的知識に關しては、分명한概念を立て、正確な推理を施すことが必要であり、又、實際的知識に關しては、素材に系統を立て、整序を與へることが肝要である。準備せられる知識の、單に言葉の集積に墮してはならないことは、もちろんいふまでもない。況んや、知識が眞に教養たる機能を有ち、公民生活に良い指導を與へるためには、それは、譬へば道具のやうに(眼鏡のやうに)外にあつて利用せられ得るといふよりは、むしろ、譬へば血肉が内にあつて健全にせられ、清澄にせられて(眼が澄んで)役に立つやうなことを必要とするにおいてをやである。

本書は、かくて、わが國の知識階層の人々の健全な公民的確信を鞏め、且その確實な公民的教養を高めることに、多少でも貢獻したい主旨において書かれたが、しかし、私は、その際、同時に、中學校師範學校實業學校女學校などにおいて公民科を修められた

生徒諸氏が、更に一層その考究を深め、もしくはこれらの學校において公民科を擔當せられる教師諸賢が、その教授を爲す場合にも役立たせたいと考へて、この希望をも多分にそれに寓せた。私が、本書の内容の配列を、文部省訓令(昭和十二年三月二十七日)の公民科改正教授要目に準據せしめたのは、全くこの理由に依るものである。

本書は、それにおいて採擇せられた公民の定義に依つても推知せられるであらうやうに、人生の根本義に觸れて、そこからわが國の隆昌繁榮を來すべき機構や方法を説かうとしたものであるが、しかし、私は、その際、それに依つて、他國の指彈を受け、永遠の汚名を蒙つてのわが國の隆昌繁榮でなくして、却つて世界の幸福を増進し、従つて他國に依つて支持せられ、永遠の榮譽となり得るわが國の隆昌繁榮を來すことを、常に希求してゐた。かうした目標に向つて努力することのわが肇國の本義に合致することは、恐らくは何人に依つても疑はれ得ないところであらう。のみならず、本書は、それにおいて展開せられた概念推理及び素材の取扱方法などに依つても察知せられるであらうやうに、その内容の統合的な且正確な理解に依つて、人々に、實生活に役立つ確信と教養とを育成せしめたい念願において書かれたが、しかし、その際、その

敘述は、平素無雜作に物を考へ、しかも素朴的にその誤らないことを自負する人々とつては、或はあまりに細かいと見られるかも知れない。けれども、いやしくも實生活に役立つ確信と教養との育成を考へる場合に、只徒らに物をいひ、そして所在に疑問の餘地を残して顧みない方法の採られ得ないことは、けだし、自明であらう。

本書は、文部省訓令の公民科改正教授要目に準據し、一般的に、公民の自覺を高調し、確信を鞏め、教養を高める主旨において書かれたが、しかし、現下の大時局に應しく、實際情勢を明かにし、殊に支那事變の處理に關する政府の方針、對策などを説くことも、亦、努力を惜しまなかつた。尙、本書は、殊更に戦時下の必要を顧慮して、その公民理論を案出したのでは決してなかつたが、しかし、それが、巧まず、期せずして、現下の實情に適切な公民意識の昂揚に役立つに至つたことは、私にとつて甚だ喜ばしい。

昭和十五年八月二十三日

著 者 識

凡 例

一 本書の全篇を通ずる特色を端的に述べると、次ぎの如くであらう。

(一) 先づ内容に關するものとしては、

(イ) 公民の意義を人類の生々發達の實現に不可分離的に關聯せしめて確立したること。

(ロ) 人類の生々發達の實現に努力することが、人々の生きがひを得るゆゑんであり、しかもわが國の肇國の本義が、この人類の生々發達の實現に存するものである、との根本觀から出發したこと。

(ハ) 従つて、肇國の本義が、常に日本的實行原理として妥當であるに止まらず、又實に世界的説明原理に依つてその妥當性を保證せられてゐること。

(ニ) 本書の各章が、かくの如き世界觀・人生觀・社會觀・國家觀に従つて解明せられ、人類の生々發達の實現の精神乃至肇國の本義が、各章の到るところに浸透してゐること。

(三) 次ぎに形式に關するものとしては、

(イ) 分명한概念を用ひ、敘述に根據を示し、天下り論法を避け、よく讀めば必ず理解し得られるやうに、努力して書かれたこと。

(ロ) 教訓的な物の言ひ方は、できるだけこれを避けたが、しかし、よく理解すれば、必ず公民的

意識を起し、肇國の本義の發揮、乃至は人類の生々發達の實現に努力するに至らざるを得ないやうに、現實と理想とを明識せしめるに努力したこと。

(一六) 各章の理論的構成を嚴密にし、政治・經濟・文化・社會などの知識の統一的關聯においてそれを解明したこと。

(一七) 只話としてのみ興味のある死んだ知識でなく、一度、納得が行けば、不動の確信と爲り、又實地によい指導と爲る生きた知識を、與へたい念願において書かれたこと。

二 本書は、以上の特色を有する結果として、今日の時局における内外の事件の處理に關して正當な認識を與へることに、多少の貢獻を爲し得るであらう。

(一) 本書は、國際情勢を明かにし、殊に支那事變の處理に關する政府の方針・對策などを明かにするに努めたが、この點は、これを措く。

(二) 一般に、事變の勃發以來、公民意識が強調せられるところか、却つて閑却せられてゐるが、これは、全く公民の眞義が未だ人々に十分に徹底しないことに基づく。公民の意義を本書が確立したやうに理解すれば、現下の時局において、公民意識の高潮ほどに重大性を有つものは決してない。

(三) 本書の各章の内容で、事變處理に無關係なものは、一つもないが、この點も、これを措く。

(四) 今日、わが國策として、大東亞の新秩序の建設とその永遠の平和とが高唱せられてゐるが、こ

れは、全く人類の生々發達の實現を意圖するに出でるもので、まさに肇國の本義の發揚であり、従つて又、公民意識の雄大な發露に外ならない。このことをば、本書の理論が必ずさう確信せしめるに至る。

三 要するに、本書は、次ぎの三點において、多少の價值を有するであらう。

(一) 八紘爲宇の國是を有するわが國に應しく、人々が寛かに且健かに物を見る習慣を養ふやうに書かれてゐるから、これに依つて、何人に對しても暖い心を寄せ、しかも決して盲目的でない、美しい且強い人格が、作られることに本書は役立つであらう。

(二) 東洋の、否わが國の古來の要望がさうであつたやうに、知が必然に行と爲り、理論が結局實踐に歸趨するやうに書かれてゐるから、その理解に徹しさえすれば、單に言葉もしくは概念としての知識でなく、必ずや行としての知識を得ることに、本書は役立つであらう。

(三) 以上の二事項は、常時においても重要であるが、しかし、又、非常時においても重要であり、現にわが國においては、今日、國策並びに教學の指針として強調せられてゐるから、人類の有史以來の大時期・わが國開關以來の大時局たる現下の情勢に對處するにも、本書は役立つであらう。

目次

前編

第一章 わが國……………一

一 わが國……………一

二 わが大君……………七

第二章 わが家……………一五

一 わが家族制度……………一五

二 家の生活……………一九

三 家の存続……………三三

四 家計……………六六

目次……………一

第三章 わが郷土(一)

- 一 わが郷土…………… 一六
- 二 郷土の傳説…………… 一六
- 三 協同生活…………… 一六

第四章 わが郷土(二)

- 一 郷土と地方自治…………… 一七
- 二 地方自治の精神…………… 一七
- 三 市町村…………… 一七
- 四 府縣…………… 一七

第五章 わが國體

- 一 肇國の本義…………… 一〇三
- 二 天皇の統治…………… 一〇九
- 三 國民の本分…………… 一一三
- 四 國體の意義…………… 一二四

五 國體と祭祀…………… 一二七

第六章 國憲と國法…………… 一二四

- 一 帝國憲法及皇室典範制定の由來とその本義…………… 一二四
- 二 立憲政治…………… 一四一
- 三 法令…………… 一五一
- 四 法と道德…………… 一五五

第七章 帝國議會…………… 一六二

- 一 帝國議會…………… 一六二
- 二 議會の協贊…………… 一六五
- 三 議員の選舉…………… 一七一

第八章 政府樞密顧問…………… 一六八

- 一 國務大臣…………… 一六八
- 二 樞密顧問…………… 一七三
- 三 行政官廳…………… 一八四

四 行政と國民の協力……………一四

第九章 裁判所……………一七

一 裁判所と検事局……………一七

二 民事刑事の訴訟……………二〇

三 司法と國民の協力……………二四

第十章 國政の運用とわれらの責務……………三〇

一 國運の隆昌と政治……………三〇

二 憲法と奉公……………三三

後編

第一章 國民生活……………三七

一 わが國民生活と國民性……………三七

二 國民保健……………三六

三 社會改善……………三六

第二章 職業……………三五

一 國民生活と職業……………三五

二 分業と職分……………三五

三 職業の選擇……………三五

四 勤勞と創造……………三九

五 職業と道德……………三九

第三章 國民經濟……………三三

一 わが國民經濟……………三三

二 生産と消費……………三七

三 企業……………三九

四 所得……………四〇

五 經濟と道德……………三〇九

第四章 産業……………三二〇

一 わが國の産業……………三二〇

二 資源の開發……………三二七

三 技術の進歩……………三三五

第五章 流通……………三三九

一 貨幣と物價……………三三九

二 商業……………三五六

三 金融……………三六八

第六章 財政……………三七九

一 わが國の財政……………三七九

二 豫算と決算……………三六五

三 租税……………三九二

四 官業……………三九九

五 公債……………四〇二

第七章 海外發展……………四一〇

一 わが國の貿易……………四一〇

二 移植民と拓殖……………四一四

三 海外發展……………四二四

第八章 國民文化……………四三三

一 わが國民文化……………四三三

二 學藝・宗教・教育……………四三八

三 國民文化の發展……………四六八

第九章 國防と國交……………四七二

一 國防と兵役……………四七二

二 國防と國力……………四八六

三 國際協力……………四九二

四 國交と國民……………五〇二

第十章 わが國の使命……………五〇六

一 世界におけるわが國の地位……………五〇六

二 わが國の使命……………五〇八

三 われらの覺悟……………五二二

公民科精義

前編

第一章 わが國

わが國

世界は、今や變革期にある。舊秩序は、弛緩して破壊せられようとし、そして新秩序は、確立しようとして胎動して居る。世界のいづこの國も、皆多事多難に悩み、局面の打開に苦んでゐる。この時運に際會して、わが國がその多事多難に挫けず、ますます生々躍々を續け、内にあつては君民一體の實情を鞏固にし、外に對しては八紘爲宇の國是を現實にし、わが國を創成せられ給うた皇祖の御徳さながらに光華明彩しく六合に照徹らせつつあるのは、生をわが國に享けたわれらにとつて感激の極みである。

日本書紀に、皇祖天照大神を形容して、「此の子光華明彩しく六合の内に照徹らせり」とある。

わが國が、かくの如くに、萬邦に比類のない一大盛事を現前しつつあるのは、わが國の歴史が悠久深遠

で、皇祖の御徳を具現せられる大君の御稜威が宏大無邊であり、大御心を奉體する御民の翼賛が絶對無比であることに基づく。これらの事實は、何人も既にこれを知悉し、且承認するところである。だから、ここでは、われらは、更に進んで、これらの事實のわが國において成立した根據に關して、われらの理解を深めることに努めよう。わが國の萬邦に比類のない特質は、かくの如き理解の支持があつて、始めて明確に知られ得る。

獨りで居ると、もの寂しい。もの寂しいのは、心の底で他の人類を求めて居るからである。人類は、嬉しむるときにも、悲しむるときにも、常に共に語り合ふ他の人類を求めて止まない。

人類が他の人類を求めることは、即ち人類の社交的本能の現れである。人類の社交的本能は、人類が本來孤立しては安全に生存し得ないために、おのづから人類に存した心の働きである。

人類は、社交的本能を有するから、古くから共存し、時に相争ふことがあつても、又必要に應じて相扶け、そして相互の生活を遂げて來た。人類のかくの如き情況における共存、別言すれば、相互に意欲を交し得る共存は、社會と呼ばれる。

社會は、久しい間、地球の各地に分散して成立したが、後に、交通の發達とともに、漸くその範圍を大きくした。今日においては、社會は、局地的に、最も緊密に國家の範圍において成立して居るが、しかし或程度においては、大體、地球の全域を蔽うて成立して居る。

社會においては、人々の間に、その血縁・地縁・利益縁・愛情縁・交渉縁などに依つて種々の緣故が生じ、又この緣故に基づいて種々の繋合體乃至合同體が生ずる。友人同志・同郷人・同國人・同職業者・同階級者・交易關係者などの繋合體や、殊にクラブ・組合・會社・政黨・家・市町村・府縣・國家などの合同體は、皆この事例に外ならない。組織を有する合同體は、これを團體と稱する。

社會には、種々の團體があるが、それらの團體は、結局は、皆個人に依つて形成せられる。個人は、團體を作らないでは、有力にその生活を遂げ得ないが、團體は、結局、個人に依らなければ、もとより成立し得ない。そのみでなく、個人は、他の個人がなくては、有意義に生存し得ないが、これと同様に、團體も、他の團體がなくては、有效にその目的を達成しがたい。だから、社會には、これらの個人及び團體の共存共榮は、絶對に必要である。

社會において、個人も、團體も、共存共榮することが、絶對に必要であるとすれば、個人及び團體が、自己の満足な生活を遂げるとともに、他の個人もしくは團體にその満足な生活を遂げしめることは、極めて肝要である。しかるに、他の個人もしくは團體に満足な生活を遂げしめることに努めることは、實際についてこれを見るに、結局において、その努める個人もしくは團體の満足な生活を遂げることに寄與することが極めて多い。だから、個人でも、團體でも、おのれの相互扶助の精神で、相共に誘掖し且補全すれば、個人も、團體も、おのづから共存共榮し、人類全般は、必然に満足な生活を遂げることができる。

はゆる社會連帶の精神とは、かくの如き相互扶助の精神をいふに外ならない。

社會における個人及び團體が共存共榮し、人類全般が満足な生活を遂げることは、即ち、人類全般の彌榮(みやさか)であり、これを一層適切にいへば、人類全般が生々發達を遂げることである。人類全般の生發達は、人類社會の事實でもあるが、又その理想でもある。人類全般の生々發達の理想は、最も容易に且確實に實現せられ得る範圍から始めて、次第に遠きに及して行く趣旨において、成るべく大規模に實現せられなければならない。

いはゆる生々は、盛んな貌で、結局、圓滿健全を意義し、そして發達は、生成化育(むすび)で、畢竟、向上發展を意義する。人類全般の生々發達の理想は、わが國においては、夙に「むすび」「みやさか」の精神において顯現し、又修理固成の事實において發揚せられて居る。

かくて、人類全般の生々發達の理想を、近きより遠きに及ぶ趣旨において實現するに當つて、最も肝要なことは、その最も容易に且確實に實現せられ得る範圍を辨へるといふことである。ところで、かくの如き範圍は、いづこに、求められ得るか？

社會には、數多の團體が存するが、これらの中で、他の一切に優越して、最も偉大な任務に従事するのは、國家なる團體である。社會には、國家の結合に依つて成る國家同盟・國際聯盟などがあり、そしてこれらは國家にも優る大團體であるが、しかし、これらは、いづれも國家の權力を代表するものであり、

又國家のやうに廣い目的の下に活動するものではない。國家の地域内に存しもしくは二國家以上の地域に跨つて存する一定の團體、例へば産業團體・宗教團體にも大團體があるが、しかし、これらは、皆國家の監督の下に立ち、又國家のやうに廣い範圍に互つて活動するものではない。

社會において、國家がかくの如き偉大な存在であるのは、それが人類の生々發達のために缺かれ得ないからである。國家以外の各種の團體も、個人も、皆國家の保護の下に、その存立を完全にして、確實にその目的を達成することを得る。殊に個人が危害より安全にせられて生きがひある生活を遂げ得るのは、一に全く國家が治安を計り、衛生を進め、教育を重んじ、産業を盛んにし、交通を便利にし、文化を振興することなどに依る。

國家は、團體の一種として、他の團體その他の者とともに社會の中にあるが、しかし、これを地域的にいへば、社會は、常に必ずしも、國家よりも大範圍に互つて存するに限らない。社會は、個人及び團體その他の重疊的共存として、地域的に廣狭種々の範圍において存する。その範圍は、常に可能的に想定せられ得るのみでなく、交渉の緊密・利害の共同などに従つて現實にも儼存して居る。かくて、地域的には、國家と社會との大小は、決して一樣に話され得ない。即ち社會は、現實に、國家の地域よりも廣くもしくは狭く存立して居るとともに、又實に國家の全地域を範圍としても存立して居る。前の場合には、その社會は、世界社會・國際社會など、もしくは村落(おなか・むら)・都會(みやこ・まち)などと稱せられ得るとと

もに、後の場合には、その社會は、國家社會もしくは「くに」(邦・國)と名づけられ得る。歴史的にいへば、社會は、國家の成立以前に「くに」即ち國として存立し、そしてこの國を基礎として國家が成立したが、しかし、國家の成立とともに、國は、却つて、國家の地域に依つてその範圍を得、そして國家の地域の變更に依つてその範圍を改める。國家と國とは、かくて、通常、不可分離的に概念せられ、國は、國家とせばしば同一であると看做される。

都會・村落なる地域社會が、市町村なる地域團體と異なるやうに、國なる地域社會は、國家なる地域團體と異なる。自然的狀態においては、地域社會は、地域團體に先だつて成立する。

人類全般の生々發達の理想は、かくて、國(もしくは國家)の範圍を基礎として最も容易に且確實に實現せられ得るから、世界における人類全般の生々發達は、國全般の人々の生々發達を通じて實現せられなければならない。

國全般の人々の生々發達は、國における個人及び團體が、相互扶助の精神で互に相協力することに依つて實現せられる。個人でも、團體でも、おのれの相互扶助の精神で互に相協力すれば、個人も團體も、おのづから共存共榮し、必ずその向上發展を遂げることができる。かくて、個人及び團體が向上發展すれば、國も、亦おのづから繁榮し、そして國が繁榮すれば、個人及び團體の向上發展は、更に一層容易にせられる。

個人及び團體の相互扶助は、いつ、いづこの國においても、人々の深い反省と明らかかな自覺とに依つて力強いものとなるが、結局は、人々の相互の深い愛著に依つて殊に容易にせられる。人々の間に相互の深い愛著の生じ易い國は、血縁意識の強く行はれて居る國、肇國の本義について崇高な信念を有つ國、榮譽ある長い歴史を有つ國である。ところが、わが國は、その悠遠の昔から一系の大君が君臨せられて萬世不易であるといふ榮譽ある長い歴史を有ち、肇國の初めから、その本義が國全般延いては人類全般の生々發達の實現にあるといふことについて崇高な傳統的信念が存し、しかも皇室を中心とする血縁意識が國全般に互つて甚だ強く行はれて居る國である。だから、わが國においては、個人も、團體も、互に比較的深い愛著を感じ易く、従つて個人及び團體の相互扶助は、比較的容易でなければならない。

わが國が、かくて、國全般の人々の生々發達を比較的容易に實現し得る條件を具有し、そしてこれに依つて更に世界全般の人々の生々發達を遂げること貢獻し易い事情の下にあることは、生をこの國に享けたわれらの感謝して餘りあるところでなければならない。

二 わが大君

わが國が長い歴史を有つことは、世界の歴史においても、あまりに顯著な事實である。しかも、わが國は、只單に長い歴史を有つだけでなく、又實に榮譽ある長い歴史を有つて居る。悠遠の昔、皇祖の下され

給うた天壤無窮の神勅さながらに、天照大神の御子孫が、連綿としてわが國に君臨せられ、そしてこれが萬世不易であるといふ事實は、即ちそれである。この事實こそは、いづれの國にも見られ得ない最も麗しい、そしてそれ故に光彩陸離として世界の歴史に輝くものであり、従つてわが國が範を他國に垂れるものとして世界に誇り得るものでなければならぬ。

天壤無窮の神勅「豐原千五百秋之瑞穗國是吾子孫可王之地也、宜爾皇孫就而治焉、行矣、寶祚之隆當與天壤無窮者矣」

わが國において一系の大君が君臨せられて萬世不易であるといふことには、もとより種々の原因が數へられ得ることであるが、しかし、わが國の人々の間に、古來、肇國の本義について崇高な傳統的信念が存し、且強い血縁意識が支配して居ることが、その主な原因を爲すといはれ得よう。これらの二の原因の中で、前者はこれを後に述べることにして、ここでは、後者のみについて話す。

大君の御一家は、皇室と呼ばれる。わが國においては、皇室を中心とする血縁意識は、國全般に亘つて甚だ強い。この點は、世界のいづれの國にも見られ得ないわが國の性質である。他の國においても、わが國におけると等しく王朝が存して君主が君臨し、且偉大な君主と崇められることがある。その限りにあいては、さしてわが國と變りがないが、しかし、君主の御一家を中心とする血縁意識が國全般に行き亘つて居ることに至つては、わが國特有のものであり、いづこの國においても全く見られ得ない。

わが國において皇室を中心とする血縁意識が特に強いのは、わが國が、本來、皇室を中心とした一大家

族に依つて發達したからである。わが國の皇室は、他の國における王朝と異なつて、苗字を用ひさせられないが、これは、たまたま、わが國が皇室を中心とした一大家族に依つて發達したものであるために、その皇室に苗字を用ひさせられる必要がなかつたことを示すものである。

わが國が、皇室を中心とした一大家族に依つて發達したものであることは、わが國の人々の共通の意識を表現するわが國語に依つても、亦これを知ることができる。わが國語にはゆる「おほやけ」といふ言葉は、皇室を意味し、大君を意味し、そして又國をも意味するが、その本來の意味は、大家即ち皇室のことである。大君が、皇室の御家長として皇室を表現せられるものであるから、大君を「おほやけ」と稱し奉るとともに、又わが國が、皇室を中心とした一大家族として發達したものであるから、わが國をも「おほやけ」と呼ぶのである。わが國全般の人々は、わが國が皇室を中心とした一大家族に依つて發達したものである、大君・皇室・國が全く一體であるといふことを強く信じて居つたからこそ、かくの如き言葉も生じたものといはれなければならぬ。

わが國は、かくて、本來、皇室を中心とした一大家族によつて發達し、いはばこの一大家族の發達から成つたものであるから、わが國においては、大君は、只單に君主として君臨せられ給ふのみではなくして、又實に國の本源にあられる御方としても君臨せられ給ふ。皇室は、又、國における人々と深い縁故がなくしてあらせられるのではなくして、實に國の宗家として存在せられる。

わが國は、實にかくの如き特質を有つ國であるから、わが大君は、わが國における人々の全體を常に一大家族として御思念あらせられ、そして個々の人々をば赤子の如くに慈み給ふ。わが歴代の大君が、わが國に住む人々を實の中の實に譬へて「おほみたから」(大御實)と爲し、又草の彌益に生ひ茂るに譬へて「青人草」として大切に慈み給うた御事は、わが國の歴史に著しい、そして世界のいづれの國の歴史にも比類のない事實である。雄略天皇は、御遺詔の中に「筋力精神一時に勞竭きぬ、此の如きの事、本より身の爲のみに非ず、たゞ百姓を安養せん」と欲するのみ」と宣はせられ、又明治天皇は、御製に「あしはらの國とまさむと思ふにも青人草ぞ實なりける」、「みちみちにつとめいそしむ國民の身をすくよかにあらせてしがな」と歌はれ給ひて、ひたすらに國の人々の幸福について御軫念あらせられたが、これらは、その事例の一端に過ぎない。飢饉その他の天災地變に際しても、悪疫の流行に際しても、戦時にあつても、平時にあつても、わが大君が常にわが國の人々の上に至仁至慈の叡慮を垂れさせ給うた御事は、わが國の歴史を通じて、最も普通に見受けられる事實である。しかも、この御生れながらに具る至仁至慈の叡慮は、又おのづから世界の他の國の人々にも及ばされる。かくて、わが大君は、後に知られる肇國の本義よりのみでなく、又、實にわが國の有つ自然的特質からして、おのづから至仁至慈の御徳を具へさせられ給ひ、わが國全般の人々、延いては世界全般の人々の生々發達について、深く叡慮を垂れさせられ給ふ。

わが國において、わが大君が、かくの如き仁慈の御徳を布かせられ給ふことは、わが國の人々のこの上もない祝福とするところであり、且誇りとするところである。殊にわが國の人々は、わが大君の御仁慈に浴することにおいて、他の國の人々よりも、甚だ恵まれた境地にある。けだし、君主がその國の人々を赤子の如くに慈み給ふことは、わが國のみに限らず、他の國においても見られ得る事例であるとしても、かくの如きは、本來、わが國におけるが如くに、大君が國全般を一大家族の如くに御思念あらせられる場合に、最も自然に生じ、且容易に行はれるものであるからである。

三 われら御民

「御民吾生ける驗あり天地の榮ゆる時にあへらく念へば」オモヘバ アマノイヌカヒノヲカマロ 萬葉集

わが大君の至仁至慈の叡慮を思ふとき、われらは、「御民吾生ける驗あり」と、無限の感激の湧き出でるを覺える。わが大君の御仁慈は、かくて、われら、わが日本に住む人々にとつて、不斷の感激の源泉であるとともに、又おのづからわれらの模範と爲る。われらは、大君の御仁慈に依つて、われらの努力をいかなる目標に向けるべきかについて深い反省を爲し、強い自覺を得る。われらは、常に大君の大御心を體し奉つて、國全般乃至世界全般の人々を一大家族のやうに觀て、親愛の情をもつて互に相協力し、そして「天地の榮ゆる時」に應しく、國全般の人々、延いては世界全般の人々の生々發達のために努力しなければならぬ。

わが國全般の人々は、もちろん現實に相合して一家を形成し、一大家族を成して居るのでは決してない。けれどもわが國は、皇室を中心とした一大家族に依つて發達したから、わが國の人々は、皇室の支族・末裔として、互に共同の始祖に淵源し、時にその始祖を異にする人々があつても、血統的にこれと融合して分ちがたいものが多い。わが國の人々は、おほむね神武天皇以來の御歴代の皇胤より出でたものであるか、又は神代の神々の後裔である。前者は、これを皇別と稱し、もちろん、皇室を宗家と爲すものであり、これに對して後者は、これを神別と名づけるが、これも亦皇室とその祖神を同じくするから、皇室を宗家と爲すものである。皇別及び神別の他に、わが國においては、支那・朝鮮などより歸化せるものの子孫即ち蕃別と、太古よりわが國にあつた種族、例へば熊襲・蝦夷などの子孫もあるが、これらの人々も、もはや、皇別及び神別と全く融合し、今日においては皇別・神別・その他の間に少しも區別の存することがなく、相共に皇室を宗家と仰いで居る。即ちわが國全般の人々は、かくて、皇室を宗家と仰ぎ奉るのであるが、これに對してわが大君は、歴代わが國における人々の總體を一大家族として思念せられ給ひ、個々の人々を赤子の如くに慈み給はれた。そこでわが國における人々は、古來、わが大君に對し奉りては、只單に君主に對する民としてでなく、尊崇の念に加へて、家族的な親愛の情を感じて居る。わが國において、われら御民が、津々浦々に至るまで、大君の御慶びを慶びとし、大君の御悲みを悲みとする風のあるのは、われら御民の大君に對する家族的な親愛の情を示すに外ならない。

わが大君とわれら御民とのかくの如き緊密な親愛關係は、わが國の長い歴史を通じて、わが大君とわれら御民との間に、牢固たる君民一體の精神を成立せしめるに至つた。わが國の人々が、古來、わが大君に對して、「海行かば水漬くかばね山行かば草むすかばね大皇の邊にこそ死なめかへりみはせじ」(大伴家持萬葉集)といふ精神をもつて忠誠を效し、戰亂に際して生命をも擲ち、時艱を收めて宸襟を安んじ奉つたことは、わが國の歴史に光彩を與へた數多い輝しい事實である。昭和十二年七月七日の蘆溝橋事件に端を發した支那事變においても、世局の平定のために、わが大君は、いたく宸襟を惱ませ給ひ、又われらの御民も、或は戰場において、或は銃後において、協心戮力・盡忠報國の誠を效して居るが、そこには、まことに、わが國でなければ見られない独自の光景がある。即ちわが國において人々は、常にわが大君の「民ノ協翼ニ倚藉」し給ふ大御心に應へることを念願し、「億兆心ヲ一ニシテ」「皇運ヲ扶翼」し奉り、國家の隆昌と國の繁榮とのために熱意のある努力を續けて居るが、これは、わが大君とわれら御民との特別な親愛關係の發現に外ならない。

君民一體の精神は、かくて、わが國においては、まさしく歴史上の事實であり、そしてそれは、わが國の世界に誇るに足る美風の一を爲すものである。だから、われら御民は、この君民一體の精神をいやがらへにも鞏固にし、その美風を發揚することに大なる努力を捧げなければならぬが、しかもかくするためには、われらの御民が、わが大君の常に國家の隆昌と國全般の人々更に延いては世界全般の人々の生々發

達とを御軫念あらせれる大御心を、その心としなければならぬことは、極めて當然である。

われら御民たる個人が、國にあつて、大君の大御心を體し奉り、たとひ小さくとも國全般の人々延いては世界全般の人々の生々發達に貢獻し、かくて、國家の本來の使命の達成のために互に相協力する場合に、その個人は、公的任務に従事するといふ意味において、公民と稱せられる。公民の意味には、他の意味もあるが、この意味をもつてその眞義とする。かくの如き個人こそは、制定法上の意味ではないが、しかし本來の意味において、市町村にあつては市町村公民であり、國家にあつては國家公民であり、そして世界社會においては世界公民であるといはれることができる。

個人の公民意識は、人類が相當に高度に發達したときに始めて發生するものであるから、その充分の意識を得るためには、人々は、社會に關する萬般の事項について學ばなければならぬ。

第二章 わが家

一 わが家族制度

わが國における人々の生活は、家の生活にその根源を得る。わが國の人々の御民意識もしくは公民意識も、亦家において、その發生の端緒を與へられる。

家は、人々の自然の愛情に基づいて生ずる團體である。國には、種々の團體があるが、それらの中で、最も歴史の長い且基礎的な團體は、家である。人は、クラブや會社などがなくとも生存し得るが、家がなくては、その生存を全うすることは、殆ど不可能であらう。家は、かくて、人にとつて最も基礎的な團體であるから、人々の品性も、人格も、又社會におけるあらゆる道徳も、先づ家において培はれる。

國における人々の活動は、決して容易なものではない。人々は、國における活動に入る前に長い準備を必要とし、この活動に入つた後も、緊密な協力と休養と慰安とを必要とする。更にこの活動を有意義にするために、確實にその成果を承繼せしめる者を養成することも必要である。家は、本來、人の本能に基づいて、自然に生じた團體ではあるが、しかしそれが一度家として成立した上は、恰もこれらの必要を充す

機能を有つものとして、それに重大な意義が附せられるに至る。

家は、家族に依つて構成せられる。社會學的にいへば、家族とは、その中に一定の長を有つ血族・姻族などをいふ。祖父母・父母・兄弟姉妹などは、即ちそれである。家族の範圍は、個人の交代に依つておのづから變ずるが、家は、家族の存する限り、家族の交代に拘らず存続する。家は、元來、親・子・孫・曾孫などの數代に互る生存者とその配偶者とを包む大家族に依つて構成せられたが、後漸く伯叔父母・兄弟姉妹・甥姪・従兄弟姉妹などは、その配偶者とともに別個の家を成す風を生じ、今日においては、家は、通常、親とその子女との團體として成立し、しかもその最小家族の家においても、子女が成長して婚姻すれば、その家を離れることと爲つて居る。

家は、往時においては、一般に國における活動單位であつたが、しかし今日、西洋においては、家族でなく、個人がその活動單位と爲つて居る。國において、家が活動單位である場合には、その國を家族制度の行はれる國といひ、個人が活動單位である場合には、その國を個人制度の行はれる國といふ。

個人制度の國たると家族制度の國たるとを問はず、家族の同一家屋における生活を家庭もしくは家庭生活といふ。家と家庭とは、必ずしも常に合致しない。西洋においては、家庭は、家よりも重んぜられ、家は、家庭本位に作られるから、子女が家庭を離れて、しかも親と同一の家を成すことは、殆どその子女の婚姻以前に限られるが、これに反してわが國においては、家は、家庭よりも遙かに重んぜられ、家庭は、

家本位に作られるから、親の家庭を離れて別個の家庭を有つ子女でも、親と同一の家を成す事例は、甚だ多い。もし家族に依つて構成せられる家が、國における一切の活動の源泉を爲すことに依つてその基礎を形成するものであるとすれば、家庭は、家の中核を成すことに依つて、人類生活のオアシスと爲るものである。

家と家庭との不一致は、いかなる國においても、多少、免れ得ないところであるが、しかし家庭の有つ意義は、家に關する制度のいかに依つて定る。西洋においては、古くは、家族制度が行はれて居つたが、後、急激な經濟的發展とともに個人主義思想の興隆を來し、古い家族制度は崩壊して、今日は、全く個人制度が行はれ、家は家庭本位に作られ、しかもその家は、夫婦を中心として成立し、子が婚姻すれば、その家を離れて新しく家を有ち、親子それぞれ別個の經濟生活を營むに至つた。従つて、家は、一代限りで終るを常とする。西洋においては、かくて、家に對する觀念が薄く、家よりも個人が重んぜられて居る。これに反してわが國においては、今尙、固有の家族制度が連綿として行はれ、家は、親子を中心として成立し、たまたま職業その他の關係上、親と子と別個の土地において別個の家庭を成して生活する場合においても、多くは同一の家に屬するものとして共同の經濟生活を營んで居る。従つて家は一代限りのものではなく、代々相繼いで存続するを常とする。わが國においては、かくて、人々は家の觀念が甚だ強く、その向上發展のために互に扶助協力し、祖先を尊び、子孫を愛し、家名を尊重する風を絶たない。國において個人制度が行はれるか、將家族制度が行はれるかは、もちろん、遠因に溯れば人生と環境と

の變遷に基づく人々の協力方法の變遷に依存するが、しかし近因に止つていへば、その國における特殊事情に依存し、殊にその國における人々の努力に依存する。人類の努力の目標として家族制度と個人制度とを比較すれば、前者は、價值的に見て後者よりも優れて居る。けだし、人類全般の生々發達のために必要な相互扶助の精神は、血族及び姻族の間に極めて自然に成立し、そしてこれを擴充すれば、人類全般の間に親近と協力とを催進するに至り得るからである。

わが國において、かくの如き家族制度の馴致せられたことには、深い仔細がある。大部分の家々の祖先が血統の關係において共同の始祖に淵源し、その他の家々の祖先も、これと融合して分ちがたく、そして皇室は、これらのすべての家々の宗家であるといふ確信が、人々の間に支配して居ることは、即ちこれである。わが國において、世界に比類のない忠孝一體の思想が存し、又忠君と愛國とが一致するとの思想が行はれて、國民精神の中樞と爲つて居るのは、これに由來する。わが國においては、かくて、家の本源が皇室であり、家の延長が國家であり、従つて家を思ひ、皇室を思ひ、國家を思ふことが、別々にならないといふ確信が、國全般に行き互つて居るのであるが、この確信は、一方においては、家を尊重する觀念を強くせしめてわが國の家族制度の永續に役立つとともに、他方においては、この家族制度に依つて支持せられて、いつまでもわが國に永續する。わが國の家の生活において、戸主權・養子縁組・家督相續など、他國に見られない特殊な制度のあるのは、全くこの確信の發露に外ならない。

二 家の生活

家は、家族に依つて構成せられるが、その中には、家長があつて、他の家族を統一する。社會學的にいへば、家長も、亦家族の一員でなければならぬが、現行のわが制定法即ち民法は、この家長を除いた他の家族のみを家族と稱し、そして家長をば戸主と名づけて居る。

戸主は、男女いづれでもよく、そしてその年齢に制限がない。

戸主たる身分は、通常、前戸主の地位を傳來的に承繼することに依つて取得せられる。家督相續に依る戸主たる身分の取得は、これである。又分家を爲した者もしくは廢絶家を再興した者などは、原始的に戸主たる身分を取得する。分家とは、家族が自己の意思に基づいて、その家(本家)から分離して新たに一家を創立することをいひ、廢絶家の再興とは、廢家もしくは絶家を再興することをいふ。廢家とは、戸主が自己の意思に基づいてその家を廢して、他家に入ることはいふが、これは、只新たに家を立てた者に依つてのみ爲され得るものである。絶家とは、戸主を失つた家に家督相續人がなくて、その家が斷絶することはいふ。この廢家もしくは絶家に依つて廢絶した家は、民法の定めるところに従つて、その家に縁故のあるものに依つて再興せられることができる。

戸主には、家族を扶養する義務があるが、又家族を統轄するために必要な種々の權利がある。これらの

権利の主なるものは、左の如くである。

(一) 家族の居所を指定する権利。

家族は、戸主の意思に反してその居所を定めることができない。これは、戸主が家族を統轄して、その責任を全うするための便宜を考慮して設けられた規定である。といふは、もし家族が自分勝手に居所を轉々するときには、戸主は、家族を統轄することができないであらう。

(二) 家族の婚姻・養子縁組・入籍・去家・他家相續・分家・廢絶家再興に同意する権利。

家族が前記のことを爲すには、戸主の同意を得なければならない。けだし、これらの行爲は、家族關係の異動などを生じ、一家に種々の影響を與へ、戸主の家族統轄の責任にも深い關係があるから、民法は、これらはすべて戸主の同意を要することと爲したのである。

(三) 家族の禁治産・準禁治産の宣告もしくはその取消を裁判所に請求し、且家族の後見人・保佐人と爲る権利。

家族に對する戸主のこの権利は、民法にいはゆる無能力者を繞つて存する。民法上、無能力者即ち單獨では有効な法律行爲を爲し得ないとせられて居る者に、未成年者・禁治産者・準禁治産者・及び妻があるが、これらの中で、未成年者及び妻は、これを措く。(イ) 禁治産者とは、民法にいはゆる心神喪失の情況にある者について、裁判所が一定の者の請求に基づいて禁治産の宣告を爲した者をいふ。禁治産者

には、後見人が附せられ、財産に關する行爲は、すべて後見人が行ふことと爲つて居る。(後見人は、この外、後に述べるが如く、未成年者に對して親權を行ふ者のないときにも、亦置かれる)。戸主は、家族の統轄上、場合によつては、家族の禁治産の宣告もしくはその取消を裁判所に請求し、家族の後見人と爲ることができる。(ロ) 準禁治産とは、民法にいはゆる心神耗弱者・聾者・啞者・盲者・及び浪費者について、裁判所が一定の者の請求に基づいて準禁治産の宣告を爲した者をいふ。準禁治産者には、保佐人が附せられ、準禁治産者が一定の重要な行爲を爲すには、保佐人の同意が必要とせられて居る。(妻も、一定の行爲を爲すには夫の許可を要する)。戸主は、家族の統轄上、場合によつては、家族の準禁治産の宣告もしくはその取消を裁判所に請求し、家族の保佐人と爲ることができる。

戸主の家族扶養の義務は、情愛と徳義とに基づくもので、あへてこれを強制するまでもないものであるが、しかし社會には、これを無視する者もあるので、民法に規定せられた譯である。

戸主の権利及び義務は、これを包括して戸主權といふ。

戸主は、死亡したとき、隱居したとき、外國への歸化などに因つて日本の國籍を喪失して日本人でなくなつたときなどに、戸主たる身分を失ふ。戸主は、滿六十歳以上に爲り、且完全な能力を有する家督相續人が相續の單純承認(相續の節参照)を爲すときに、始めて隱居することができ。これは、けだし、働き盛りの壯年者が安佚を貪るために隱居するのを防ぎ、又債權者を害するために徒らに隱居制度が利用せられるのを

防ぐことを目的として設けられた制限である。尙、女戸主は、年齢に制限なく隠居することができるが、これは、成るべく男を戸主たらしめようとする趣旨に出でたものである。

家族は、民法上は、戸主の親族でその家に在る者と、その配偶者とを含む。例へば、家に在る戸主の祖父母・兄弟姉妹及びその配偶者・子及びその配偶者・孫及びその配偶者などは、これに属する。家族は、戸主の扶養を受ける権利と戸主の権利に服従すべき義務とを有つ。

戸主及び家族に對して民法が右の権利・義務を設定したことは、畢竟、家族制度の存続を欲して、家庭の和合と一家の圓滿とを得るための最小限度の規準を示さうとしたものに外ならない。戸主及び家族は、これに則つて相互の生々發達に努力し、もつて家を榮えしめ、かくて榮える家を單位として他の人類の生々發達に努力し、もつて國をして榮えしめなければならぬ。家は、國の基礎であるから、その榮枯は、國の興亡に甚大の影響を有つ。

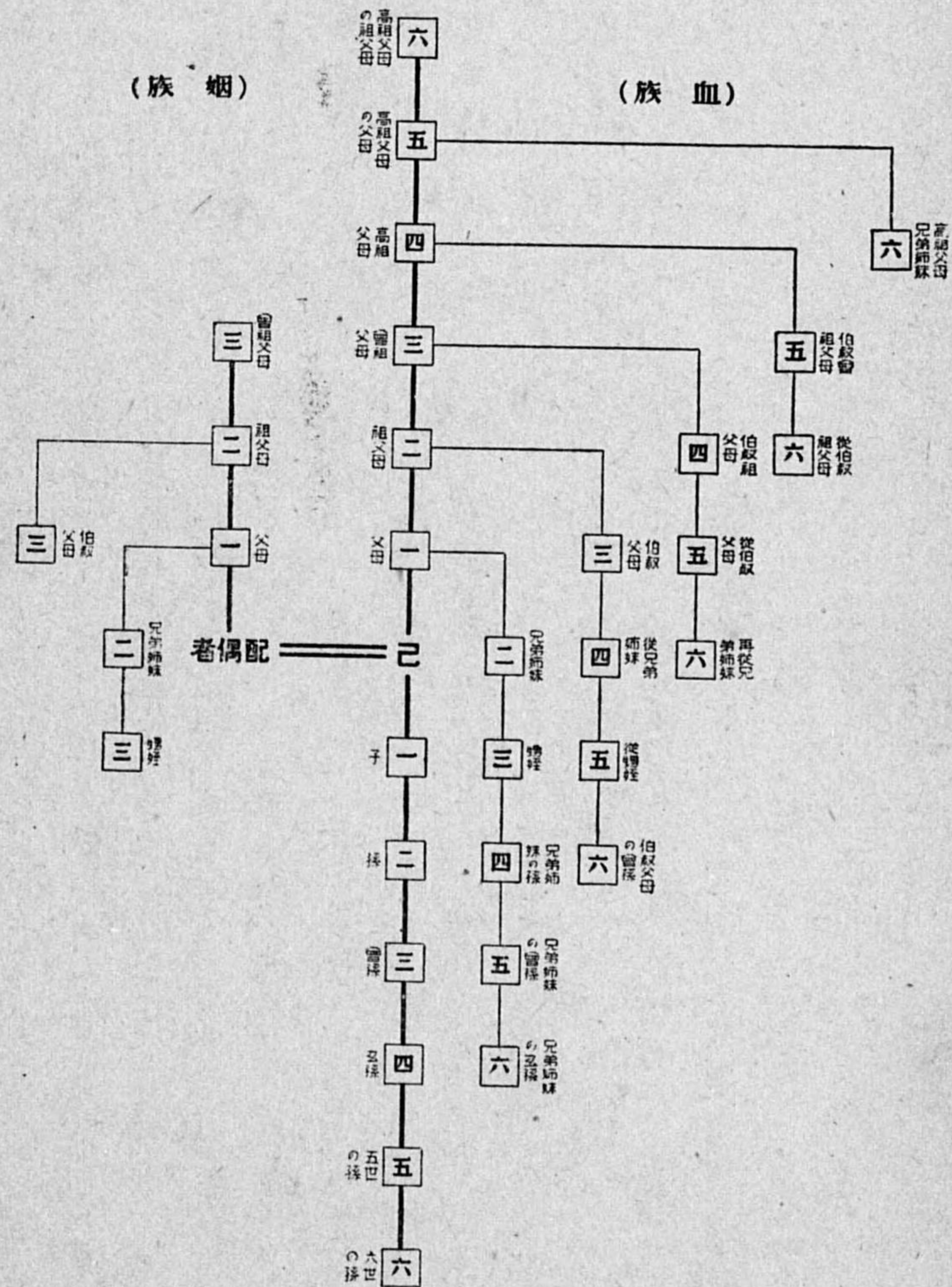
戸主及び家族は、おのこの自己の親族を有つ。人類生活は、夫婦及び親子の因縁を基礎として、おのづから多數の別々の親しい關係を作る。普通に親類もしくは親戚と呼ばれるものは、この夫婦及び親子を中心として左右・上下に連る遠近不定の範圍の親しい關係に立つ人々をいふに外ならない。けれどもわが民法にはゆる親族は、六親等内の血族と、配偶者と、及び三親等内の姻族とを指し、その範圍を明確にして居る。ここに血族とは、血統の連絡して居る者をいひ、配偶者とは、夫婦即ち婚姻に因つて結合した男

女の相互をいひ、そして姻族とは、夫婦の一方から見られた他方の血族をいふ。

親族の血縁系統を區別するものに、親系がある。祖父母・父母・子・孫の如くに、縦に連なる上下の系統を直系をいひ、兄弟姉妹・伯叔父母・甥姪・從兄弟姉妹の如くに、父祖から左右に分れ、横に連なる系統を傍系と呼ぶ。直系及び傍系を問はず、自己より始祖に近い親族を尊屬といひ、そして遠い親族を卑屬と呼ぶ。親族間の親疎・遠近を分つ標準に、親等がある。親等は、親族間の世數を算へて、これを定める。例へば、これを直系血族についていへば、父母及び子は、一親等であり、祖父及び孫は、二親等である。傍系血族についていへば、先づ自己から始めて自己とその傍系親族との共同の始祖へ遡り、更にその傍系の者に下つて世數を數へる。かくて、兄弟姉妹は、二親等であり、伯叔父母は、三親等であり、又從兄弟姉妹は、四親等と爲る。姻族の親等を數へる場合には、自己の配偶者は、その基點と爲る。夫婦の間には、親等はない。親族關係を親等に從つて圖解すれば、別表の如くである。

親族は、民法の規定があるまでもなく、慣習上、相倚り相助けて、吉凶、相慶弔し、全く人情の自然に基づく親和の關係にあるが、民法は、この親和の關係を當然とし、更に親の子に對する親權や、親族相互の扶養の義務などの規定を設けて、その親和の破れないことを期して居る。尙、夫婦の兩親相互及びそれらと他の親族との關係は、民法上は、親族でないが、しかし慣習上は、親類として考へられ、相互に親密の關係に立つて居る。

表圖す示を係關族親



親族の中で、親等の最初の段階を爲すものは、親子である。親子は、わが家族制度においては、最も基礎的な、最も親愛に充ちた関係に立つ。親子には、實親子と養親子とがある。親と血縁関係のある實子には、嫡出子・庶子・私生子の別がある。嫡出子は、正式の結婚即ち民法にはゆる婚姻に因つて生れた子であり、私生子は、婚姻がなくして生れた子であり、そして庶子とは、父に依つて認知せられた私生子をいふ。認知とは、親が自己の子であることを認めることをいふが、これは、市町村長への届出又は遺言に依つて爲される。親と血縁関係はないが、養子縁組に因つて實子に準ぜられる養子は、養親と準血族関係に立ち、民法上、嫡出子の身分を得て、養親の家族の一員と爲る。養子が婿養子である場合でも、亦同一である。養子は、家の斷絶を防ぎ、祖先の遺業を發揮するために認められた特有の制度である。養子は、協議に因り、もしくは裁判に因り、離縁することが出来る。協議に因る離縁は、いかなる理由に基づくのであらうと、苟くも當事者たる養親と養子との協議が調ひさへすれば爲され得る。次に裁判に因る離縁は、民法の列擧した一定の原因のある場合に、養親もしくは養子が訴を提起し、そして裁判所の判決を受けることに依つて爲される。例へば、養親もしくは養子の一方が、他の一方より虐待又は重大な侮辱を受け、もしくは他の一方より悪意をもつて遺棄せられたとか、養子に家名を瀆し又は家産を傾けるべき重大な過失があつたとかいふやうなのが、その原因である。

實子たると養子たるとを問はず、子が成年に達して獨立の生計を立てるまでは、その將來健全な發達を

遂げ、直接には家の、及び間接には國の、繁榮に寄與するだけの準備を得るために、一定の保護と訓育とを受け、且一定の命令と拘束とに服することが、子のために望しい。この保護と訓育及び命令と拘束とを與へるに、最も適當なのは、親である。だから、わが民法は、家に在る父もしくは母に對して、一方においては未成年の子の監護及び教育を爲すべき一般的な権利及び義務を與へるとともに、他方においては、未成年の子の居所を指定する権利・兵役の出願を許可する権利・營業を許可する権利・必要に應じて懲戒する権利・子の財産を管理し且その財産に關する法律行爲について代理する権利などの如き、親の命令と拘束とを認めた個別的な権利をも與へて居る。親の子に對するこれらの権利及び義務は、これを包括して親權と稱する。親權は、先づ家に在る父・次に家に在る母がこれを行ふが、しかし母が親權者である場合には、その過誤を避けるために、財産に關する取扱に限り、親族會の同意を要する。

家に父母共不在の場合、もしくはあつても民法上無能力者である場合には、後見人が置かれて、これが親權者に代つて親權を行使する。けれど、民法は、子の健全な發達と家と國との幸福のために、どこまでも親權を行使する者がなければならぬと考へたに因る。但しこの場合には、その後見人は、後見監督人及び親族會に依つて監督せられる。これは、民法が後見人が親のやうな自然の愛を有ち得ないことを懼れたことに因る。

後見人と爲る者は、第一に親權者の遺言に依つて指定せられた者、第二に戸主、第三に親族會に依つて

選任せられた者である。後見監督人は、親權者が遺言をもつてこれを指定することができるが、その指定のないときには、親族會がこれを選任する。親族會は、三人以上の親族もしくは縁故者をもつて組織し、裁判所の招集に依つて成立するもので、後見監督人の選任・後見人の選任及び監督などをその主な任務とする。親族會は、又家督相續人の選任もしくは廢除、その他、親族間の諸問題に關して、特に法令に規定のある場合においても、招集せられる。

親族關係の起源は、夫婦に存する。夫婦に因つて姻族關係が生じ、夫婦に因つて血族關係が生ずる。夫婦は、家庭の中心を爲し、家の根源と爲り、社會の成立を可能にするのみでなく、又實に人類の結合に親愛を加へることに依つて、人類全般の和合の源泉と爲り、社會の平和のための礎石と爲るものである。

社會において、男女は、終生の共同生活を目的として結合する場合は、それに因つて眞に一體と爲り、相互に生々發達を遂げ得るに至る。男女のこの結合は、これを結婚といふ。結婚に因つて男女は、事實上、夫婦と爲る。けれどもこの事實上の夫婦は、制定法上、夫婦として承認せられるためには、更に民法の定めたる一定の要件を具備することを要する。一男一女が、民法に定めたる要件を具備して結婚することを、婚姻といふ。

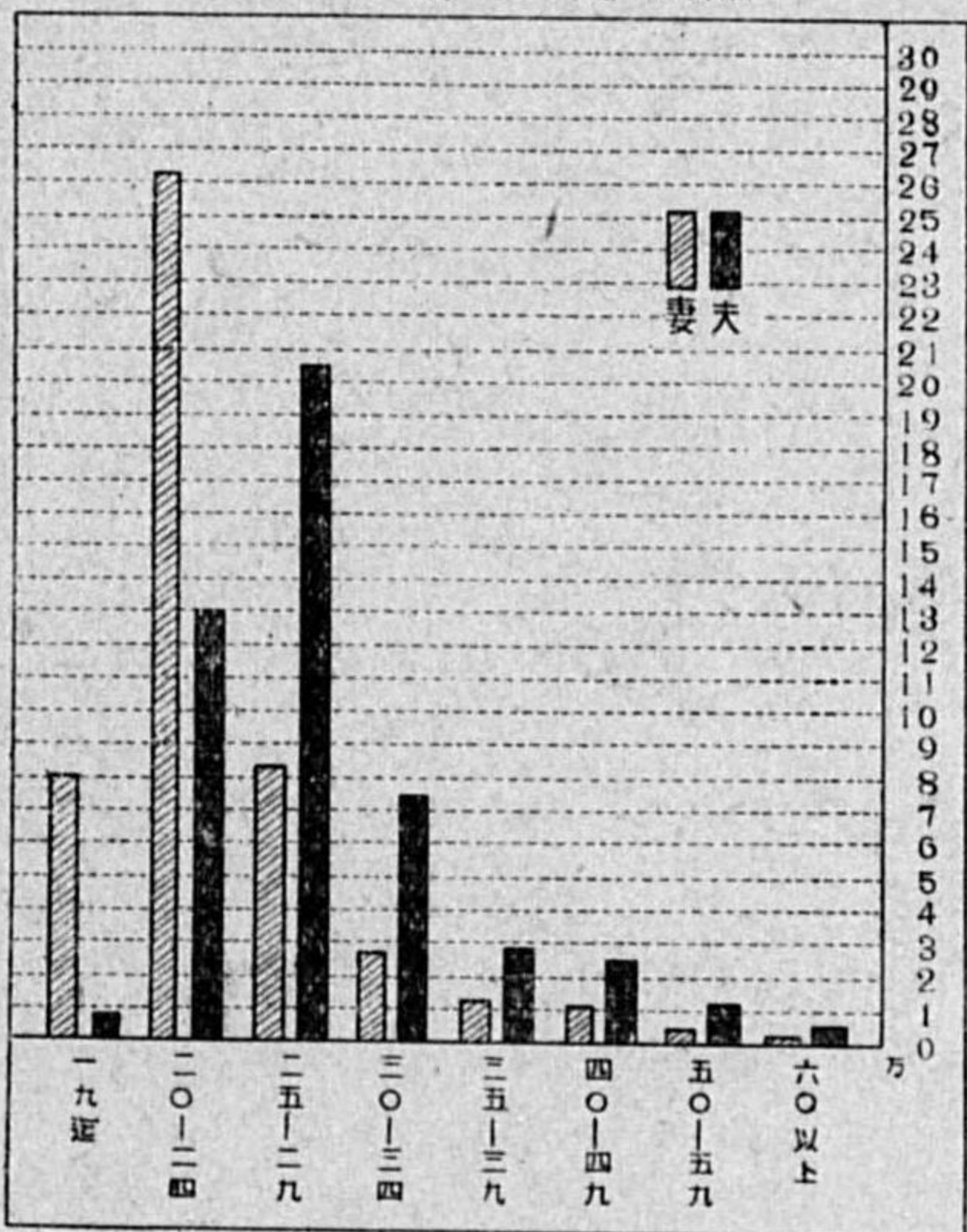
婚姻の要件としてわが民法の規定するものの中で、その主なものを列記すれば、左の如くである。

(一)當事者が相互に婚姻の意思があること。

女の地位の低かつた時代には、掠奪婚・賣買婚もしくは贈與婚などが行はれ、女の婚姻の意思の顧みられなかつたことがあつたが、今日においては、婚姻に關して、少くとも制定法上は、女の意思と男の意思とは、對等に重んぜられて居る。男女の自由意思に基づく承諾のない以上、婚姻の成立は、決してあり得ない。

(二)男は、満十七歳以上であり、女は、満十五歳以上であること。

(昭和三十八年内地) 婚姻年齢別



圖解

實際の婚姻年齢は、圖の如く男は二十五歳より二十九歳、女は二十歳より二十四歳の間が最も多い。教育や經濟の關係から、文化の高い社會ほど、婚姻は、遅くなる傾向がある。

これは、早婚の弊を避けようとする趣旨の下に定められたものである。規定の趣意は、男女がそれぞれこの年齢に達すれば婚姻してもよいといふ

ことに存し、もちろん、この年齢が、婚姻に適當な年齢といふことに存しない。

(三)直系血族・三親等内の傍系血族もしくは直系姻族の間でないこと。

これは、道徳上及び優生學上の考慮から、近親結婚を禁じようとする趣旨に出でたものである。

(四)男が満三十歳未満であるとき、及び女が満二十五歳未満であるときには、それぞれその家にある父母の同意を得るべきこと。

民法は、男女相互の自由な婚姻意思を重んじて居るが、しかし若い人々には、往々にして思慮の足りないこともあるから、この規定を設けたのである。もしその家に父母共になくるとき、もしくはあつてもその意思を表示することのできないときには、未成年者は、その後見人及び親族會の同意を得なければならぬ。

(五)夫(入夫婚姻・婿養子)のときは妻の本籍地もしくは所在地の市町村長に届出ること。

これらの要件は、いづれも當事者・家・否大きくいへば國乃至人類全般の生々發達への顧慮において規定せられたものであるが、その中でも、一見重大な意義を有しないやうに見えて、しかも重大な効果が與へられて居るものに、婚姻の届出がある。

民法は、この届出をもつて、夫婦として生活することの意思表示と見て居る。だから、民法上は、届出がなければ、婚姻は、成立しないことと爲り、従つて届出のない結婚は、婚姻と見られない。届出のない結

婚を爲した男女は、内縁関係にあるといはれ、通常、婚姻に對して與へられた制定法上の保護を受けない。例へば、恩給法などにおいては、夫の死後、妻は、寡婦として遺族扶助料を受け得ることと爲つて居るが、内縁の妻は、民法上、配偶者でないために、その恩恵に浴することを得ない。又同様に、工場法・鑛業法などに因る妻への一定の扶助も、内縁の妻は、これを受けることができない。その他、例へば婚姻であれば、嫡出子であるべき子も、届出でない結婚において生れれば私生子もしくは庶子として取扱はれる。婚姻の届出を怠ることは、かくて、只單に當事者がそれから苦痛を受けることがあるのみに止まらず、無辜の子にもその累を及すに至る。

届出のない結婚は、今日、裁判上、婚姻豫約として或程度の保護を受け得るに至つて居る。即ち内縁關係にある者の一方が、正當の理由がなくて婚姻の届出を拒絶した場合には、判例は、そこに婚姻の豫約の違反を認め、その違反者は、相手方が約束を信じたために被つた物質上もしくは精神上の損害を賠償する責に任じなければならぬとして居る。婚姻の豫約は、届出のない結婚のみに限つて認められて居るから、許嫁や結納授受に因る婚約などは、たとひ通常これを婚姻の豫約と稱するとしても、その違反は、裁判上届出のない結婚と同様には取扱はれて居らない。

婚姻とともに、妻は、夫の家に入るが、入夫婚姻及び婿養子の場合には、夫は、妻の家に入る。夫婦は、同居し、相互に扶養の義務を負ふ。

夫婦は、おのづかの自己の財産を有つことができる。夫婦のいづれの財産とも決定せられないものは、夫の財産であると推定せられる。夫は、妻の財産を管理し、そしてその財産より生ずる利益をも收得することができるが、しかし夫婦の共同生活より生ずる一切の費用を負担しなければならない。妻は、日常の家事については、夫の代理人と看做される。妻が、日常の家事について買入・貸借などの法律行為を爲したときは、夫が、責任を負はなければならない。

婚姻は、一男一女が終生の共同生活を目的とした結合であり、且これを正式に表示したものであるから、夫婦は、相互に信賴し、いはゆる一心同體の生活を爲すことが正常である。夫婦間に愛が支配すれば、親子間に信が支配し、家庭には和樂が横溢して、國の生活は、その向上發展の基礎を得る。

けれどもかく一度結合した夫婦も、途中でその結合を解くことがあり得る。これを離婚といふ。離婚には、協議上のものと裁判上のものがあるが、しかし婚姻が人生の重大事であるだけに、離婚は、決して容易でなく、又容易にせられてはいけない。

協議上の離婚は、いかなる理由に基づくのであらうと、苟くも當事者の協議が調ひさへすれば、爲され得る。裁判上の離婚は、例へば、妻が姦通したとか、夫が姦淫罪に因つて處刑せられたとか、配偶者より同居に堪へない虐待もしくは重大な侮辱を受けたとかいふやうな場合に、當事者の一方から離婚の訴を提起し、裁判所の判決を受けて爲される。

家は、國の生活の基礎を爲すものであるから、家の所在を地名・番地に依つて明らかにし、戸主及び家族の氏名・族稱・生年月日・家族關係・親族關係などを確め置くことは、國の生活にとつて、甚だ便利である。かくの如き事項を記録した文書は、即ち戸籍で、これを綴つた帳簿は、即ち戸籍簿である。戸籍簿は、かくして個人の身分關係を證明する公簿とも爲る。戸籍を取扱ふ戸籍吏は、市町村長であり、戸籍の事務に關して管轄區裁判所の監督に服する。

戸籍簿に記載せられた家の所在は、戸主及び家族たる個人より觀て、これをその本籍といひ、本籍の存する市町村は、これを本籍地といふ。個人は、必ずしも常に本籍に居住するに限らないから、本籍は、現實に個人の居住する場所とは無關係である。個人が本籍以外の場所に九十日以上住所もしくは居所を定めることを寄留といひ、その場所を寄留籍といひ、寄留籍の存する市町村を寄留地と稱する。ここに住所とは、個人の生活の本據をいひ、そして居所とは、個人の現に居住する場所をいふ。個人が寄留を爲す場合には、住所もしくは居所を定めた日から十四日以内に、寄留地の市町村長に寄留届を提出しなければならない。寄留に關する記録を綴つた帳簿は、これを寄留簿と名づける。

戸籍は、公の關係においては、就學・徴兵・課税・種痘・選舉權・被選舉權・陪審員資格などの調査決定の基準と爲り、又私の關係においては、その身分及び權利の、法令上、正當に取扱はれる根據と爲るものであるから、異動があつた場合には、本人の本籍地もしくは寄留地の市町村長へ届出でなければならない。か

くて、出生・死亡・家督相續などの場合には、一定期間内に届出でることが強制せられて居り、これを怠れば、過料に處せられる。出生届は、十四日以内に、死亡届は、七日以内に、家督相續届は、一ヶ月以内に、これを提出しなければならない。隠居・婚姻・養子縁組・分家などの場合には、かくの如き制裁はないが、届出でないときには、法令上、それぞれの效力を生じないから、遲滞なく届出でることが肝要である。

何人でも、必要があるときには、手数料を拂つて戸籍簿もしくは寄留簿を閲覽し、又はその謄本もしくは抄本の交付を受けることができる。

三家の存續

家は、家族の團體として、家族が變替しても、幾代にも互つて存續するものであるから、これを圓滿健全に向上發展せしめるために、いづこの國においても、その國に適した相續の制度が定められて居る。相續の制度が眞にその國に適して居るか否かは、その國の繁榮に決して無關係でないが、この制度の精神を善用して、家を圓滿健全に向上發展せしめることは、家を構成する家族の任務でなければならない。

わが國において、家が長く存續せしめられるゆゑんは、人々の間に祖先拜祀の風が長く存することにある。祖先拜祀の風は、わが國においては、人々の宗教上の信仰の相異に拘らず存する。即ち人々は、自己の屬する家が、祖先に依つて存續せしめられて來たものであることを意識し、そしてそれに意義を感ずるときに、ここに子孫に對する責任を思ふと同時に、祖先に對する感恩報謝の念を生ずる。おの

おのの家の祖先に對するこの感恩報謝の念を現すために、家それぞれの風習に従つて、神事・佛事・追悼會が、おのの家の家において行はれる。かくて、神道の風習においては、廣く神を祀るを神事といひ、家毎に神棚を設け、ここに神とともに祖先の靈をも祀り、朝夕禮拜を捧げる。佛教の風習においては、佛と爲つた人々の追善を佛事といひ、一定の周忌を定めて、家毎に祖先を祀る。キリスト教の風習においては、家族・知人などが相會して、祖先への感恩報謝の追悼會を行ふ。

純粹な家族制度の下においては、相続といへば、すべて家長たる身分の相続であり、財産といへば、皆家産であり、そしてこれは、家長たる身分に附隨して相続せられるものであつた。しかるに今日においては、家族制度の國においても、家長の外に家族も財産を所有することが認められるに至つたために、ここに家長の身分の相続の外に家族の財産の相続を生ずるに至つた。既に家族制度の消滅したヨーロッパ諸國においては、この財産相続が、唯一の相続制度となつて居るが、これに反してわが國においては、今日、一方においては、古來の美風としての家族制度が維持せられつつ、しかも他方においては、個人の財産權を認められて居るから、相続には、おのづから身分相続を中心とする家督相続と財産相続を總べてとする遺産相続との二種がある。

家長たる戸主が死亡し、もしくは隱居するなどのことがある場合には、その戸主たる身分を承繼する者がなければならぬ。戸主たる身分の承繼、詳言すれば、戸主の有する身分上及び財産上の一切の權利義務を一纏めに承繼することを家督相続といふ。わが民法に従へば、戸主權の承繼、及び特別の遺言の無い場合には前戸主に専屬する以外の一切の財産上の權利義務の承繼が、家督相続の内容を爲し、系譜・祭具・墳

墓の所有權は、いかなる場合にも、家督相続人の特權に屬する。

家督相続は、家族制度の國においては、家の永遠の存続のために必須なものであるから、これを誰かに爲さしめなければならぬばかりでなく、それを誰に爲さしめるかは、その國にとつて重大な事柄でなければならぬ。わが民法は、先づ一定の者をば戸主の意思に關係なく、當然に家督相続人たり得るものとし（法定の推定家督相続人）、次にかくの如き者のない場合に、戸主が家督相続人を指定し得ることと爲し（指定家督相続人）、更にかくても尙家督相続人のない場合を考へて、種々の周到な規定を設けて居る。即ちその家に戸主の父又は母がある場合には、その父又は母が、そして父母ともに居らない場合には、親族會が、戸主の家女（家附の娘）たる配偶者・兄弟・姉妹・家女でない配偶者・兄弟姉妹の子孫といふ順序に従つて、家族の中から家督相続人を選定する。

民法が、戸主の意思に關係なく、當然に家督相続人たり得ると爲した者、即ち法定の推定家督相続人は、民法に従へば、戸主の家族たる直系卑屬であるが、かくの如き直系卑屬が數人あるときには、（一）親等の近い者、（二）親等が同じいときは男、（三）親等の同じい男もしくは女の間では嫡出子、（四）親等の同じい嫡出子・庶子及び私生子の間では、女であつても嫡出子及び庶子、（五）そして以上の四の事項の同じい者間では、年長者が、それぞれ他の者に優先する。だから、家督相続に關する民法の原則は、嫡出主義・男子主義及び年長主義である。法定の推定家督相続人が、相続の開始前に死亡したときには、その子が、

その者と同順位に立つ。これを承祖相続といふ。

戸主の財産は、家督相続に依つて承継せられるが、家において、戸主の外に家族も、おのその財産を有つことを得るから、この財産も、誰かに依つて相続せられなければならない。家族が死亡したときに、その財産に属して居つた一切の権利義務を承継することを遺産相続といふ。遺産相続は、家族の財産相続である点において、家督相続が戸主の身分相続であること異なり、従つてその相続人は、一人に限らず、幾人であつても妨げない。

遺産相続の場合には、民法上、その相続人は、限定せられて居るが、しかし男女を問はず、又家に在ると否とを問はない。相続人は、死亡者の直系卑屬・配偶者・直系尊屬・戸主の順位で決定せられる。直系卑屬及び直系尊屬においては、親等の近い者は、遠い者に先んじ、同親等の者は、同順位に立つ。相続人が数人あるときには、相続財産は、それらの者の共有と爲り、そして同順位に在る者の受ける分前、即ち相続分は、特別の遺言の無い限りは、原則として相等しい。但し庶子と私生子との相続分は、嫡出子の相続分の半分である。

家督相続の場合でも、又遺産相続の場合でも、民法は、相続人の意思と利益とを考へ、相続人が、その相続を承認することも、拋棄することも、自由であるとして居るが、しかし法定の推定家督相続人のみは、家督相続の拋棄を爲すことを得ない。けだし、相続人は、被相続人の権利を承継するとともに義務をも承

継するから、これに相続に因つて、利益よりも損害を多く與へることは、避けられなければならないが、家督相続の拋棄は、家の斷絶を來し、家族制度の本旨に反するからである。

相続の承認は、被相続人の権利義務を全部的に相続することの承認、即ち單純承認であることを原則とする。けれども被相続人に多額の借財がある場合には、相続人は、相続の單純承認に依つて多大の損害を受けなければならないから、民法は、かくの如き場合には、相続人が、相続に因つて得た財産の限度において、その債務及び遺贈を辨済するといふ特定の制限を附した相続の承認即ち限定承認を爲し得ることを認めて居る。

相続には、かくの如く相続人の意思と利益とを考へる外に、又被相続人の意思を重んずることも、當然である。だから、民法は、遺言の制度を設けて、被相続人の生前の意思表示に死後の關係を支配するだけの效力を與へて居る。けれども遺言は、本人の死後に效力を生ずるものであるだけに、紛争を起し易い。だから、民法は、遺言は、一定の方式を履まなければ、效力を生じないこととして居る。自筆證書・公正證書もしくは秘密證書に依ることは、その普通方式である。自筆證書に依つて遺言を爲すには、遺言者が全文・日附・氏名を自書して、これに捺印し、公正證書に依つて遺言を爲すには、證人二人以上の立會の下に、公證人が遺言者の口授を筆記し、そして秘密證書に依つて遺言を爲すには、遺言者が署名捺印した證書を封じて封印しなければならないこととせられて居る。疾病その他の事由に因り死亡の危急の迫つた者・傳

染病のため交通を遮断した場所に在る者・從軍中の軍人及び軍屬・艦船中に在る者などには、その特別方式が許されて居る。

遺言は、満十五歳に達した者は、誰でもこれを爲すことができる。

遺言者は、家督相続人もしくは後見人の指定・私生子の認知・相続財産の處分などについて、自由にその意思を決定することを得る。但し遺言者が遺言に因つて財産を他人に贈與する場合、即ち遺贈の場合には、民法は、家族制度を維持し且相続人を保護する趣旨よりして、當然に相続人に遺留せられるべき一定割合の財産、即ち遺留分を定めて居る。遺留分は、相続人の種類に依つて異なる。法定の家督相続人たる直系卑屬にあつては、相続財産の半額であり、その他の家督相続人にあつては、その三分の一であり、又遺産相続人たる直系卑屬にあつては、半額であり、そして配偶者及び直系尊屬にあつては、三分の一である。

四 家 計

家は、國の基礎を爲すものであるから、又國における人々の經濟生活の基礎を爲す。

原始時代はちろか、文化の發達の漸く著しくなつた時代においても、人類は、永くその生活資料の獲得とその消費とを、殆ど一家の内で行つて居た。しかるに物質文明の進歩とともに、交通が開け、分業が行はれ、都市が興隆し、大規模の生産が可能と爲るに従つて、ここに一家を基礎とした自給自足の經濟は、おのづから廢れて、相互依存の經濟に入つた。相互依存の經濟は、初め地方的に行はれたが、今日は、漸く世界的に行はれ、人類は、自ら生産することなしに、世界のあらゆる土地における人類の生産の恩恵に與り得るに至つた。

人類の經濟關係がかくの如くに擴大するとともに、國における活動單位は、家から次第に個人へと移つたが、しかし、國における人類の經濟生活の單位は、尙原則として家である。殊に家族制度の國においては、人類の經濟生活の單位が家であるといふことは、一方においては、家を構成する者の相互の利害關係の緊密であることを示し、(これは、家が人類の自然の愛情に基づいて成立するものであることから生じた當然の結果である)、そして他方においては、人類の全般の繁榮がその家の繁榮に立脚しなければならぬものであることを示す。(これは、家が國の基礎であることから生ずる必然の結果である)。だから、一家の經濟生活をいかに爲すかは、家を構成する個人からいつても、國家からいつても、否社會全般からいつても、極めて重大な意義を有つ。このことは、私有財産制度の國においては、殊にさうでなければならぬ。

家は、かくて、わが國においては、原則として經濟生活の單位であるから、その家は、それを構成する家族の収入の全部をもつてその生活に必要な費用を支辨して行かなければならない。これを一家の生計もしくは家計と稱する。

家計は、収入を基準とする。貨幣經濟時代においては、この収入は、主として貨幣であるが、又別に貨幣に見積られ得るべき財貨をも包含する。例へば、賣上代金・利子・給料などの金銭収入と、米・麥・野菜などの實物収入とが、即ちこれである。

収入には、定期の収入と不定期の収入とがある。前者は、これを經常収入といひ、後者は、これを臨時収入といふ。例へば、各人の職業から得る利益・給料・收穫などの如き勤勞収入や、財産から生ずる利子・家賃・小作米などの如き財産収入は、經常収入であり、保険金・慰勞金・一時賜金・賞與・特別手當・受贈物・廢物處分の収入などの如きは、臨時収入である。經常収入は、大體において定額であり、且確實に豫定せられ得るが、臨時収入は、さうでない。だから、家計を立てるに當つて確實な準據となるは、經常収入でなければならぬ。經常収入、殊にその中の財産収入の源泉は、なるべくこれを多様にして、危険を分散せしめる必要がある。

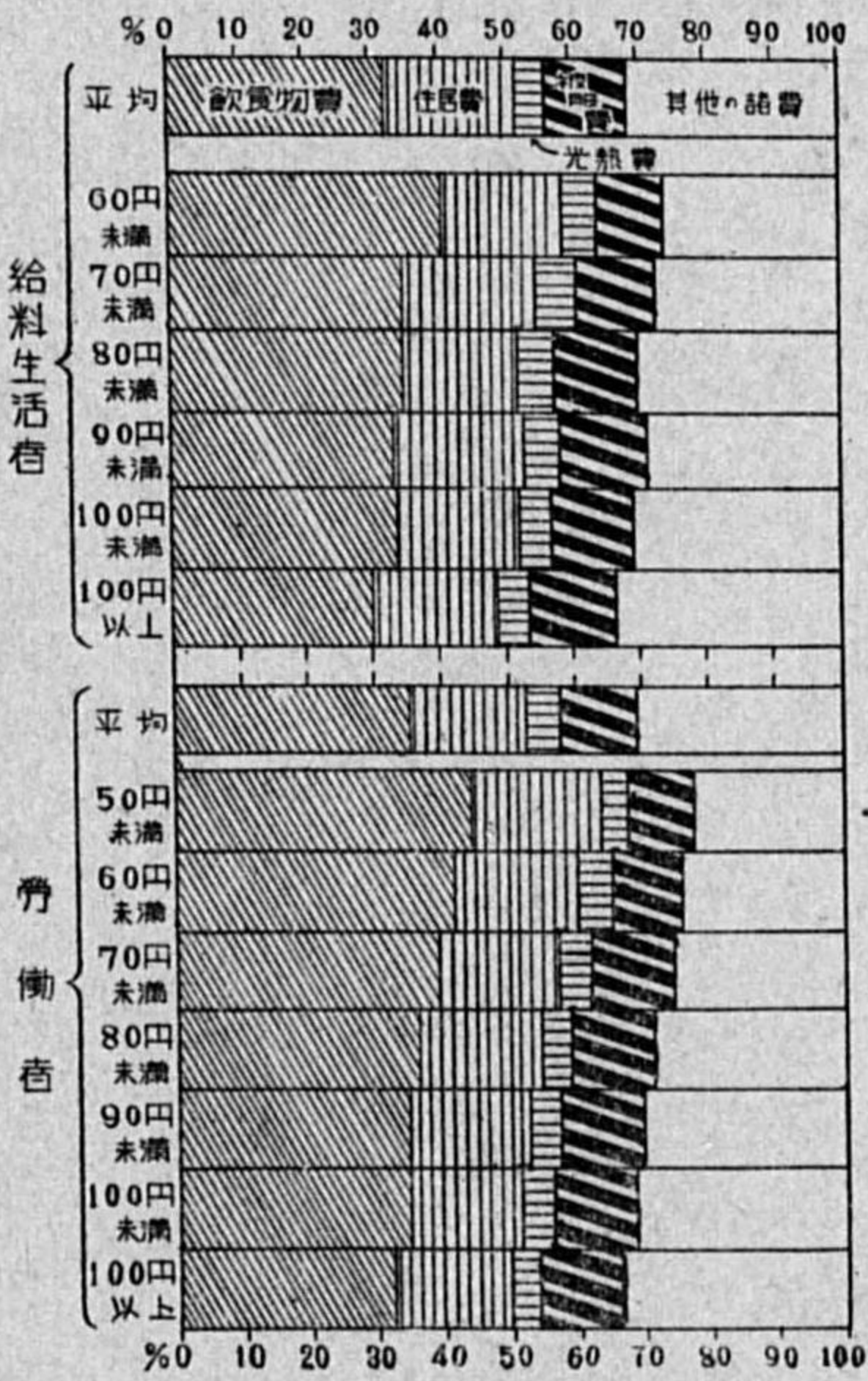
家の存續もしくは家を構成する者の生活に必要な費用を生計費といふ。生計費にも、經常費と臨時費とがある。例へば、人類の生命の保持に必要な食物費・衣服費・住居費などを初めとして、その生活の向上に必要な教育費・衛生費・通信費・娯樂費・交際費などは、前者に屬し、これに反して結婚費・醫療費・旅行費などは、後者に屬する。その各種の費目に要する生計費の割合は、嚴密にいへば、時代と場所と人にと依つておのづから異なるが、ドイツの有名な統計學者エンゲル氏が、一八五七年、ザクセンにおいて行つた家

計調査を基礎として立てた法則、即ちいはゆるエンゲルの法則に依れば、食物費の割合は、収入の増加するに従つて減少し、衣服費の割合は、収入の増加するに拘らずおほよそ同一であり、住居費及び光熱費の割合は、収入の多寡に拘らず大差なく、そして教育費・衛生費・娯樂費などは、収入の増加するに従つてその割合を増加することと爲つて居る。これに依れば、収入の多い家は、生計費中食物費の占める割合が、収入の多い家よりも多く、従つてその家族は、主として生命の保持に必須な消費を爲すに止り、教育・衛生・

娯樂などのいはゆる文化生活を爲すことの難しい状態にあることが知られる。

右のエンゲルの法則に對して、異議を唱へた學者も無いではなかつたが、しかしその後、歐米諸國における生計費の調査は、大體においてこの法則の正確なことを實證して居る。ここに圖示せられてある本邦生計費調査は、内閣統計局が札幌・仙臺・東京・

本邦生計費調査
(昭和七年一七八)



金澤・名古屋・大阪・廣島・徳島・八幡・長崎の十市における平均五十圓以上百圓未満の月収入ある世帯一六〇六世帯について調査したものであるが、エンゲルの法則がそこにそのまま現れて居るのは、興味深い。

生計費は、時代と場所と人との依つておのづから異なるが、生計の方針は、不動でなければならぬ。支出と収入とを適當に調節することは、即ちこれである。入るを計つて出づるを制するといふことは、常に一家の經濟生活を安定ならしめるために、必ず守られなければならないのみならず、國の健全な進歩を計る上にも、必ず守られなければならない。一定期間の収入と支出とを見積つて、それに従つて生計を立てて行くことを豫算生活といふ。年初めもしくは月初めに、年毎もしくは月毎の豫算を立て、その年もしくは月の終りに、収入の決算を爲し、その結果に依つて工夫を加へれば、一家の生計は、おのづから容易と爲る。もし經常収入をもつて經常費と臨時費とを支辨し、そして、臨時収入をもつてその不足を補ふ準備として貯蓄し得るなら、生計は、もちろん安固と爲るが、これは、決して多くの家に對して望まれ得ることではない。けれどもいづれの家でも、例へば、公設市場の利用・物品の選擇・市價の注意・或程度の自給自足などの方法に依つて、生計を多少とも安易にすることは、必ずしもできないことではない。すべて生計に無駄を省いて生活の能率を上げることが生活を生活の合理化といふ。

社會には、意外な出來事が多く、人生の行路は、必ずしも常に安穩でない。個人は、いつ、いかなる場合に、不慮の疾病や災厄に遭ふかも知れないが、この疾病や災厄に打勝つためには、私有財産制度の國においては、自己殊に家の生計の餘裕に俟たなければならない。だから、人々は、家のために常に勤勞し、儉約して、相當の貯蓄を爲す必要がある。貯蓄とは、収入の幾分かを現在の生活のために用ひないで、將

來の生活のために保有することをいふ。

貯蓄を大にするには、一方において勤儉即ち勤勞と儉約とに依る外に、他方において貯蓄の機關及び方法に關して適當の注意が必要とせられる。貯蓄の機關としては、郵便局・銀行などがあり、そして貯蓄の方法としては、郵便貯金・銀行預金などがある。信用組合及び信託會社は、本來、貯蓄機關ではないが、貯蓄の目的にも、亦利用せられ得る。

年次	預入高	拂戻高	現在高		預金一人當	人口百人當
			人員	金額		
昭和元	九三〇、七八七 <small>千圓</small>	八四四、八二〇 <small>千圓</small>	三二、四一〇 <small>千人</small>	一、二五三、五三九 <small>千圓</small>	三六・〇三 <small>圓</small>	三八 <small>人</small>
二	一、五六五、九七七	一、一八三、七八四	三四、四二五	一、六三六、二五五	四四・九九	四〇
三	一、四四四、二一九	一、二一六、九五四	三六、四八五	一、八六三、七〇三	四八・一九	四二
四	一、六六〇、三六九	一、三三二、九九九	三七、九六八	二、二〇一、二四五	五四・六五	四三
五	一、八〇九、〇一四	一、五一三、六二二	三八、二五七	二、四九七、一五四	六一・六八	四二
六	一、九三〇、三〇六	一、六一二、一五三	三九、〇六六	二、八一五、八六八	六七・六四	四二
七	一、九五四、三九七	一、九九八、二六〇	三九、八三八	二、七七二、〇〇四	六八・三四	四二
八	一、九六八、四一二	一、八二一、〇七一	四一、六二五	二、九一九、二四五	六八・二九	四三

四家計

四三

九	二、〇七九、〇九八	一、九三三、八三二	四三・六一八	三、〇六四、六一一	六八・五一	四五
一〇	二、二二八、七五九	二、〇五〇、四〇六	四六・二六七	三、二二二、九六四	六八・二七	四六
一一	二、四九三、一六五	二、二四三、四九九	四九・二三七	三、四八二、六三〇	六九・五七	四八
一二	二、八一二、九三〇	二、四〇四、一八四	五四・一六六	三、八九一、三七五	六九・九二	五二
一三	三、四六五、五七七	二、七四五、三六一	七四・〇三九	四、六一三、九七一	六〇・九四	—

備考
 一、會計年度に依る
 二、昭和十三年度の數字は貯金局統計月報に依る
 三、預け人一人當預金額および人口百人當預人員は各年末
 四、人口百人當預人員は四拾五入

郵便貯金には、普通貯金・据置貯金・共同貯金・規約貯金などがある。普通貯金は、預入金額が一口十錢以上總額二千圓を限度と爲すもので、居所を變じても、同一通帳をもつて貯金の預入又は拂戻を爲し得る便宜がある。据置貯金は、一定の期間を定め、その期間内においては拂戻を爲さない條件の貯金である。利率は、普通貯金よりも幾分高く爲つて居る。共同貯金は、數人又は十數人の者が、その中の一を總代と定め、その者の名義において爲す貯金であり、規約貯金は、工場・會社・官公署・部落などの人々が一團と爲つて組合規約を作り、妄りに拂戻を受けない約束の下に爲す貯金である。

銀行の性質及び業務については、下巻において説明するが、ここでは、それが貯蓄機關として有つ業務について、その大要を述べることとする。

銀行には、一般公衆のために小額の資金を安全且有利に貯蓄せしめることを目的とする貯蓄銀行と、貯蓄機關であるとともに金融機關である普通銀行とがある。

年 末	預 金
大正	元 二、〇二五、四九三
五	三、八一六、四七五
一〇	一〇、三三四、九二九
元	一一、七七一、〇二〇
昭 和	一一、九六七、四五四
二	一二、一七六、六九七
三	一二、四七二、五一七
四	一二、一二六、三九五
五	一一、五八五、〇三一
六	一一、九五八、二三六
七	一二、五六四、八六四
八	一三、二七九、六一七
九	一四、二〇〇、一九〇
一〇	一五、二七三、六二二
一一	一七、〇三三、三一九

備考(一)昭和四年以前分のものは朝鮮銀行を除く朝鮮外に本店を有する銀行の計を數し、(二)各年共同國外銀行本支店に在る支店を計る。昭和二十年は概算。

貯蓄銀行の預金には、普通貯金・定期預金・定期積金・据置貯金などがある。普通貯金は、いつでも預入又は拂戻のできる預金で、大抵一口十錢以上とせられて居るが、郵便貯金の如く一口の預金總額に制限がない。定期預金は、約束した期限までは拂戻を受けない條件の下に爲す預金である。利率は、普通貯金よりも幾分高く爲つて居る。定期積金は、約束した期間中、毎月一定の金額を預入れ、期限が来たときに約束通り纏つた金額を受取る仕組の預金である。据置貯金は、約束した期限までは拂戻を受けない條件の下に爲す預金で、定期預金と似て居るが、同一の預金證書をもつて追加預入のできることを、期限の来るまでは最初の利率を變更しないことなどが、定期預金と異なる點である。

普通銀行の預金には、當座預金・特別當座預金・定期預金・通知預金などがある。當座預金は、預金者が、その預金高までは、いつでも拂戻のできる預金である。預金を拂戻すときには、銀行宛に振出す小切手に依らなければならない。利率は、他の預金よりも低く爲つて居る。特別當座預金は、郵便局の普通貯金・貯蓄銀行の普通貯金と似たものであるが、只一口十圓以上といふ制限のあるところが、これらと異なる點である。當座預金に比して小口であり、且利率が高い外小切手の使用の許されて居ない點が、それと異なつて居る。定期預金は、貯蓄銀行の定期預金と大同小異である。利率は、他の預金に比して割合に高く爲つて居る。通知預金は、預金者が、銀行に對して拂戻の豫告をしなければ、拂戻ので

きない預金である。利率は、當座預金よりも高く爲つて居る。當座預金及び通知預金は、大體において商店・會社などに利用せられるもので、貯蓄の方法としては一般家庭向きのものとはいひ難い。

郵便貯金は、國家に預入れるものであるから、これ以上安全なものはないが、それだけ利率が低く、有利性に缺けるところのあるのは、けだし止むを得ないことである。これに反して銀行預金は、その有利性においては、郵便貯金より優れて居るが、その安全性においては、銀行に依つて一概に論ずる譯には行かない。銀行の經營は、國家に依つて監督せられるが、しかしそれでも、多年苦心して積み來つた預金が、思ひもよらぬ銀行の破綻に因つて無に歸した實例は、必ずしも尠くない。人々は、銀行に預金する場合に、單に利率の高いことに着目せず、基礎の鞏固で、經營の堅實なものを選ぶことが肝要である。

(信用組合及び信託會社については、それらの固有の機能に關して下巻において述べるから、ここでは、これを措く)。

貯蓄を爲す方法に、公債・債券・株券などの有價證券を購入する方法がある。

公債は、國家又は地方團體が一般公衆より負債を爲すときに發行する證書である。公債は、國家又は地方團體に金を貸すことであるから、もとより安全である。その賣買は、自由であり、且その利率は、郵便貯金・銀行預金よりも高いのが常である。

債券は、會社・銀行が一般公衆より負債を爲すときに發行する證書である。會社債は、その安全性は、一概にはいへないが、優良な會社のものでは、大體安全であり、そしてその賣買は、自由であり、且相當に有利である。銀行債には、勸業銀行の發行する勸業債券・工業銀行の發行する工業債券・農工銀行の發行する農工債券などがある。これらの債券は、公債に次いで安全であり、賣買は、自由であり、又利率も、相當に高い。

株券は、株式會社が株主に對してその出資額を證明するために交付する證書である。株券は、自由に賣買せられ得るが、しかし本來事業における利益配當を受けるものであるから、時に大いに有利な場合があるとともに、又大いに不利な場合がある。のみならず、株券は、財界の微妙な變動や企業の些々たる消長などにも、その價額が著しく騰落するから、そのために、その賣買市場に精通せる人でさへも、思はぬ損害を蒙ることが多い。安全な利殖を欲する一般の家庭にとつては、それは、大體、不向きである。

貯蓄は、これを個人から見れば、不時の入費に備へて一家の生活を安固にし、その繁榮に役立つものであるが、更にこれを社會から見れば、資本の集積を促し、生産の能力を増大して、國全般否世界全般の生々發達に役立つものである。元來、消費には、生計のためにするものと、生産のためにするものとの二が分たれ得る。前者は、非生産的消費であつて、後者は、生産的消費である。貯蓄は、もとより生命・健康を保持し、且は社會的地位を保持するための非生産的消費に備へられなければならないが、しかしそれが積り積れば、生産的消費にも向けられ、直接にはその家を繁榮せしめ、國民經濟を強化し、國家を有力に導くのみならず、間接には世界經濟を潤して人類全般の幸福に貢獻する。貯蓄者は、その貯蓄をもつて、いつでも必要に應じて非生産的の消費を遂げ得るのみならず、これを公債・社債・株券などの有價證券に運用して、國家もしくは地方團體の事業を援助し、もしくは會社もしくは組合の事業に参加することを得る。貯蓄者に依つて生産に向けられない郵便貯金及び銀行預金も、政府及び銀行を通じて、或は國家もしくは地方團體の、又或は會社もしくは組合の公益事業乃至生産事業に使用せられる。(貯蓄が戰時經濟においていかに重大であるか、乃至は支那事變における貯蓄の重大な意義については、下巻「貨幣と物價」・「金融」

及び「公債」の節において述べるから、ここでは、これを措く。

一家の生活を安固にするために、貯蓄とともに必要なものに、保険がある。

人は、衰弱すれば働けなくなる。死は、いつ来るかも計られない。その他、危険は、火災・盗難・海難・傷害などの不慮の場合にもある。保険は、これらの不幸に際會しても、その不幸を軽くするために案出せられた制度であつて、これに、損害保険と生命保険とがある。

損害保険とは、財産の損害に對する保険をいふ。これに、火災保険・海上保険・運送保険・家畜保険などがある。

火災保険は、火災に因つて生じた經濟上の損害を保障するもので、この保険に依つて填補せられる損害は、火災に因つて生じた一切の損害と、消防又は避難に因つて生じた損害とである。海上保険は、航海に關する事故に因つて生じた船舶及びその積荷の損害を填補するものである。この保険事故は、甚だ廣く、沈没・坐礁・衝突・火災などや、船員の悪行・暴風雨の場合における船の沈没を免れるための投荷・戦争などの如きは、その事例である。運送保険は、鐵道・自動車・馬車などに依つて陸上を運送中の貨物、又は船舶に依つて湖川・運河を運送中の貨物、もしくは運送中一時倉庫に保管してある貨物が、火災・水害・盗難などに掛つた場合に、その損害を償ふものであり、家畜保険は、農村の牛馬の傷害及び死亡の危険を保障するものである。

生命保険とは、生命・健康に伴ふ危険に對する保険をいひ、これに終身保険・養老保険・傷害保険・徴兵保険などがある。

終身保険は、被保険者が死亡した場合に、保険金を支拂はれるものであり、養老保険は、被保険者が一定の年齢に達した場合においても、それ以前に死亡した場合においても、保険金の支拂を受けるものである。傷害保険は、旅行中・従業中その他の場合における不慮の災厄に因る人體の損傷・危害を保障するものであり、徴兵保険は、被保険者が徴兵適齡に達するまで生存し、且現實に入營したときに保険金の支拂を受けるものである。

内國生命保險會社契約高

(年末現在 單位千件、百萬圓)

年 度	件 數	金 額
昭和 六	六、五五二・六	八、三一九・七
七	六、七七四・〇	八、七九五・五
八	七、二九六・九	九、六九二・五
九	八、一三九・五	一一、〇五八・〇
一〇	九、〇七九・一	一二、六五〇・二
一一	一〇、九八一・三	一四、五九二・九
一二	一二、二六七・四	一六、八九三・〇
一三	一四、〇四七・七	一九、八五六・二

簡易生命保險契約高

(年度末現在契約高 單位千圓)

年 度	件數(千件)	保險金額
昭和 五	一五、六二七	二、一〇一、三六六
六	一六、七九三	二、二五三、一三六
七	一八、一八三	二、四一二、七九四
八	二〇、〇五八	二、六五四、一八三
九	二二、〇二三	二、九二七、六六一
一〇	二三、七六六	三、二二三、一七九
一一	二五、七六五	三、六三四、一五二
一二	二八、二〇〇	四、一九六、一三四
一三	三二、二九三	五、三〇三、九二四

保険は、通常、民營事業とせられて居るが、簡易保険・郵便年金・健康保険などは、官營事業である。

簡易保険は、終身保険と養老保険とに限られ、主として中流以下の人々のために設けられた生命保険であり、郵便局において取扱は

れる。その特徴とするところは、保険金額が他の生命保険に比して小額で、最高を七百圓と爲して居ること、契約に際して身體検査を行はず、その手續が極く簡單で、掛金も月掛でよいことなどである。郵便金は、郵便局で取扱はれ、年金契約者が一定期間掛金を掛続けるか、又は一時に掛金を拂込むときには、恰も恩給の如く死亡に至るまで、約束の年金の仕拂を受けるものである。健康保険は、政府の經營に懸り、被保険者の疾病・負傷・死亡・分娩などの場合に、療養費・傷病手当・埋葬料・分娩費・出産手当などを給付するものである。健康保険は、従来、健康保険法に基づいて、工場や鑛山に働く労働者のために設けられて来たが、健康保険における被保険者の範圍を擴張することが、近時、社會一般に要望せられ、その結果、昭和十三年四月、國民健康保険法が公布せられ、それに基づいて、農山漁村の人々のためにも、健康保険が設けられ、著しい成績を擧げて居るが、更に昭和十四年四月、職員健康保険法が公布せられ、都會地における俸給生活者や商店勤務者のためにも、健康保険が設けられ得るやうに爲つた。

民營及び官營の保険のいづれにおいても、保険加入者は、一定の保険料を納め、そして保険契約に定められた一定の事故が発生したときには、その保険加入者もしくはその指定した者は、一定の保険金を受取ることとせられて居る。

保険は、生活の不安を少くする點から見れば、貯金もしくは預金と同様であるが、自己の蓄積した金額を利用するのではなく、一定の事故が発生したときに、いつでも契約した金額を受取るものであることにあり、貯金もしくは預金と異なる。だから、特定の事故に對して生活を安固にしようとする者は、保険に入らなければならぬ。

保険に加入する者の納める保険料は、現在の生活のために用ひられずに、將來の不慮の不幸を軽減するために用ひられるものである點において、一種の貯蓄であるといはれ得る。人は、保険料を支拂ふために

も、貯蓄と同様に勤儉であることを要し、又その保険料の集積が、保險會社の運用に依つて諸多の事業に利用せられ、國民經濟を強め、世界經濟を潤し、かくて、國全般乃至人類全般の生々發達を遂げることに寄與することも、亦貯蓄の場合と等しい。

貯蓄は、貯蓄者及びその承繼者にとつて、又保険は、保険加入者もしくはその指定者にとつて、財産の一部を形成する。

すべて人々の欲望を充足する有形乃至無形の手段を財と名づけ、そしてその取引價値を有するものを財貨といふなら、ここにいふ財産は、財貨の一體として見られたもの、殊に或者に所屬するとして見られた財貨の總和に外ならない。

財産は、生活を安固にするから、その所有者たる個人従つてその家の品位を高めることに役立つ。のみならず財産のある個人もしくは家は、財産のない個人もしくは家に比して、物質的生活においてはもとより、精神的な生活においても、遙かに有利の地位に立つ。だから、昔からあらゆる社會は、皆これを尊重して居る。今日、わが國が、憲法に依つて所有權の侵すべきでないことを定め、民法・刑法などに依つて廣く財産權を保護して居ることも、亦このために外ならない。

財産は、今日の最も發達した國においては、有體物に限らず、又無體物でもあり得る。有體物とは、民法にいはゆる物で、これは、動産と不動産との二に分けられる。土地及び土地の定著物である建物・立木

を不動産といひ、その他のもの、即ち例へば金銭・商品・家蓄・農作物・衣服・家具などの如きものを動産といふ。無體物とは、著作・發明・考案などの如き精神的産物をいふ。

財産に關する權利を財産權といふ。國において人々の財産權の認められ、財産の保護せられる場合に、その國を私有財産制度の行はれる國といふ。

財産權は、著作權・特許權・實用新案權・商標權(下卷「生産と消費」の節参照)などの如き、直接に無體物たる精神的産物を支配する權利即ち無體財産權を別とすれば、物權と債權との二に分たれる。物權とは、直接に動産もしくは不動産を支配する權利をいひ、債權とは、相手方に一定の行爲を要求する權利をいふ。

物權は、所有權・占有權・地上權・永小作權・地役權・留置權・先取特權・質權・抵當權など、種々に分けられる。なかんづく所有權は、自由に物の使用・收益・及び處分を爲す權利で、物權の中でも最も強大である。以下、物權の各種について、その大要を述べよう。

占有權は、物を自己のためにする意思をもつて所持する者が、その物の所持が正當な法律上の權利關係に基づいて爲されて居ると不法に爲されて居るとを問はず、妄りにその所持を奪はれ、又は妨げられない權利である。

地上權は、他人の土地において、建物・橋梁・堤防などの永續的の工作物、又は植林のための竹木を所有するために、その土地を使用する權利である。他人の土地を使用する地上權者は、地代を地主に仕拂つて居るのが常である。

永小作權は、小作料を仕拂つて他人の土地において耕作又は牧畜を爲す權利である。

地役權は、例へば、他人の土地を通行するとか、他人の土地から水を引くとかの目的のために、他人の土地を自己の土地の便宜に供

する權利である。

留置權は、他人の物を占有して居る者が、その物に關して生じた債權を有つて居るときに、その辨濟を受けるまではその物を留置する權利である。例へば、人に頼まれて時計の修繕を爲した者は、修繕料の仕拂を受けるまではその時計の返還を拒むことができる。

先取特權は、一定の原因から生じた債權を有つて居る者が、他の債權者に優先して債務者の財産について辨濟を受ける權利である。

例へば、日用品の供給に因つて債權を得た者の如きは、この先取特權を有つて居る。

質權は、貸金などの債權の擔保として債務者又は第三者から受取つた物を占有し、もし債務者が期限に到つてもこれが辨濟を爲さないときに、その物を處分して他の債權者に優先して辨濟を受ける權利である。

抵當權は、債務者又は第三者がその占有を移さないがしかし債務の擔保に供した不動産について、他の債權者に先んじて辨濟を受ける權利である。

物權の讓渡は、動産に關しては、その動産の引渡に依つて完了するが、不動産に關する場合には、登記を爲さなければ、第三者にその效力を主張し得ない。登記といふのは、その不動産の所在地を管轄して居る區裁判所又はその出張所に備へつけてある登記簿に、一定の事柄を記載して貰ふことである。

物權は、直接に物を支配する權利であるから、その内容は、直接に財産を形成するに反して、債權は、單に相手方に一定の行爲を要求する權利であるに過ぎないから、その内容も、この行爲を介することに依つて間接に財産を形成するに止る。だから、債權の内容は、この行爲が容易に且簡單に行はれるものであるほど、その財産たる特質を明瞭にする。例へば、賣掛金・商品切手・債券・公債證書などの如きは、即ちこれである。

債権の發生する原因には、契約・不法行爲・不當利得・事務管理など種々あるが、なかんづくその主なものは、契約である。契約とは、二人以上の意思表示の合致をいふ。それは、一方に申込があり、他方に承諾があつて成立する。それは、日常、種々の目的において行はれる。例へば、一方が物を無償で與へようといふに對して相手方がこれを貰はうといふ贈與、一方が物を賣らうといふに對して相手方がこれを一定の代價で買はうといふ賣買、一方が牛の所有權を移轉するのに對して他方が馬の所有權を移轉するといふやうな物の交換、金銭・米などの貸借のやうに借りた物と同種類の物を返す消費貸借、無償で他人のものを借り使用後にこれを返す使用貸借、貸金を支拂つて他人の物を使用し後にこれを返す貸貸借、報酬の支拂を受けて勞務を提供する雇傭、報酬の支拂を受けて或結果を齎すべき仕事を爲す請負、他人に依頼して法律行爲その他の事務を爲さしめる委任などは、その事例である。そこで、例へば、一人が他人に金の借用を申込み、他人がこれを承諾したとすれば、ここに消費貸借契約が結ばれる。貸主は、債権者であり、そして借主は、債務者である。債権者は、債務者に貸金の返済を要求する權利即ち債權を有ち、そして債務者は、この要求に従ふべき義務即ち債務を有つ。債務者が債務を履行すれば、債權は消滅する。けれども債務者が返済期日に至つて尙債務を履行しないときには、債權者は、裁判所に訴へてその債權の保護を得る。即ち債權者は、結局、その貸金を受領する權利を有つのであるから、その權利の内容は、もとより財産といはれ得る。このことは、あらゆる債權の内容において同様である。

債權發生の他の原因たる不法行爲・不當利得・事務管理について、その大要を述べれば左の如くである。

不法行爲は、故意又は過失に依つて他人の權利を侵害する行爲である。この行爲に依つて損害を被つた者は、その他人に對して損害賠償を請求する債權を有つことができる。

不當利得は、例へば、債權者が貸金の返済を誤つて二重に受けるが如く、法律上の原因がないのに他人の財産又は勞務に依つて利益を受け、しかもそのために他人に損害を及すことである。不當に利得した者は、利益を受けた限度においてその利益を返還するべき債務を有つ。

事務管理は、例へば、隣人の家屋が旅行中に暴風に依つて破損したのを修繕して置いてやるやうに、義務がないのに他人のために他人の事務を管理することである。これに依つて、その他人と管理人との間に、管理費用の償還などについて債權・債務の關係が生ずる。

財産權の行使・設定・讓渡などは、一般に私有財産制度の行はれる最も進歩した國においては、原則として當事者の自由とせられ、且厚く保護せられて居る。けだし、これは、この制度の行はれる國においては、その變轉の極りない複雑な出來事に對應して生活を遂げて行くことが、原則として個人の責任に委ねられたことから來る當然の結果に外ならない。かくて例へば、所有權の行使は、原則として制限がなく、公用徴收・軍事徴發・警察上の取締などの外は、何人もこの權利を侵すことを得ないし、又例へば、契約の締結も、原則として制限がなく、公の秩序もしくは善良の風俗に反する事項を目的としない限り、理由なく無効とせられることはない。

國における生活を個人の責任に委ねる制度を、個人自治制度と稱する。國において、個人自治制度が行

はれるのは、決して個人を無援のままに放置する趣旨に出でるものではなくして、この制度を採ることが、結局、人類全般の生々發達を保障するものであることに出でる。けだし、國における變轉の極りない複雑な出來事は、もちろん、共同の力に依つて適當に處理せられなければならないが、しかしこれの及ばない場合に、最も適當にこれを處理し得る者は、原則としてその出來事に直面した個人に外ならないからである。

個人自治制度も、私有財産制度も、人類の性質に基づき、社會の發達の一定の段階においては、人類の全般の生々發達を遂げることに最も都合よいものとして必然に成立したものであるから、人々は、共存共榮の精神の下に各種の財産権を運用し、右の制度の圓滿に行はれることを期しなければならぬ。

財産は、個人にとつても社會にとつても重要であるから、人々は、他人の財産を尊重するとともに、又自己の財産の使用についても注意しなければならぬ。

財産は、個人の努力の結果であり、殊に父祖の勤儉の賜であるが、しかし又同時に社會の保護の賜でもあり、殊に國家の政策の致す恩恵でもある。だから、財産は、もちろん、これを所有する者の正しい生活のために用ひられてよいが、しかし又同時に、社會公共のために使用せられるべきものでなければならぬ。財産が多いときには、人は、往々にして尊大と爲り、しかも救護を厭ひ、もしくは奢侈と爲るが、それは、社會もしくは國家に對する忘恩の致すところであるか、でなければ、社會もしくは國家のために使用

するべき方法に關する無自覺の致すところである。救護を厭ふことは、社會の人々の恩義に背くのみならず、人類全般の生々發達の理想に悖る。奢侈を爲すことは、父祖の志に反するのみでなく、社會の人心を浮薄にするといふ大害を齎す。救護を厭ひ、奢侈を爲すことに依つて、人々は、自己の生きがひを喪ひ、眞正の生活から遠ざかるに至る。

財産は、常に貨幣であるに限らないが、今日の如き貨幣制度の行はれる國においては、常に貨幣量において見積られる。だから、財産は、今日の社會においては、一方においては、物價に依つてその價値を増減するばかりでなく、他方においては、貨幣そのものの價値の變動に依つてもその價値を騰落する。人々は、自己及び家の財産の保管・運用・増殖には一方ならぬ才能と注意と努力とを要する。

第三章 わが郷土 (一)

一 わが郷土

人々の出生した所・成長した所・もしくは現に生活して居る所の自然及び社會の一體は、これをその郷土といふ。人々は、常に家において出生し・成長し・もしくは生活するから、わが家の在つた所もしくは現に在る所の自然及び社會の一體は、即ちわが郷土である。

一定の人々、殊に農村の人々の大部分にとつては、その出生した所は、同時に成長した所であり、又現に居住して居る所でもある。けれども居住移轉の自由な現代社會においては、一定の人々、殊に都市の人にとつては、その出生・成長・居住の所を異にすることが多い。この場合において、人々は、そのいづれの所をわが郷土と爲して居るかは、人に依つて異なるであらう。第一の郷土・第二の郷土などといふ言葉もある如く、そのいづれをもわが郷土と考へて居る者もあらうし、又それらの中で最も親まれ、又最も慕しく思はれる所をわが郷土と考へて居る者もあらう。だから、出生・成長・居住の地のいづれを郷土と爲すかは、人々の情意に依つて決められる問題でなければならぬ。

郷土の範圍は、廣くも、狭くも、考へられる。郷土の範圍を最も廣く考へれば、國家の地域を範圍とする自然及び社會の一體すらも、わが郷土であるといはれ、従つて又國そのものも、わが郷土であるといはれるが、郷土の範圍を最も狭く考へれば、村落・都會などの範圍における自然及び社會の一體のみが、わが郷土であり、かくて、村落・都會などのみがわが郷土であるといはれる。通常、郷土といふ場合には、それは、この狭い範圍において考へられた郷土を指すものである。郷土として考へられた村落・都會などは、郷土として考へられた國と等しく「くに」と稱せられる。

郷土における人々の生活は、必ず地縁に依つて結ばれて居るが、この外に、亦血縁に依つて結ばれることもある。人々の共同の地縁生活が長く續けば、おのづからその生活は、血縁に依つて結ばれるに至り、又血縁に依つて結ばれる人々の生活は、おのづから共同の地縁生活を導き易い。だから、地縁と血縁とは、互に因と爲り果と爲つて、一は他を強める關係にある。

郷土における人々は、地縁に依る外に、血縁に依つて結ばれて居る場合には、互に家族的親愛を感じる。殊にわが國においては、郷土に依つては、多くの家々が共同の祖先に淵源することもあり、さうでなくとも、國全般が共同祖先に淵源するとの思想が存するから、血縁意識の作用するところは、甚だ強い。

郷土が、地縁生活の外に、血縁意識の支持をも受けて考へられる場合に、人々は、その郷土に對して限りない愛著を感じる。人々が、その出生した所・成長した所・もしくは現に生活して居る所の自然と社會

とに對して感ずる抑へがたい愛著、即ち郷土に對する愛著は、これを郷土愛もしくは愛郷心といふ。

郷土は、人々にとつて實に懐しい所である。懐しい家・懐しい友・懐しい學校・懐しい山川、それらは、皆渾然と融合して、人々を牽きつける。一木一草にも、楽しい思出がある。方言も嬉しい。傳説も親まれる。郷土を永く離れてそれを想ふときに、その郷土は、故郷として生まれ、又慕はれる。

愛郷心は、人々の誰もが有つ麗しい感情であるが、しかし、人々は、その出生・成長・生活の所を同じくした郷土を有することもあり、又これらを異にした郷土を有することもあるから、その強弱は、人々に依つて同じくなく、例へば、前者は、その郷土に對して強い愛著を感ずるであらうが、後者は、それほどでもないであらう。けれどもそれにも拘らず、おのこの地方には、これを全般的にいって、必ず愛郷心が支配して居るから、人々は、この愛郷心に則つて、その郷土のために盡さうとする意圖を有つに至る。

愛郷心は、直接には、村落や都會を範圍としてこれに向けられるものであるが、しかしそれを擴充すれば、府縣の範圍においても成立し、更にそれを擴充すれば、國家の範圍にまでも及ぶものである。郷土の範圍は、只關係的のみに定められるから、人々が、それぞれ他町村・他府縣・他國に在れば、わが町村・わが府縣・わが國家の在る自然及び社會は、郷土と感ぜられる。わが町村の自然及び社會を愛し、わが府縣の自然及び社會を愛し、又わが國家の自然及び社會を愛する心は、その性質において、同一でなければならぬ。だから、地方的愛郷心は、生長して、おのづから愛國心にまで進み、地方的郷土愛は、おのづから

擴大して、祖國愛にまで高められることが多い。愛郷心が郷土を繁榮に導くが如くに、愛國心も、亦國の繁榮を齎し、一方においては、國全般の人々に生々發達を遂げしめることに役立つとともに、他方においては、世界の人類全般の生々發達を遂げることに貢獻する。

愛郷心は、自己の郷土に對して有つ愛着であるから、正當に有たれないときには、無節制の利己心と等しく、往々にして固陋と爲り、排他的と爲つて、大局から見るときには、却つて人類の生々發達を阻害する。愛郷心は、特殊を通じて總體に寄與する如くに働く場合に、始めて正當である。かくて郷土愛は、國を愛する心に通じ、國を愛する心は、世界の全人類を愛する心に連なるものでなければならぬ。愛郷心を正當にするものは、人生目的に對する自覺とその眞正の理解に外ならない。

愛郷心は、公民に缺かれ得ない感情ではあるが、常に必ずしも郷土の團體事務の遂行にのみ發揮せられるに限らない。愛郷心が郷土の團體(地方自治の項参照)に關する關係を離れて發露する場合には、それは、郷土文化を發生せしめる。各地方の獨自主な自然と社會とが、人々の郷土愛に觸れて、獨自の文化を生み出すことは、國民文化乃至世界文化を豊富且多彩ならしめるもので、亦甚だ望しい。

二 郷土の傳統

人類の生々發達を遂げることは、もとより現存の人々の努力の結果でもあるが、又實に祖先代々の人々

の努力の賜でもある。おのこの個人、おのこの家、おのこの郷土、もしくはおのこの國は、皆それぞれのおのこの個人、おのこの家、おのこの郷土、おのこの國などの庇護・支援・教育の下にその生々發達を遂げて行く。けれどもこの庇護・支援・教育を受ける個人・家・郷土もしくは國も、又それを與へる個人・家・郷土・國なども、それを受けもしくは與へ得ることに於いて、祖先代々の努力の恩恵に浴して居ることは、決して忘れられてはならない。

個人はもちろんのこと、家も、郷土も、國も、感恩報謝の精神を失つてはならない。感恩報謝は、人類の自然の情であり、又その生々發達を遂げるための必然の制約でもある。

感恩報謝の實質は、祖先の志を遂げること、詳言すれば、現存の者が、祖先の精神を身に體してこれを發展せしめることにある。人類の死は、悲しくも免れ得ないことであるが、祖先の志だけは、注意に依つて、常に知られ得る。われらは、遠隔地に在るわれらの親しい者の志をこの地において遂げ得ると同様に、今は亡い祖先の志をわれらの行動に生かして遂げ得るものでなければならぬ。

感恩報謝の精神は、それが純化したときに、人情の自然において、個々に祖先崇拝の形式を採り易い。われらを楽しみ、われらを育み、幾多の困難に打ち勝つて、遂にわれらの生活を今日の文化程度にまで高めたのは、われらの祖先である。われらの祖先は、偉かつた。われらが、かく感ずるときに、われらの祖先に對する感謝と尊敬とが、旺盛として心に生ずるのであるが、それが一般的に擴るとき、ここに個々

的な祖先崇拝の形式が、社會的に祖先崇拝の制度を生ずる。

祖先崇拝の精神は、わが國においては、古くから深く且強く存して、夙にわが國民精神の心髓を爲すに至つた。だから、わが國において、古來、一定の祖先の靈を神に祀り、これを一定の場所もしくは社殿において共同に禮拜するといふ獨特な祖先崇拝の制度が成立し、そしてこれが尙今日に及んで居る。これは、もとよりわが國の人々が感恩報謝の精神に富み、祖先の偉大を卒直に認めて、その業を頌へ、その志を繼ぎ、その加護を祈る念の特に強いことにも依るが、又實にわが國が本來氏族制度をもつて國を建てたために、家と國とは、決して無關係でなく、國は、家の擴大したものであると一般に確信せられて居ることに依る。けだし、感恩報謝の精神が、尊敬の念と結合して追慕の心と爲り、祖先の靈を目のあたりに見る様子がして、遂にこれを神に祀るに至り、又家が擴大して國と爲り、家族が氏族と爲り、氏族の宗家が皇室として國に君臨するとの確信が、神を共同祖先としてその祀を一般的ならしめ、敬仰の心を強めるに至つたことは、けだし察するに難くない。

かくて、神社を生ずる。神社とは、神靈を鎮祀し、その祭典を行ひ、且原則として一般の人々の參拜の目的に供せられる社殿をいふ。

廣く神社といへば、それには、神宮と、一般の神社と、及び無格社との三種が分たれる。神社の制度と種類とについては、後(「國體と祭祀」の節參照)に詳しく述べるが、神社の中で、郷土に特に深い關係を有するものは、

一般の神社の中で、官國幣社を除いた府縣社・郷社・村社などの社格を有する神社と、制度上社格の定めのない神社即ち無格社とである。府縣社・郷社・村社は、その土地の氏神もしくは産土神を祀る。府縣社及び郷社に對しては、府縣から神饌・幣帛料の供進があり、又村社に對しては、市町村からその供進がある。無格社も、もとより一定の由緒に依つて奉祀せられた神社で、中には、堂々たる社殿を有するものもある。けれどもそれは、制定法上の神社でないから、神饌・幣帛料の供進の特典がない。

神社の祭祀を掌る者に、神官及び神職がある。神官とは、神宮における祭主及びその他の職員をいひ、そして神職とは、一般の神社における宮司・禰宜・主典・社司・社掌などの職員をいふ。神官及び神職は、或は天皇が御親らこれを任命し給ひ、或は天皇の御委任を受けた行政官廳がこれを任命する。

わが國においては、國民一般の祖先崇拜乃至敬神の精神が特に強かつたために、神社中心の國風は、夙に行はれ、そしてこれは、國民に一種の親和と結束とを與へた。これがその生活を明朗ならしめて居ることとは、看過せられてはならない。わが國民の敬神の念がいかに強く且普及して居るかは、人々が、今日、家毎に神棚を設けて、朝夕、禮拜を缺かないことに依つても知られ得る。又わが國における神社中心の國風の、いかに由來するところが遠く且根柢が深いかは、わが國においては、古來、神社における祭祀が國家の重要事務とせられ、又皇室においても重大な御儀と爲つて居ることに徴しても知られ得る。

神社中心の國風は、かくて、國全般に關するものとして存する。殊にいにしへに在つては、國家の百政は、皆神祇をもつて首と爲し、政令・刑賞は、神慮に基づいてこれを施すといふやうに、外形上も祭政一致の制度さへ存立して居つた。だから神社中心の國風の、一層普遍的に且基礎的に、國の各地方において存して居つたことに至つては、もとより當然である。即ちわが國においては、古く氏族制度の行はれた時代には、各地方の氏族は、おのその居住地においてその氏族の共同の祖先たる氏神を祀り、これを守護神として厚く尊崇した。氏神の祭祀には、氏族の統率者たる氏上は、氏族の人々即ち氏人を率ゐて森嚴な齋場に臨み、親しく莊重な祝詞を讀み上げて皇室とおのが氏族との由來を説き、おのが祖神の國家に立てた勳功を述べて、深く氏人を感動せしめたのであつた。氏は、氏神の子即ち氏子と稱せられて居つた。しかるにその後、人口の増殖と交通の發達とがあり、氏族制度が漸く廢れ、同一氏族でない者も同一の地域に居住するに至つたが、しかし、尙氏族制度時代の傳統が長く存して、氏神は、郷土の氏神もしくは産土神として祀られて居つた。今日においても、産土神を祀る神社は、市町村毎に存し、そして市町村の居民は、氏子としてその神社に所屬するものとせられて居る。市町村に居住する人々は、その氏神を尊崇することが極めて深く、事のある度毎に、神社に參詣するのが常である。子が生れると宮詣りを行ひ、長ずると七五三の祝ひに神詣りを爲す。旱天には雨を乞ひ、厄病流行の徴があるとその退散を願ひ、戰爭には勝利を祈り、凱旋には神明の加護を得たことを感謝をもつて報告する。入營・退營の送迎も神前で行はれる。結婚式も、亦神前で行はれることがある。氏神の例祭は、市町村における主な年中行事の一であり、

人々は、衣服を改め、神輿を擔ぎ、行進を爲し、歡喜の宴を張り、時としては、芝居や相撲などを催し、地方に依つては、近郷の親戚・知己を招いて親交を重ねる機會と爲されて居る。

神社中心の國風は、かくて、神社中心の民風であるともいはれ得る。

神社中心の民風は、今日においては、郷土の傳統として存する。氏神の祭祀が郷土の傳統の中核を爲すことはいふまでもないが、その他、正月の祝ひ・年越・盂蘭盆などの風習も、神社に關聯して行はれることが極めて多い。わが國における人々は、皆これらの郷土の傳統の中に愛育せられて、郷土に對する愛著即ち愛郷心を養成せられて來た。

郷土の傳統は、時代の進運と人々の發達とに従つて、常に向上せしめられなければならないが、しかし決して破壊せられるべきものではない。殊にわが國の郷土の傳統は、感恩報謝の精神に立脚するものであり、そしてこの精神こそは、人々の生活に潤ひを與へるものとして永遠に守られるべきものである。傳統に弊害もあらば、この弊害は改められなければならないが、傳統に具る長所だけは、ますます發揮せられなければならない。

三 協同生活

郷土においては、人々は、地縁に依つて互に相結ばれて居るから、互に相倚り相扶けて生活するを常と

して居る。この點は、血縁に依つて互に相結ばれて居る家族が、家において互に相倚り相扶けて生活して居ると、全く同様である。家において、人々が、一人の幸不幸を一家の幸不幸として、共に喜び、共に悲むと同様に、郷土においても、人々は、人々もしくは家々の吉凶を郷土の吉凶として、共に慶び、共に悼み、のみならず、家において、人々が、あらゆる場合に相互に協力すると同様に、郷土においても、人々は、相互の協力を有利とする場合には、例へば、共同して田植もしくは收穫を爲し、又必需品の共同購入もしくは生産品の共同販賣を企て、且共同に土木もしくは衛生に關する處置を爲すことなどもある。戦時に際しては、銃後の國民が、郷土毎に、もしくは郷土を超えて協力して戦争目的の達成に努め、出征家族に對する共同援護を爲すことなども、亦見逃がされ得ない。人々が互に相倚り相扶ける生活は、これを協同生活と稱する。即ち郷土においては、家におけると同様に、常に協同生活が行はれる。

郷土における協同生活は、血縁を離れても、地縁に依つて、常に成立するが、しかし、それが血縁意識に依つて支持せられ、共同の傳統に依つて誘致せられ、愛郷心に依つて刺戟せられる場合に、一層強化せられることは、もとよりいふまでもない。わが國における郷土は、實にかくの如き條件を具へて居る。即ちわが郷土においては、人々の協同生活は、決して只單に地縁に依つて成立するのみに止らない。人々は、熱烈な愛郷心を保有し、根柢の深い傳統に依つて育成せられ、共同の祖先に淵源し、そして曾つては同一の氏族に屬し、同一の氏子であつたといふ血縁意識に依つて強く支配せられて居るから、その協同生活は、

他の國におけるよりも、一層、緊密且強固である。

郷土は、通常、狭く村落・都會などを範圍としていはれるが、しかし時としては、廣く府縣・國などを範圍としてもいはれることもある。かくて郷土における人々の協同生活は、通常、狭く村落・都會などの範圍における協同生活を意味して居るが、しかしこれとともに、時としては、廣く縣・國などの範圍における協同生活をも意味して居る。府縣及び國には、多數の村落及び都會が存するから、おのこの村落及び都會の協同生活が基礎と爲つて、府縣及び國の協同生活が成立する。おのこの村落及び都會における人々の協同生活が緊密であれば、府縣及び國における人々の協同生活も、亦緊密である。

村落・都會・府縣・國などの範圍における郷土の協同生活は、他のそれぞれの範圍における郷土の協同生活から、切り離されたものではなくして、却つて互に密接な關聯を有して居る。だから、一の郷土の人々は、その郷土の協同生活の發達のみを目的としては、決してその目的を有効に達成することができない。人々は、その郷土の協同生活の完成に努めるとともに、進んで他の郷土の協同生活をも尊重して、相互の協同的發達に力を效さなければならぬ。

郷土における人々の協同生活は、人々の共存共榮のために成立し、發達したものであるから、人々の共存共榮即ち國全般乃至世界全般の人々の生々發達を大にしようとするれば、先づこの協同生活も、亦緊密にせられなければならない。殊に郷土における人々の協同生活は、人類生活の最も基礎的なもので、次章に

おいて知られるやうに、各種の團體は、皆これに立脚して成立し、且發達するものであるから、尙更さうである。

第四章 わが郷土 (二)

一 郷土と地方自治

郷土における人々の協同生活は、各種の團體の成立及び發達を促すものであるが、各種の團體の郷土における成立及び發達があれば、郷土における協同生活も、亦強化せられ、國全般の人々延いては世界全般の人々の生々發達は、著しく容易にせられる。郷土における協同生活の強化は、その郷土における個人及び團體のこれに意を向けることに依つて確保せられるが、しかしその際、これに力を盡すことを自己の使命として爲す者があるなら、それは、もとより一層確實にせられる。地方自治は、まさしくかくの如き趣旨において人類の間におのづから行はれて、發達し來つた一の制度である。

人類全般殊に國全般の人々の生々發達は、人々各自の努力に俟たなければならぬが、しかしそれは、もとよりこの努力のみでは困難である。だから、社會には、人類殊に國民全般をしてその生々發達を遂げしめる任務を有つ者が、おのづから發生する。今かくの如き任務を有つ者の中で、この任務の實現に従事することを自己の使命と爲し、そしてこれを社會の一般の者より認められた團體は、これを公共團體といふ。

ふ。公共組合・地方團體及び國家は、即ちこれである。

公共團體の中で、國家を除いた残りのもの、即ち公共組合及び地方團體は、これを自治團體といふ。いはゆる自治とは、自律の義で、自分の事を自分で處理することである。自治團體は、國家の領域内に存し、國家の監督を受け、且通常、國家の事務を委任せられるが、しかし又もとより自己に固有な事務をも有する。自治團體は、これらの委任事務及び固有事務をば、自己の機關に依り、自己の費用をもつて行ふ。

自治團體には、公共組合と地方團體とがあるが、(イ)公共組合には、例へば、灌漑又は水害豫防に關する事業を爲すために、その事業に依つて利益を受ける地域内に土地家屋を所有する者に依つて形成せられる水利組合とか、耕地整理の施行のために、その整理施行地域内に土地を所有する者に依つて形成せられる耕地整理組合とか、農業の改良・發達のために、一定の地域内の農業者に依つて形成せられる農會とか、水産業の改良・發達のために、一定の地域内の水産業者に依つて形成せられる水産會・水産組合とか、商業の改良・發達のために、一定の地域内の商工業者に依つて形成せられる商工會議所とか、工業の改良・發達のために、一定の地域内の工業者に依つて形成せられる工業組合とかが屬し、(ロ)地方團體には、市町村及び府縣が屬して居る。

公共組合は、右の事例に依つて知られる如く、一定の地域内のすべての住民ではなく、むしろ一定の標準において共通の事情の下に在る者に依つて形成せられるもので、その事務の種類も、その目的に従つて

おのづから限定せられて居る。これに反して地方團體は、一定の地域内のすべての住民に依つて形成せられるもので、その事務の種類は、必ずしも限定せられて居らない。地方團體は、かくて、公共組合に比して遙かに巨大な團體であるから、通常、自治團體を代表する。普通に地方自治といふは、この地方團體の自治の義である。公共組合については、下巻「生産と消費」の節においてこれを述べる。

地方團體の事務は、その團體の構成員以外の者の參與を妨げないが、しかし主としてこの構成員に依つて処理せられるから、地方團體の事務處理は、その團體の構成員たる人民の自治に外ならない。地方自治は、本來、團體が自己の事務を自己の機關に依つて處理する意義、即ち團體自治の意義においていはれたものであるが、しかし又同時に、その構成員が團體の事務を自ら處理する意義、即ち人民自治の意義においてもいはれる。

地方自治は、わが國においては、主として明治維新以後、西洋諸國の制度に則つて生じたが、それ以前にも全く知られないのではなかつた。徳川時代には、村は、既に自治形式を有して居つた。庄屋・名主・年寄の如き村の事務を執る者は、代官に依つて任命せられたが、しかし別に百姓寄合の如き制度があつて、重大事があれば、村役人の招集に依つてこれを協議し、又隣保五戸から爲る五人組が存して、連帶責任において村の治安維持の任に當つて居つた。しかるに維新以後、明治四年に廢藩置縣があり、府縣を大區・小區に分ち、從來の庄屋・名主・年寄を廢して各區に戸長・副戸長を置き、同十一年に府縣會規則・郡區町村編

制法・地方税規則などの制定があり、次いで同十三年には區町村會法が發布せられて、ここに在來の自治形式が改められ、今日の徹底した自治制度の基礎が、新たに確立せられるに至つた。

地方自治制度が現在の様な形態を具へるに至つたのは、明治二十一年に市制・町村制が發布せられ、同二十三年に府縣制・郡制の制定せられてから後のことである。府縣制及び郡制は、明治三十二年に、又市制及び町村制は、同四十四年に全般的に改正せられたが、大正十二年には郡制廢止が實施せられ、以後、郡は、單に地理的名稱に過ぎなくなり、更に同十四年には普通選舉制度の採用に伴ふ府縣制及び市制・町村制の大改正があつて、現行の制度と爲つた。

二 地方自治の精神

地方自治制度は、各地方の人々の生々發達を有效ならしめるために認められたものであるから、地方自治の精神は、個人の公共の精神をその内容としなければならぬ。公共の精神とは、おのこの個人が人類の生々發達なる共同目的に仕へる精神をいふ。

地方自治制度において、團體自治の認められる理由は、國家が無數の地方的な問題を一々處理することは、實際上、不可能でもあり、又不適當であることと、地方的な問題は、本來、その解決に密接な利害關係を有し、且その地方の事情に通曉した人々の團體に依つて、最も適當に處理せられることに存する。

だから、地方自治の精神は、おのづから個人の獨立の精神をその内容としなければならぬ。獨立の精神とは、おのづかの個人が他人の恩恵に預らずに自力に依つて團體を繁榮せしめる精神、即ち自存自助の精神をいふ。

次に地方自治制度において、人民自治の認められる理由は、一に全く團體の事務の處理が、少數の有識者に依つて適當に行はれるといふのみでは決して充分でなく、これとともに團體を構成する全部の人々の參與に依つて行はれることが、一層合理的であり、且有效であることに存する。かくて、地方自治の精神は、又おのづから個人の協同の精神をその内容としなければならぬ。協同の精神とは、おのづかの個人が相寄り相扶けて、その分に應じて自己の責任を分擔する精神、即ち同心協力 of 精神をいふ。

地方自治制度は、地方團體を構成するおのづかの個人が、公共の精神に基づき、獨立の精神及び協同の精神に則つて、團體の事務を處理する場合に、始めて完全にその特長を發揮する。地方自治制度の特長の發揮は、嘗にその地方團體及び延いては國家の利益であるのみでなく、又實にその地方團體の構成員である人民、及び延いてはその家族、否實に全國民の幸福を約束するものでなければならぬ。

三 市町村

郷土は、その人口・戸數の多寡・家屋の集合の情況・そこに行はれる産業の種類などに従つて、或は市であ

ることがあり、或は町であることがあり、或は村であることがある。世界の市町村の中には、稀にそれ自體、國家として成立するものもあるが、しかし最も普通には、國家の領土の中に地方團體として、殊にその中の最も小さい地方團體として成立する。わが國の市町村は、皆これである。市町村は、郷土として考へられるものであるから、人々の郷土愛は、先づこれに對して向けられ、地方團體の中で最も基礎的なものとして發展する。

市町村は、人類の郷土における公共團體として政治上・經濟上などの事由に基づいて、自然に成立したものであるが、國家は、これを制度化して、その監督の下に自治を認めた。市町村の區域内に住所即ち生活の本據を定めた者は、市町村住民と稱せられ、市町村なる團體の構成員として取扱はれる。一時滞在する旅行者・寄宿もしくは下宿の學生生徒などは、市町村の區域内に居所を有するが、住民でない。市町村住民は、市町村の財産及び營造物を共用する權利を有するとともに、市町村の負擔を分任する義務がある。換言すれば、市町村住民は、市町村の財産、即ち土地・山林・原野その他の不動産及び動産から生ずる利益を平等に享受し、又その營造物、即ち學校・圖書館・病院・公園・電車・水道・瓦斯などを平等に利用する權利を有するが、これとともに市制・町村制に基づいて發せられる條例の定めるところに依つて、市町村税及びその他の公課の負擔を爲す義務がある。

市町村は、その地域内における人類、殊にその住民の生々發達を遂げしめる公的使命を有つものである

から、國家に依つて認められた範圍内において、その地域内の居住民を統治する權力、即ち統治權を有つ。この統治權は、自治權といはれる。市町村は、この自治權に基づいて、自己の機關に依り、且自己の費用をもつて市町村の事務を處理し、例へば、公園・公會堂・學校・圖書館・病院・墓地・火葬場・上下水道などの施設を爲し、又電燈・瓦斯・電車・バスなどの企業を經營し得るのみでなく、住民の權利・義務や市町村の事務に關して市町村條例を設け、營造物の利用に關して市町村規則を設けることができる。市町村の自治は、わが國においては、市制及び町村制に依つて認められて居る。即ち市制及び町村制は、それぞれ市もしくは町村の組織・機關、及び活動を規定することに依つて、それぞれ市もしくは町村の自治を認めて居る。かくて、市及び町村は、自治團體として右の如くにその固有の事務を處理するが、しかし又同時に、その地域において國家の行政區劃を爲し、國家から一定の事務を委任せられて居る。市及び町村の事務に關しては、尙後にこれを説く。

市町村住民は、帝國臣民であると外國人であるとを問はない。帝國臣民は、憲法上、法律の範圍において居住・移轉の自由を認められ、又外國人も、法律上、原則として居住・移轉の自由を與へられて居るから、市町村は、何人に對しても、その住民と爲ることを拒み得ない。

帝國臣民であつて、滿二十五年以上の男子であり、且二年以來市町村の住民である者は、その市町村の公民と稱せられる。市町村公民は、住民としての權利及び義務の外に、市町村の公務に參與する權利、即ち市町村會議員及び區會議員の選舉に參與し、且市町村會議員・市町村長などの名譽職に選舉せられる權利を有するとともに、それに參與する義務、即ちこれらの名譽職に當選すれば、これを擔任するべき義務を有する。但し禁治産者・準禁治産者・乞食・浮浪人・破産して復權しない者・六年以上の懲役もしくは禁錮に處せられた者などは、公民たる資格がない。

市町村の公務に參與する權利及び義務を、市町村の構成員たる住民の全部に與へないで、只その一部たる公民のみに與へたことには、相當の理由がある。けだし、市町村の公務は、なるべく愛郷心を有ち、郷土の事情に通じ、政治的能力を具へ、且思慮分別に富んだ者の參與に依つて、始めて正當に處理せられるからである。けれども市町村における人民自治の精神を貫徹しようとするれば、時代の進展とともに、できるだけ右の制限が撤廢せられて、公民の資格は、弊害のない限り、なるべく多くの住民に認められ、これらの人々に市町村の公務に參與する機會を與へるのが、至當である。

公民の資格に關する規定は、市制・町村制の發布以來、しばしば改正せられて居るが、これは、社會及び文化の發達とともに、公民の資格も、多少擴充せられる必要があるに依る。今日では、未だ女子に公民たる資格が認められてゐないが、一般の傾向からいへば、將來は、女子も、男子と等しくこの資格を認められるに至るであらう。

市町村の公務に參與する權利は、これを公民權と稱する。市町村の公務は、既に前に述べた如くに、人類

の生々發達を遂げるための事務であるから、公民権は、もとよりこの趣旨において行使せられなければならない。公民権をこの趣旨に悖つて行使し、私利私慾を充たさうとすることは、市町村の公務の性質上、決して許され得ない。

市町村公民は、市町村の公務に參與する権利及び義務を有するが、しかしそのすべてが、現實に市町村の公務を處理する任に當ることは、殆ど不可能であるから、わが市制・町村制は、市町村公民をして市町村會議員を選舉せしめ、これに依つて市町村會を形成し、そしてこの市町村會を市町村自治の基礎的機關と爲して居る。市町村會は、市町村の意思を決定し、その活動の源泉と爲るものであるから、市町村會議員の選舉は、市町村の目的の達成の上に重大の意義を有する。市町村會議員の數は、市町村の人口に依つて異なるが、市會においては三十人、町村會においては十二人をもつて最少限度として居る。

市町村の公民は、市町村の公務に參與する権利を有するから、すべて市町村會議員の選舉權及び被選舉權を有するべきものであるが、しかし社會の總體の者の生々發達への利害を顧慮して、技術的に二三の例外を設けることは、けだし當然である。市制・町村制に従へば、(イ)公民權停止中の者・現役の陸海軍軍人・戦時もしくは事變に際して召集中の者などは、選舉權及び被選舉權がない。公民權停止中の者は、例へば、正當の理由がないのに市町村の名譽職への就任を拒辭し、或は實際にその職務を執行しないことなどに因り、その制裁として、市町村會の決議に依つて、一定期間、公民として有つ權利の行使を停止せら

れた者であるから、その期間中は、もとより選舉權及び被選舉權がなく、又上記の軍人は、軍紀維持の上から、政治より獨立するべき必要があると認められて、現役中もしくは召集中、市町村の公務に參與することが禁じられて居るから、もとより選舉權及び被選舉權がない。(ロ)次に在職中の検事・警察官吏・及び收稅官吏は、被選舉權がなく、又選舉事務に關係のある官吏・市町村の有給吏員は、その關係區域内においては被選舉權がない。けだし、これらの者が被選舉權を有し、被選舉人として選舉運動を爲すことは、その職責の遂行に妨げと爲るのみでなく、選舉の公正を紊す虞れがあるからである。

選舉は、選舉人名簿に基づいて行はれる。市町村長は、毎年九月十五日現在で、選舉人名簿を調製し、十一月五日から十五日間、關係者の縦覽に供し、選舉有權者の誤脱がある場合には、この期間内に訂正を申出でしめる。十二月二十五日に、この名簿は、確定する。確定名簿に登録せられた者のみが、投票を爲すことを得る。

選舉權を實施する場合には、市町村長は、選舉期日の七日前までに、選舉會場・投票の日時・選舉すべき議員數を告示する。市町村長は、選舉長と爲り、選舉會を開閉し、その取締りに任じ、又選舉の公正を期するために、選舉人名簿に登録せられた者の中から、二人乃至四人の立會人を選任し、その立會の上で、選舉を行ふ。選舉人は、選舉の當日、所定の時間中に選舉會場に至り、一定の投票用紙に被選舉人一人の氏名のみを自書し、これを所定の函に入れる。この投票形式は、即ち單記無記名投票と稱せられるもので

ある。被選舉人の氏名を自書し得ない者は、投票し得ない。又文字の不明瞭なもの、その他規定に反した投票は、無効とせられる。即ち無効投票は、(一)成規の用紙を用ひないもの、(二)現に市町村會議員である者の氏名を記載したもの、(三)一票中に二人以上の被選舉人の氏名を記載したもの、(四)被選舉人の何人たるかを確認し難いもの、(五)議員候補者でない者乃至被選舉権のない者の氏名を記載したもの、(六)被選舉人の氏名の外に他事を記入したもの、(七)被選舉人の氏名を自書しないものである。

當選者と爲り得るべき者の得票數は、有効投票數を議員定數で除した數の六分の一以上でなければならぬ。この法定得票數以上の有効投票數を得た者の中で、最多數を得た者から順次に、議員定數に達するまでが、當選者として決定せられる。得票數が、同一であるときには、年長者を採り、年齢も同じいときには、抽籤に依つてこれを定める。

當選者が決定せられたときには、市町村長は、これを當選者に通知し、その住所・氏名を告示する。當選者が、通知を受けた日から、五日以内にその當選を辭退しないときには、當選を受諾したものと見做される。かくて、選舉は終了する。

市町村會議員の選舉は、市町村の目的の達成の上に重大な意義を有するから、人々は、自己の投ずる一票がいかに郷土の福祉・團體の興廢に影響し、延いては自己及びわが家の安寧に關係を有つかを思念しなければならぬ。のみならず市町村會議員の選舉は、市町村自治の根柢を爲すものであるから、人々は、

自治の實績を擧げるために、正當に自己の意見を構成することに努力し、且選舉の自由・公正に行はれることに協力しなければならぬ。人々が情實・因縁に捉へられ、もしくは權勢・利慾に惑はされ、或は少しばかりの金錢で投票を賣買し、或は響應などで投票を左右せられ、或は更に一步を進めて金錢その他の力を藉り、戸別訪問その他の取締りに反する行動に依つて、一定の人のために當選を計ることは、常に自治に對する叛逆であるばかりでなく、人類の生々發達のために許され難い罪惡である。

市町村會は、それぞれ市町村の意思を決定するための會議制の機關で、市會にあつては、市會議員をもつて組織せられ、町村會にあつては、町村長及び町村會議員をもつて組織せられる。市會には、議長及び副議長一人があつて、市會が、これをその議員中から互選し、町村會には、議長のみがあつて、町村長が、これに當る。議員は、名譽職で、任期は、四年である。

市町村會の招集は、必要のある場合に、市町村長に依つて行はれる。但し市町村會議員の三分の一以上の請求がある場合には、市町村長は、必ずこれを招集しなければならない。會期は、一定して居らない。市町村會は、特定した例外の場合を除いて、議員定數の半數以上の出席を俟つて會議を開き、出席議員の過半數の賛成をもつて議事を議決する。だから、市町村會は、市町村の議決機關に外ならない。市町村會の會議は、一般に公開せられる。

市町村會は、市町村に關する一切の事件を議決する。その重要なものを列記すれば、次の如くである。

(一) 市町村条例及び市町村規則の設定もしくは改廢。

(二) 市町村費をもつて支辨するべき事業の議定。

(三) 歳入出豫算の議定及び決算報告の認定。

(四) 市町村税・使用料・手数料・加入金・夫役現品の賦課徴收。(これらについては、「市町村の財政」の項を参照のこと)。

(五) 財産及び營造物の管理及び處分。(財産及び營造物については、「市町村の財産」の項を参照のこと)。

(六) 市町村に係る訴願・訴訟及び和解に關すること。(訴願とは、行政廳の違法もしくは不當の行政處分に依つて權利もしくは利益を害せられたと爲す者が、右行政廳の直接上級行政廳に對してその行政處分の取消もしくは變更を求めるとをいひ、訴訟とは、行政裁判所もしくは通常裁判所に對して裁判を求めるとをいふ。又和解とは、當事者が互に讓歩し合つて、その間に存する争ひを止めることをいふ)。

市町村會は、右の議決の外に、市町村會議員選舉に關する異議などに關して争議を決定し、又市町村長・委員などを選擧し、市會にあつては、この外に議長・副議長及び市參事會員などをも選擧し、市町村の事務の管理・議決の執行及び出納について検査を爲し、市町村の公益に關して市町村長もしくは監督官廳に意見書を提出するなどの權限を有する。

町村はこれを措き、市にあつては、市會の議事は、繁多であり、且議員の數が多數で、議決が簡捷に行はれ得ない恐れがあるから、主要議決機關たる市會の外に、補助議決機關として市參事會が置かれてある。市參事會は、議長たる市長と、市會がその議員の中から選擧した名譽職參事會員とに依つて組織せられ、その權限は次の如くである。

(一) 市會の權限に屬する事件の中で、市會から委任せられた事項を議決すること。

市會は、その權限に屬する事件について、輕微なものに至るまで自らこれを議決しなければならぬのではなく、その一部は、市參事會にこれを委任することができる。

(二) 法令に依つて直接に市參事會の權限に屬せしめられた事項を議決すること。

例へば、年度を超えて市税の納税を延期すること、豫算内の支出のために一時借入金を爲すことなどの事件について議決し、市税・使用料・手数料・加入金・夫役現品の賦課徴收、財産・營造物の使用權などに關する異議を決定することなどは、その主なるものである。これらは、町村にあつては、町村會の權限に屬するに反して、市にあつては、市會に屬しないで市參事會に屬する。

(三) 市會の不成立のとき、又は不參議員が多數のため法律の認める非常方法を執つても尙會議を開くことができないとき、もしくは市長において市會を招集する暇がないと認めるときに、市會に代つて市會の權限に屬する事件を議決すること。

市参事會の會議は、公開せられない。

市町村會議員及び名譽職参事會員は、市町村の活動の源泉たる機關を形成するものであるから、その職務を誠實且公正に遂行すると否とは、市町村なる團體の本來の目的の達成に甚大な關係を有するといはれなければならない。市町村會議員及び名譽職参事會員は、直接及び間接に市町村住民の代表として選舉せられたものであることを考へ、常に、その期待に酬いることを念頭に置き、一身の利害を職務遂行の基準とせず、市町村なる團體の本來の目的の達成に強い責任感を有たなければならない。市町村會及び市参事會の機能は、かくて、有効に發揮せられ、そしてその市町村の繁榮を通じて、人類の個々及び全般の生々發達の實が擧がる。

市及び町村の事務を取扱ふ場所を、それぞれ市役所及び町村役場といふ。市役所・町村役場は、市長・町村長に依つて管理せられる。市町村會及び市参事會が、市町村の意思を決定する議決機關であるに反して、市町村長は、この意思を執行する執行機關である。市町村長は、その下に助役・収入役・書記などの多くの補助機關を有する。市町村長とこれらの多くの補助機關とは、これを吏員と稱する。市役所・町村役場は、市町村會・市参事會などの會議所であるとともに、市町村長以下の吏員の執務所である。吏員は、又官吏に對して公吏とも稱せられる。

市町村長は、市町村を統轄してこれを代表し、市町村の執行機關として、百般の事務を擔任する。市町村會・市参事會に對する議案の提出、その議決事項の執行、市町村有財産及び營造物の管理、收入・支出の命令及び會計の監督、證書及び公文書の保管、使用料・手数料・加入金・市町村税・夫役現品の賦課徴收などは、その主なものである。市町村長は、市町村の執行機關として市町村のこれらの事務を執行する外に又別に法令の定めるところに依り、市町村の區域内における國家の事務及び地方團體たる府縣の事務をも掌る。市町村長の掌る戸籍・徴兵・就學・小學校の管理・傳染病豫防・衆議院議員及び府縣會議員の選舉などに關する事務は、即ちこれである。市町村長の下において、助役は、市町村長の事務を補助し、且その事故ある場合にはこれに代理し、収入役は、出納その他の會計事務を掌り、書記は、雇員とともに、諸般の事務に従事する。これらの吏員の外に、尙、市参與・區長・區收入役・區長代理者などの吏員の置かれることがある。市参與は、市の經營に係る特別大規模の事業、例へば、大都市の電氣事業・都市計畫事業・水道事業などの經營のために、特別の知識・經驗を有する地位の高い専門家をしてこれに當らしめる必要がある場合に置かれるもので、原則として名譽職であるが、有給吏員と爲すこともできる。區長は、二種に分けられる。一般の市町村において庶務の便宜のために置かれることのある區の區長は、名譽職であり、そしてその區内における市町村の事務を補助するに止るが、これに反して、六大都市(東京・京都・大阪・横濱・名古屋・神戸)の區の區長は、市の有給吏員であり、そして區自身の事務を執行し、且區内における市の事務を執行するのみでなく、國及び府縣などの事務をも委任せられて居る。有給の區長を置く區には、

區収入役が置かれる。六大都市以外の一般の市町村の區には、區長の外に區長代理者が置かれて、區長の事務を補助し、區長に故障のあるときは、これを代理することと爲つて居る。

市町村長は、市町村會において選舉せられ、その任期は、四年である。市長は有給、町村長は名譽職であることを原則とするが、市町村條例でこれを變更することができる。助役・収入役は、市町村長の推薦に依つて、市町村會がこれを定める。任期は、四年である。書記及び雇員に關しては、市町村長がそれぞれ任免もしくは採否の權限を有つ。市町村長・助役・市參與と近親の關係にある者は、収入役と爲ることができない。

市町村の意思は、市町村會に依つて決定せられるが、しかし、諸種の計畫・立案は、市町村吏員に依つて爲されるものであるから、市町村の本來の目的の達成は、市町村吏員殊に市町村長の人格・識見に依ることが多い。のみならず市町村長以下の市町村吏員は、市町村會に依つて決定せられた意思を執行するものであるから、その實現の成否は、かれらの双肩に懸るといはれてよい。市町村吏員がその職務に忠實・勵精であれば、市町村の繁榮を通じて、國の總體の者乃至人類の生々發達の實が擧がる。

市町村長が法令に依つて掌る國家事務もしくは他の公共團體の事務は別として、市町村自身の事務は、これを固有事務と委任事務との二に分けることを得る。(一)固有事務は、市町村の本來の目的を達成するための事務であつて、これに組織事務・保育事務・及び財政事務の三種が分たれ得る。組織事務は、例へ

ば、市町村の議決機關に關する選舉に關する事務・議決機關の内部構成に關する事務・執行機關及びその補助機關の選任に關する事務などである。保育事務は、市町村の構成員の福利増進に關する事務で、その範圍は、著しく廣く、例へば、公園・公會堂・學校・圖書館・病院・墓地・火葬場・上下水道などの施設とか、又は電燈・瓦斯・電車・バスなどの企業とかが、これに屬する。財政事務は、例へば、市町村の費用の賦課徵收に關する事務・豫算及び決算に關する事務などをその主なものとする。(二)次に委任事務は、元來、國家もしくはその他の公共團體の事務であるものが、その委任に依つて市町村の行ふところと爲つた事務であつて、一定の種類に限定せられ得ない。小學校の設置・國稅の徵收・府縣稅の徵收などの如きは、これに屬する。

固有事務はもちろんのこと、委任事務も、委任せられた限りに於いて市町村の事務であるが、市町村長が法令に依つて掌る國家その他の公共團體の事務は、もとより市町村の事務であり得ない。市役所・町村役場は、本來、市町村の事務を取扱ふ所であるから、もとより固有事務とともに委任事務をも取扱ふために存立するが、しかし又實に便宜に従つて、市町村長が市町村の執行機關として行ふのでない右に指摘せられた國家事務もしくは他の公共團體の事務をも取扱ふ。だから、市役所・町村役場では、通常、市町村の事務を庶務・學務・衛生・戶籍・兵事・勸業・稅務・會計などに分割し、市町村長の監督の下に、それぞれ主任吏員を置いて、これを處理せしめて居る。

市町村は、その固有事務を行ふために費用を要するのみでなく、その委任事務を行ふためにも、費用を負担し、且その市町村長が、國家もしくは他の公共團體の事務を委任せられてこれを行ふためにも、費用を要する。市町村は、これらの費用を支出するために、有効に一定の収入を獲得し、且適當にこれを經理しなければならぬ。市町村の財政とは、市町村の任務を遂げるに必要な収入を有効に獲得し、且これを適當に經理することをいふ。

市町村の財政は、市町村の任務の遂行を完全ならしめるために行はれるものであるから、その目標は、市町村の存續・繁榮を確實にして、その活動に根源を與へることに存しなければならぬ。だから、市制・町村制は、市町村の財政の鞏固を欲して、市町村は、先づ財産から生ずる収入・使用料・手数料・加入金・過怠金・過料などの収入、國家及び府縣からの交付金及び補助金などをもつて經費に當て、尙不足があるときには、市町村税及び夫役現品を賦課徴收し得ると爲して居る。この點は、國家及び府縣が租税収入を主とすると、全く異なる原則に従ふ。市町村の費用は、かくて、法律上、主として財産収入をもつて支辨せられることと爲つて居るが、しかし、現在の市町村は、年とともにその事務の繁多を加へて、費用の支出も多く、従つてその全部を財産収入・使用料・手数料などで賄ふことが甚だ困難であるから、市は別として、町村の大多數は、租税収入を主要財源として居る。以下、これらの財源について、その大要を述べる。

財産から生ずる収入とは、例へば、市町村の有する土地・建物・公債・株券などより生ずる利益をいふ。(尙市町村の財産については、

後に詳しく述べる)。使用料とは、學校・病院・公園・墓地・水道・圖書館などのいはゆる營造物を利用する者より徴收する料金をいひ、手数料とは、例へば、納税證明手数料・印鑑證明手数料・納税督促手数料・戸籍簿閲覧手数料などの如く、特に一個人のために爲した事務の報酬としてその個人より徴收する料金をいふ。加入金は、例へば、部落有林野加入金の如く、舊來の慣行に依り市町村住民の一部が特に使用する權利ある財産又は營造物を、他の者が新に使用しようとするのを、市町村が許可した場合に、一時その者より徴收するものである。過怠金は、市町村の吏員に對する懲戒處分として徴收するものであり、過料は、例へば使用料・手数料・財産營造物の使用などに關する條例・規則に反する者より、その制裁として徴收するものである。

市町村に對して、國家及び府縣より種々の交付金・補助金などが支給せられる。その最も主なもの、國庫より交付せられる義務教育費下渡金である。國家及び府縣よりの委任事務の執行に關しても、その全部の費用を市町村に負擔せしめては酷であるとの趣意の下に、一定の交付金が支給せられる。その種類は、甚だ多いが、それには、例へば國稅徵收・府縣稅徵收に對する交付金の如きものがある。尙市町村の固有事務に屬するものについても、特に國家よりその仕事を普及・獎勵する目的をもつて支給せられる補助金も尠くない。

一般に租稅制度即ち税制は、昭和十五年、中央・地方を通じて劃期的に改正せられたので、左にその新制について述べる。市町村税は、これを普通税と目的税とに分けることができる。普通税には、分與税の一種としての配付税の外に、附加税と獨立税とがある。配付税は、國稅たる所得税・法人税などの一部が市町村に對して調整的に分與せられるもので、舊制の所得稅附加税などに代るものである。附加税は、地租・營業稅・家屋稅・鑛區稅の如き國稅に附加して課せられるものと、段別稅・船舶稅・自動車稅などの如き府縣稅に附加して課せられるものとの二に分たれる。舊制には、營業收益稅附加税と營業稅附加税とが分たれたが、今はこの區別がない。獨立税は、他の稅に附隨せず市町村が特に或種の稅源に對して賦課するもので、市町村民稅・舟稅・自動車稅・犬稅などが、これに屬する。舊制には、戶數割が認められたが、今はその代りに新たに市町村民稅が課せられたので、廢止せられた。目的税には、都市計畫稅・水利地益稅・共同施設稅がある。

市町村税負担額

年 度	税 額(萬圓)	一人當(圓)
昭和 元	三九、〇五〇	六・四五
五	三六、五九七	五・六四
六	三二、四〇六	四・九六
七	三二、一二九	四・八四
八	三三、八四四	五・〇三
九	三六、三一一	五・三二
一〇	三八、六八〇	五・五八
二	四〇、七六九	五・八〇

年度内に償還せられるべきものであるが、市町村債は、比較的長期に互る負債であるから、特に慎重な手続とこれを起し得る一定の条件とが定められて居る。即ち市制・町村制は、起債し得るべき場合を制限し、市町村が、その負債を償還するため、市町村の永久の利益となるべき支出を爲すため、又は天災事變のために必要である場合に限り、これを許して居る。現在の市町村は、事務の繁多に加へて公企業へ進出することが多く、従つて町村は別として、市殊に大都市にあつては、その起債額は、相當に多い。

市町村の費用の額及び種類は、市と町村とに依つて異なる。市にあつては、その固有事務に屬する保育

事務を行ふに當つて公企業へ進出し、従つてその事業費が、最も多額であり、公債費が、これに次ぐが、町村にあつては、かくの如き事業經營の餘力がなく、却つて既定の委任事務の遂行に追はれ、義務教育費が、最も多額を占めて居る。

町村歳入歳出豫算(單位千圓)

△歳入の部		昭和十二年度	十三年度
地 租 附 加 税		二九、二三四	二三、八二四
營業收益税附加税		九、四三六	一〇、二二二
家 屋 税 附 加 税		一七、四一九	一八、〇五八
營 業 税 附 加 税		三、四八八	三、四七七
雜 種 税 附 加 税		二九、五九四	二四、三七三
戸 數 割		一四四、七三五	一七〇、一九五
稅 收 入 合 計 (其 他 共)		二四七、五八五	二六四、三四一
財 產 收 入		一五、三〇三	一五、四八八
使 用 料 及 手 數 料		二〇、九二三	二一、五一八
國 庫 下 渡 金		六九、八四五	六八、九四〇
道 府 縣 補 助 金		一八、〇〇七	一八、〇七三
町 村 債		四二、二二九	三一、六五〇
稅 外 收 入 合 計 (其 他 共)		二七八、六二九	二六九、六六二

三 市 町 村

保育事務は、土木・水利・産業・交通・保健衛生・社會事業などの廣汎の領域に互るから、市の事業費においても、電気瓦斯費・勸業費・都市計畫費・社會事業費・衛生費などが、最も顯著である。市町村の財源も、大體において市と町村とに依つて異なり、市にあつては、公債及び事業収入としての使用料・手数料などが顯著であるが、町村にあつては、却つて租稅收入が、その大半を占めて居る。

市町村の一ヶ年に要する費用の支出を歳出といひ、これに充てるべき収入を歳入といふ。歳入及び歳出の一會計年度内の見積り、即ち毎年

總計	五二六、二七六	五三四、〇〇四
△歳出の部		
教育費	二二〇、八四五	二二七、三八八
土木費	三七、一五〇	三二、九四二
衛生費	二二、六四九	二二、九一三
勸業費	二二、七一〇	二四、三〇一
社会事業費	一九、四四三	一八、八八九
役場費	七七、七一六	七九、三七四
公債費	三八、二九〇	四一、六四一
總計(其他共)	五二六、二七六	五三三、八五九

市歳入歳出豫算(單位千圓)

△歳入の部	昭和十二年度	十三年度
地租附加税	一九、七五八	二四、四七一
營業收益税附加税	二八、七一二	三〇、五〇一
所得税附加税	一六、九六九	二〇、三四九
家屋税附加税	五三、九七〇	五七、八九六
營業税附加税	四、〇三四	三、七四三
雜種税附加税	三一、七二〇	三二、〇〇七
戸數割	二一、二九八	二二、七八四

四月一日より翌年三月末日までの見積りを豫算と稱する。豫算は、市町村長がこれを調製し、會計年度開始の一ヶ月前に、市町村會の議決を経なければならぬ。一切の出納は、この豫算に依るから、市町村の事業も、その本来の目的の達成も、もちろん、この豫算に依つて影響せられることが非常に大である。豫算の執行が終了すれば、収入役は、收支の決算を爲し、證書類を併せて市町村長に提出し、市町村長は、これを審査し、意見を附して市町村會の認定を受け、府縣知事に報告し、且その要領を一般に告示しなければならぬ。

市町村の財産は、行政財産と収益財産との二に分たれる。前者は、市町村の固有の目的を達成し、且市町村もしくは市町村長に委任せられ

稅收入合計(其他共)	一八八、四〇三	二〇四、四八六
財產收入	九、一八七	九、九九六
使用料及手数料	二五四、八七九	二六九、六一八
國庫下渡金	一四、七六九	一五、一八一
國庫補助金	一一、四四六	一四、九八九
市債	二七四、三七九	二一六、三九五
稅外收入合計(其他共)	七五八、五三四	七五五、六四二
總計	九四六、九三七	九八〇、一二九
△歳出の部		
教育費	一五九、五九七	一五四、二〇六
土木費	八一、八六二	九一、二八一
衛生費	一二二、八五一	一四一、四六七
社会事業費	二九、五六三	三〇、二五一
電氣及瓦斯事業費	一二四、七〇七	一三八、一四四
都市計畫費	五四、一五八	五六、五五三
役所費	四二、五八〇	四六、四三二
公債費	二五〇、六九二	二〇七、六〇一
總計(其他共)	九四六、二〇五	九五九、四二八

た事務を行ふに必要なもので、例へば、建物としての市役所もしくは町村役場・學校・圖書館・病院など、及び水道・電車・橋梁などの設備をいひ、これに反して後者は、市町村の収入の目的に供せられるもので、例へば、田畑・山林・家屋などの不動産や有價證券・預金・穀物などをいふ。

行政財産の多くは、市町村の物的設備たる營造物を形成する。營造物とは、國家その他の公共團體が公用もしくは公共の利用に供した一體の設備をいふ。公用に供した營造物とは、例へば、建物としての市役所もしくは町村役場の如きものをいひ、そして公共の利用に供した營造物とは、例へば、公園・運動場・道路・橋梁・學校・圖書館・病院などの如きものをいふ。公共の利用に供した營造物即ち公共營造物は、無償で利用に供せられることもあるが、又有料で利用に供せられることもある。後の場合における収入は、使用料と稱せら

れ、市町村殊に市の重要な財源を形成する。

収益財産の多くは、市町村の基本財産を形成する。基本財産とは、その元本を維持し、只その収益のみを費消することを認められた財産をいひ、これに一般基本財産と特別基本財産との二が分けられ得る。一般基本財産は、市制・町村制に依つて一般の歳出財源に充てられ、市町村の財政上の基礎を鞏固にするためにその維持を命ぜられた財産であり、これに反して特別基本財産は、市町村が随意に、例へば育英事業のため、病院建設のためなどといふ如くに、特定の支出目的に充てた財産に外ならない。基本財産の處分を爲すには、府縣知事の許可を得なければならぬ。

尙、収益財産として積立金穀なるものが擧げられる。これは、特定の支出目的殊に凶歳に際する救恤に充てるために積立てた金銭・穀物・有價證券などである。この財産は、その蓄積が市町村の随意であり、基本財産とは異なつて、單に収益のみならず、必要な場合には、その元本までも費消せられ得る。

四府 縣

府縣は、市町村の地域を包括した地域における人類から構成せられた地方團體たる自治團體である。人類は、一定の地域において市町村なる自治團體を構成し、そしてそれらの地域を包括した地域において府縣なる自治團體を構成する。府縣内の市町村の住民及び公民は、そのままに府縣の住民及び公民である。

府縣は、市町村と等しく、決して單なる地理的區劃ではなくて、地方團體たる自治團體であり、人類全般をしてその生々發達を遂げしめることを使命とする團體即ち公共團體の一である。府縣は、地理的區劃としては、市町村の地域を包括するが、公共團體としては、市町村から構成せられるのではない。

府縣の市町村と異なるところは、それが市町村よりも一層國家の地方行政區劃たる色彩が濃厚であること、詳言すれば、その地域において直接に國家の行政が行はれ、自治權の範圍が市町村よりも狭い點にある。市町村長が市町村に依つて選舉せられた市町村の公吏であるに反して、府縣の執行機關たる府縣知事は、國家の官吏であり、府縣が自らこれを選任することを得ないのみか、その權限も、市町村長のそれに比して一層廣汎である。加へるに、市町村會の權限が包括的で且廣大であるに反して、府縣の議決機關たる府縣會及び府縣參事會の權限は、列記的であり、且一定の範圍に限定せられて居る。

府縣は、かくて、地方團體たる自治團體であるとともに、國家の地方行政區劃であるが、その地方團體たる資格における主な機關は、議決機關としての府縣會及び府縣參事會である。

自治團體としての府縣の主たる議決機關は、府縣會である。府縣會は、府縣の市町村公民に依つて各郡市の選舉において公選せられた府縣會議員に依つて組織せられ、その議員は名譽職で、任期は四年である。府縣會議員の選舉權者及び被選舉權者は、市町村會議員の場合と同一である。但し衆議院議員は、府縣會議員を兼ねることを得ない。又議員選舉の方法及び手續も、市町村會議員の場合と大差がない。但し市町

村會議員の選舉の場合には、選舉區及び候補者制度は、一定の市に限つて認められて居るに反して、府縣會議員の選舉の場合には、これらは、いづれの府縣にも認められて居る。府縣會は、府縣知事がこれを招集する。但し府縣會議員の三分の一以上の請求がある場合には、府縣知事は、必ずこれを招集しなければならぬ。府縣會に、通常會と臨時會とがある。前者は、毎年一回必ずこれを開き、その會期は、三十日以内であり、後者は、必要のある場合に開かれ、その會期は、七日以内である。

府縣會の權限は、市町村のそれに較べて著しく狭い。先づ議決權についていへば、わが府縣制は、府縣會の決議事項として、(一)府縣條例及び府縣規則の設定・改廢、(二)歳入出豫算の議定、(三)決算報告、(四)使用料・手数料・府縣税・及び夫役現品の賦課徵收、(五)不動産の處分並びに買受と讓渡、(六)積立金穀の設置及び處分、(七)豫算以外の義務の負擔及び權利の拋棄、(八)財産及び營造物の管理方法、(九)その他法令に依つて府縣會の權限に屬する事項の九項目を掲げて居るが、これらの決議事項は、制限列記的で、市町村會の決議事項の概目例示的であると異なり、従つて市町村會が例示事項以外の事項に關しても議決し得るに反して、府縣會は、列舉事項以外の事項に關して議決し得ない。次に議決權以外の權限についていへば、府縣會は、議長・副議長・名譽職參事會員などを選擧し、又府縣の公益に關する事件について知事もしくは主務大臣に意見書を提出し、官廳の諮問に對して意見を答申することを得るが、しかし府縣行政の監督權がなく、爭議決定權がなく、又府縣の執行機關たる府縣知事の選定權もない。

府縣の補助議決機關は、府縣參事會である。府縣參事會は、議長及び名譽職參事會員十名をもつて組織せられ、議長は、府縣知事がこれに任じ、名譽職參事會員は、府縣會議員の中から隔年に互選せられる。

府縣參事會の權限は、府縣會の場合と等しく、府縣制に依つて制限的に列記せられて居るが、市參事會の權限に比してやや廣く、(一)府縣會の委任を受けた事件などを議決すること、(二)府縣會が不成立のとき、招集に應じないとき、會議を開くことのできないとき、もしくは府縣知事において府縣會を招集する暇がないと認めたとときに、府縣會の權限に屬する事件を議決すること、(三)府縣會が議決した範圍内において、財産及び營造物の管理に關する重要事項を議決すること、(四)府縣費をもつて支辨するべき工事の執行に關する規定を議決すること、(五)府縣に係る訴願・訴訟・及び和解に關する事項を議決すること、(六)その他法令に依つて府縣參事會の權限に屬する事項を議決することである。

府縣廳は、自治團體たる府縣、別言すれば、地方團體としての府縣が、その事務を行ふ場所であるとともに、國家が、地方行政區劃としての府縣において、その事務を行ふ場所である。府縣廳を管理する府縣知事は、官吏即ち地方長官として、國家に依つて任命せられ、一方においては、府縣なる地方團體を統轄してこれを代表し、その執行機關としてその事務を行ふとともに、他方においては、國家機關として府縣なる地方行政區劃における國家の事務を行ふ。

府縣知事が府縣自治の機關として行爲する場合における權限は、甚だ廣大である。府縣制の例示すると

ころに依れば、府縣知事は、府縣費をもつて支辨する事件を執行し、府縣會・府縣參事會に議案を提出し、財産・營造物を管理し、收入・支出を命令し、會計を監査し、府縣稅・使用料・手數料・及び夫役現品を賦課徴收するなどの事務を掌るが、それ以外のことでも、他の機關に屬せしめられない限りは、これを専決し得る。次に府縣知事が、國家機關として行爲する場合には、府縣知事は、内務大臣及び主務大臣の指揮監督の下に法令を執行し、法令の範圍内で府縣令を發布し、教育・兵事・神社・宗教・土木・産業・警察・衛生・選舉・社會事業などの事務を掌り、又非常事變に際しては、出兵をも請求することができる。尙府縣知事は、下級機關を指揮監督し、所屬官吏の中で奏任官については、その功過・懲戒を内務大臣に具狀し、判任官以下については、その進退・懲戒を専行する。

府縣廳には、府縣知事の補助機關として、書記官・地方事務官・地方視學官・地方警視・地方技師・視學・警部・警部補・技手・屬などの官吏がある。これらの官吏は、本來、府縣なる地方行政區劃における國家の機關たる知事を補佐する國家機關であるが、しかし又同時に、府縣なる地方團體の執行機關たる知事を補佐する府縣自治機關でもある。府縣廳には、この外に、知事の任命に係る府縣吏員や、府縣條例をもつて設置せられる名譽職委員などがある。

府縣廳には、知事官房の外に總務・學務・警察・經濟の四部が置かれ、その下に庶務・會計・商工・水産・農林・土木・學務・社寺・兵事・社會・衛生・保安・警務などの諸課が置かれてある。但し東京府には、警視廳が別にあるから、警察部が置かれてゐない。又内務大臣は、須要な府縣を指定して、そこに土木部・衛生部を置かしめることができる。

府縣知事が國家機關として行ふ國家の事務は、これを措き、府縣機關として行ふ府縣の事務は、市町村の場合と等しく、固有事務と委任事務との二に分たれる。固有事務は、府縣なる團體の本來の目的を達成するための事務であり、委任事務は、法令に依つて委任せられて府縣に屬する事務である。

府縣は、これら固有事務及び委任事務に必要な費用のみでなく、府縣の区域内において行はれる國家の事務に要する費用をも負擔して居る。府縣の收入には、府縣稅・使用料・手數料・夫役現品・財産收入・國庫補助金などがある。

府縣稅は、府縣の收入の根幹と爲るもので、市町村稅と等しく、普通稅と目的稅との二に分けられ得る。普通稅には、國稅附加稅・獨立稅・及び分與稅の三がある。國稅附加稅には、地租附加稅・家屋稅附加稅・營業稅附加稅・鑛區稅附加稅があり、そして獨立稅には、段別稅・船舶稅・自動車稅・電柱稅などがある。(舊制においては、家屋稅は、國稅でなく、府縣の特別稅として存し、又車稅・船稅・電柱稅などは、雜種稅

と稱せられた。) 分與稅は、還付稅と配付稅とに分れて居るが、ここではこれを措く。目的稅には、都市計畫稅と水利稅とがある。尙、

年 度	稅 額(萬圓)	一人當(圓)
昭和 元	二六、七五二	四・四二
五	二七、一九九	四・二二
六	二四、九〇五	三・八一
七	二三、九八九	三・六一
八	二五、〇二一	三・七二
九	二六、三三七	三・八六
一〇	二七、六四四	三・九九
一一	二九、七二六	四・二三

府縣は、市町村と異なり、基本財産を設ける義務がなく、只積立金穀を設け得るに過ぎないから、財産収入において少く、従つて國庫補助金は、相當に多い。

府縣は、市町村と同一の場合において、一時借入金爲し、又府縣債を起し得る。府縣の支出の主なるものは、教育・土木・勸業・警察・衛生・社會事業・公債費などであるが、なかんづくその額の最も多

道府縣歳入歳出豫算(單位千圓)

△歳入の部	昭和十二年度	十三年度
	地租附加税	六九、七二八
營業收益税附加税	二七、三五一	二九、二二三
所得税附加税	四五、四八六	五五、三六〇
特別地稅	八、九四〇	七、七九八
家屋稅	四一、六七四	四二、七一九
營業稅	七、三二六	六、八〇七
雜種稅	五八、五二九	五〇、一九九
稅收入合計(其他共)	二六四、四八八	二五四、五九五
使用料及手数料	四九、五二七	五二、二〇八
國庫下渡金	二五、七八一	二七、三七七
國庫補助及補給金	六四、四八七	九一、五〇一
道府縣債	八〇、三七四	六一、八一六
稅外收入合計(其他共)	三一九、〇二四	三四四、八四八
總計	五八三、五一一	五九九、四四三

のものは、道路・治水・港灣などの土木費、これに次いで中等學校に對する教育費である。府縣債は、主としてこの目的のために起される。府縣の會計は、歳入出豫算を一會計年度毎に設けて、これを執行し且その決算を報告するところが市町村の會計におけると等しい。豫算は、府縣知事がこれを調製し、府縣參事會の審査を経て、府縣會がこれを議決し、そして決算は、知事がこれを府縣參事會の審査に付し、翌年度府縣會に報告すること爲つて居る。

△歳出の部	
教育費	一二二、一九五
土木費	一二一、四〇八
衛生及病院費	一四、七四〇
勸業費	九四、六七四
社會事業費	七、五八一
警察費	九四、六一九
吏員職員費	二二、〇四五
道府縣債費	七二、〇三一
總計(其他共)	五八三、五一一

府縣は、市町村地域の併合地域において成立する高次の自治團體であるから、大都市は別として、市町村なる小自治團體において到底企及せられ得ない事業もしくは設備でも、府縣にあつては、これを成就し得ることが多い。現にわが國における教育・衛生・公安・産業・交通などの今日の發達は、もとより、國家・大都市及び私

人の努力にも依るが、又實に府縣なる自治團體の力に負ふことも、決して少くない。

府縣は、その地域内に數多の市町村なる團體を成立せしめて居るが、その事務の取扱ひにおいて、必ずしも常に均等に各市町村を利するに隔らない。けれども、府縣も、各市町村も、人類の生々發達を遂げること役立つために存し、そして各市町村の住民は、同時に府縣の住民であるから、各市町村は、小地域的利益のために府縣全般の利益を犠牲にしないやうに注意することが肝要である。各市町村のこの注意は、即ち各市町村住民の有つべき注意であり、否一般に府縣民の有つべき注意でなければならない。府縣民がこの注意を爲すことに依つて、府縣の自治團體としての任務は、始めてその本來の目的の達成のために行はれるに至る。

府縣の自治團體としての意義は、かくの如くに大であるから、人々が、わが市町村に對して誇りを感じるとともに、わが府縣に對しても、誇りを有つことは、もとより當然である。殊におのこの府縣は、地理的に且歴史的に、固有の善美を具へ、自然においても、文化においても、人物においても、風俗におい

ても、人々に無限の愛着を唆るものが多い。人々が、かくて愛着するわが府縣の本來の使命の達成に努力しつつ、その善美をますます發揮することは、人々の誇りに値するとともに、又望しいことでなければならぬ。

府縣は、市町村と國家との中間に立つ公共團體であるから、府縣の自治團體としての成績の良否は、國家の成績に影響するとともに、市町村の成績にも影響する。府縣の自治團體としての成績を擧げるためには、人々は、府縣行政に關して正しい輿論を作ること而努力し、且府縣の事業及び設備に關して不斷の注意を向ける必要がある。しかも人々がかくの如く努力するためには、一方においては、府縣の事情に精通し、府縣の先輩の偉業に則つて府縣の長所を發揮しなければならぬし、又他方においては、府縣の自治に充分の自覺を有し、殊に府縣の本來の目的の實現に熱意を有しなければならぬ。

わが府縣は、大體において、昔の國の區域をその地域として徳川時代の藩の歴史を受けて成立し、府縣民は、府縣に對して切實な郷土愛を有するが、府縣の自治團體としての成績が未だ著しく擧らないのは、遺憾である。府縣民は、その郷土愛を發揮する方法について、今少しく熟慮するを必要とする。

第五章 わが國體

一 肇國の本義

人類の地上に生出した悠遠の昔は知らないが、歴史以後の人類はもちろんのこと、歴史以前の人類も、考古學的に知られた限りにおいては、常に複數において生活して居つた。人類の複數において生活するといふ事實は、恐らくは、人類が地上に生存を續ける限り、未來永劫に互つて止まない。

人類が複數において生活するときには、一方において權力を生じ、他方において團體を生ずる。權力とは、優越した意思力をいふ。複數人類の間に權力を生ずるのは、おのこの人類の意思力に差等のあることから來る必然の結果である。團體の組織的結合であることは、既に前にこれをいうた。複數人類の間に團體を生ずるのは、おのこの人類に結合の意欲があり、組織の必要のあることから來る當然の結果に外ならない。組織せられたものは、組織せられないものよりも、一層有効に且容易に事務を處理し得る。

人類社會に必然もしくは當然に權力及び團體が生ずるとすれば、權力を有つ團體、即ち權力團體も、亦必ず生ずる。しかるに人類社會に數多の權力團體が場所を同一にして存するときには、それらの間に最も

優越した權力團體が、亦おのづから生ずる。この最も優越した權力團體は、即ち國家に外ならない。

人類社會において國家は、人類の意思に差等の存する限り、人類に組織的結合の必要とせられる限り、恐らくは、永劫に存續する。

人類社會において、權力は、種々の目的の下に行使せられ得るべく、又行使せられても居るが、しかし人類の生々發達の目的からすれば、おのこの權力が皆この目的の下に行使せられることは、極めて望ましいことでなければならぬ。同様に、人類社會において團體は、種々の目的の下に成立し得るべく又發生もして居るが、しかし人類の生々發達の目的からすれば、おのこの團體が皆この目的の下に活動することは、極めて望ましいことでなければならぬ。しかるに既に人類社會において、人類の生々發達の目的からして、一方において權力と他方において團體とが、この目的の下に奉仕する必要があるとすれば、それにおいて、權力團體殊にその最も優越した權力團體たる國家が、この目的に奉仕する必要があることは、もとより疑はれ得ない。

人類社會において、人類の生々發達の目的の實現を意圖して活動する者は、これを公的任務を有する者といふ。人類社會において公的任務を有する者は、必ず存在する。何故なら、人類の生々發達は、たとひ個の場合に反對のことが意圖せられるとしても、一般的には、何人もこれを欲するところであるからである。しかるに、人類社會においては、國家は、必ず公的任務を有する者として出現する。何故なら、もし

國家が公的任務を有しないなら、たとひいかなる者がこれを有しても、人類の生々發達は、全く期待せられ得ないからである。

國家の成立の歴史は、これを問はない。けれども苟くも國家が國家として存續する以上は、國家は、必ず公的任務を有することを強ひられ、この任務を拋棄することに依つて滅亡する。公的任務を有する者は、國家以外にも存するが、他の者とは異なつて國家の場合においては、公的任務を有することは、決してその任意でなく、却つて存在の理由である。この意味において、國家は、公的任務を認められた團體即ち公共團體の一であるといはれる。國家は、この公的使命を認められたものであることに依つて、その權力を公然と行使し得る。人々の國家に對して反抗することの正當視せられ得ないことも、亦このためである。

人類社會において、國家は、必ず發生し、必ず公的使命を認められて、且公的任務の實現に従事する。だから、人々は、國家を愛護し、その任務の實現を完全にして、その使命を發揮することに、甚大の責務を有つ。このことは、人類社會のあらゆる國家に對して、皆同一にいはれ得る。けれどもあらゆる國家は、その成立の歴史において同一でなく、その公的任務を實現する機構において同一でなく、又その公的任務を實現した成績において同一でない。かくて、人々に、善い國家を有つことと、悪い國家を有つこととの幸不幸が生ずる。

人類は、歴史的に、家族の生活から始めて氏族の生活に入り、部落・都市の生活を経由して、遂に今日の民

族の生活及び國家の生活を營むに至つた。國家の活動は、初め秩序の維持・外敵の防衛などの如き小範圍の任務においてのみ行はれたが、今日においては、自己の向上發展を通じて、人類の生々發達を促進するあらゆる任務に互つて行はれて居る。人類は、過去においても、今日においても、又將來においても、國家を離れて、決してその發達を遂げることを得ない。

國家とは、一定の國民が、一定の領土に據り、最高の統治權に依つて統治せられる團體をいふ。即ち、國民・領土及び最高の統治權は、國家の成立上、缺かれ得ないものであるから、これを、國家の三要素といふ。以下、この三要素について、その大要を述べる。

國民は、國家なる團體の構成員に外ならない。元來、國家は、言語・風俗・習慣・人情・宗教・文化などを同じくする一民族から成立するをもつて最も自然であるとするが、しかし今日の國家は、諸多の歴史的及び地理的事務の影響の下に、常に必ずしも一民族から成立するに限らず、數多の民族を包容して居ることが稀でない。國家が一民族から成立する場合でも、その民族は、必ずしも常に一種族の増殖・發展したものであるに限らず、實は、數多の種族が數百千年の間に互に相融合同化した結果、同族の意識を有するに至つたものであることが多い。だから、國民には、同一種族もしくは同一民族であるといふ意識が必要でなく、只同一國家の下に運命を共同にして、人類の生々發達の目的の實現に努力するといふ意識が必要である。わが國民は、主として大和民族から成り、皇室を中心として渾然と融合して同胞一族の親みを有つて

居るから、古來、團結心が強く、遂によく今日の光榮あるわが國家を現出せしめた。この國家をますます強固にして、人類の生々發達に寄與せしめることは、種族・民族の何であるを問はず、この後の國民の擔當するべき事業でなければならぬ。

領土は、その固有の意義においては、國家の統治權の當然に及ぶ土地に外ならない。けれども領土は、今日の國際法においては、右の固有の意義における領土の外に、領海及び領空をも含むものと爲されて居る。領海は、一般には、沿岸から三海里とせられ、領空は、領土及び領海の上空を意義する。國家は、國際法上認められた領土内においては、絶對的な統治權を有し、他の國家の干渉を排除するを原則とする。領土内に在る者は、自國人であると外國人であるとを問はず、その國家の統治權に服従しなければならない。尙領土は、國民の定住する土地が主でなければならないから、例へば水草を逐つて轉住する遊牧の種族には、領土があるとはいはれ得ない。わが國家の領土には、内地と、樺太・臺灣・朝鮮などの外地とがある。その外、恰も領土の如くにわが國家の統治權の行はれて居るものに、關東州と南洋群島とがある。領土は、實に國家の體軀ともいふべきものであるから、われら國民たる者は、わが國家の領土を完全に護つて、御稜威の無限に輝く安住の地としなければならぬ。

最高の統治權は、只國家のみがこれを有する。地球上の一定の地域内における統治權が、他の許與に依らないで行使せられ得るものである場合に、その統治權は、最高の統治權と稱せられる。ここに統治權と

は、支配及び管理する包括的な權力をいふ。地方團體も、國家と等しく、統治權を有するが、しかし國家の權力は、最高の統治權であるに反して、地方團體の權力は、國家から認められた範圍内において存する自治權に過ぎない。國家は、最高の統治權を有することに依つて、國家内における一切の地方團體を統督し、且一切の團體及び個人を統治する。別言すれば、それは、内にあつては、國家の秩序を定め、國民の生活を安全にし、外に對しては、國威を發揚し、國民の利益を保護する。わが國家の統治權は、萬世一系の天皇これを總攬せられ給ひ、國民は、無限の保護と無限の恩恵とに浴して居る。

わが肇國の由來は、甚だ宏遠で且神祕である。

わが國民の傳統的信念に従へば、天地・萬物の生成化育の力は、天御中主神から發現して、高御產巢日神・神產巢日神の力と爲り、且この力に基づいて、國常立神を初めとする神代七代の終りに、伊弉諾尊・伊弉冉尊の國土經營の御事業が開始せられ、大八洲即ちわが國土が、修理固成せられた。わが皇祖天照大神は、この力を享けさせられて、伊弉諾尊・伊弉冉尊の御子として生れさせ給ひ、光華明彩しくして、六合の内を照徹せられたと傳へられる。皇祖の御徳は、わが肇國の本義が國土の修理固成・天地萬物の生成化育、別言すれば、わが國民全般延いては人類全般の生々發達の實現にあることを標徴するもので、極めて尊い。

わが國家は、皇祖天照大神が皇孫瓊杵尊に下し給うたいはゆる天壤無窮の神勅にその成立の基礎を有して居る。この神勅に依つて、瓊杵尊は、日向の國に降臨せられて、わが國家の永遠不動の基礎を定め

られ給うたのみでなく、現にこの神勅に基づき、瓊杵尊の後裔にまします大君神武天皇は、大和の國の橿原の地に即位の大禮を擧げられ、わが國家創建の鴻業を大成せられ給ひ、爾來、今日に至るまで一百二十四代、二千六百年の間、皇統連綿として萬世一系の大君たる天皇が君臨せられ、かくて、わが國家は、世界に稀な光輝ある歴史を有つに至つた。

皇祖の御徳は、宏大無邊にましまして、萬物を化育せられ給うたが、萬世一系の天皇は、皆皇祖の御徳の體現を旨とせられて、天業を經綸せられ給ひ、そして臣民祖先も、皆その御意を體して、皇運を扶翼し奉つた。かくて、わが國においては、肇國の本義は、萬世不易のわが國家の理想を爲し、その使命と爲つて居る。世界全般の人類は、皇祖の御徳の體認に依つて、その生々發達が可能であるが、これを實現することとは、即ちわが國家の惟神の大道に外ならない。この惟神の大道こそは、わが國家の崇高な使命を示すものであるから、いやが上にも發揚せられなければならない。

日本書紀に次の言葉がある。「天照大神手持寶鏡、授天忍穗耳尊而視之曰吾兒視此寶鏡當猶視吾、可與同床共殿以爲齋鏡。」天照大神のこの神勅は、齋鏡の神勅といはれて居る。

二 天皇の統治

天皇の統治は、最も直接には、國家の構成員たる國民の上に及され、その向上發展と國家の隆昌のために爲されるが、しかし、決してこれに限られるものでない。天皇の統治の國民に及ぶことは、それが外國に居る國民の上に及ぶを見ても知られ得るべく、そしてそれが國民以外の人々にも及ぶことは、それがわが國における外國人もしくは外國會社などの上に及ぶことに徴しても知られ得る。

天皇の統治は、皇祖の神勅に基づき、且は皇位の御靈符としての三種の神器に具る理想に依り、わが國における總體の人々の生々發達、延いては世界全般の人類の生々發達を実現するために行はれる。

三種の神器は、八咫の鏡・八坂瓊曲玉・草薙劍である。神器は、道徳思想と結びついて、正直・慈悲・智慧を表徴するものと爲されて居る。

一國の君主は、皆、その國における總體の人々、延いては世界全般の人類の生々發達を実現するために統治せられるものであり、もしくは少くともこれを理想とせられるものである。このことは、多分、獨りわが國のみに止らない。けれどもわが國においては、國における總體の人々、乃至世界全般の人類の生々發達を実現することは、萬民愛護の範を垂れさせられた皇祖の御精神として、歴代の天皇の奉體し給ふところであり、そしてこのことは、わが國が皇室を中心とした大家族として發達して來た關係上、極めて自然に行はれる。この點において、わが國は、世界に比類のない長所を有するといはれ得る。現に御歴代の天皇は、かくの如き事業をば、皇祖宗奉齋の要道として念願せられ給ひ、そしてこれをわが國に獨得な事情の下に、極めて確實に且順調に行はせ給うた。實に、わが國においては、かの國家が人々の生々發達

を遂げしめる公的使命を有すると同様に、天皇は、まさしく公的使命を擔當せられ給ひ、そしてかくの如き御方として一般に確信せられるに至つて居る。

天皇が、わが國において公的使命を擔當せられ給ひ、そしてわが國においてのみ存する固有の特質に依つて國家とその使命を等しくせられ給ふといふ事實は、わが國家が、元來、皇祖の神勅に依つて天皇の使命を完全にするために創建せられたといふ事實と結合して、わが國において天皇と國家とを差別すること無意義ならしめて居る。わが國においては、國家は、天皇が皇祖の神勅に基づいて公的使命を達成せられるために創建せられたから、その意義において天皇と合體し、又天皇は、かくの如き國家を背景とせられて、現實にその使命を達成せられ給ふから、その實力において國家と合體し給ふ。わが國において、一般に天皇は即ち國家であるとして確信せられて居るのは、このためである。

神武天皇が橿原の地に都を定め給うたときに渙發せられた詔勅の中に、次の御言葉がある。「山林を披拂ひ宮室を經營りて恭みて寶位に臨み以て元元を鎮むへし上は則ち乾靈の國を授けたまふ。徳に答へ下は則ち皇孫正を養ひたまふ心を弘めむ然して後に六合を兼ねて以て都を開き八紘を掩ひて宇と爲むこと亦可からずや」

天皇は、即ち國家であると爲す確信は、もちろん、天皇と國家とが、實體において同一であると爲すものではないが、しかし、實際的意義において同一であることをいはうとするものである。かくて、天皇と國家とは、二であつて、しかも一であるといはれる。即ち、天皇と國家とが、二であつて、一であるといふこ

とは、わが國においては、眞實であつて、決して假想ではない。しかもそれがわが國において一般の確信として行はれる限り、現實の事實として、人々にさう考へることを要求する力を有つ。

天皇と國家とが二であつて、しかも一であると爲すわが國における一般の確信は、わが國において天皇の統治と國家の統治とを分ち得ないものと爲してゐる。わが國において、統治權の主體が、天皇であるところへられ、しかも外國に對して天皇の御行爲が國家の行爲として通用して居るのは、正にこの理由に出でる。かくの如きは、實にわが肇國の本義と天皇の御懿徳との然らしめるところであり、そして天皇と國民との關係がそれを強めることに依るものである。わが國において、寶祚の天壤とともに窮りなきゆゑんは、又これに徴しても知られ得なければならぬ。

三 臣民の本分

一般に國には、國家構成員たる國民とさうでない外國人もしくは外國會社などが存するが、國民の中で、會社その他の團體は除き、個人たる國民は、君主に對する關係において、これを臣民と稱する。わが國においては、天皇の統治を受ける個人で、わが國家の構成員たる者は、臣民である。

國家は、わが國においては、人々の生々發達を現實にするといふ大目的の下に創建せられたものであり、そして天皇の統治は、この大目的達成の大御業として行はれるものであるから、わが國家の構成員たる個人即ち臣民は、天皇の統治を扶翼し奉り、國家の丕基を鞏固にし、民生の慶福を増進するに努めることをもつて、その本分としなければならない。

臣民は、かくすることに依つて、天皇の御偉業に参加し得て、一方においては、わが國家の光榮を中外に發揚するとともに、他方においては、人々の生々發達を遂げることにも最大の貢獻を爲すことを得る。即ちわが國においては、臣民は、臣民たる本分を盡すことに依つて、その生きがひを得るものであり、そして又それ故にその本分を盡すことに絶大の意義を感じるものでなければならない。

臣民がその本分を盡すことは、わが國においては、決して強壓に基づくものではない。それは、もちろん自發的に爲されるものでなければならない。そのみでなくわが國においては、臣民がその本分を盡すことは、決して申譯的な努力に墮してはならない。それは、もちろん生涯をかけた全力的な努力でなければならない。このことは、わが國において、臣民の本分を盡すことがその生がひを得るゆゑんである以上、もとより自明である。のみならずわが臣民の祖先は、わが天皇の御祖宗を輔翼し奉つて、わが國の歴史に光輝ある成跡を貽した。われら臣民子孫も、わが天皇の御意を體し、祖先の遺風を顯彰し、御期待に背かない努力を效すことは、當然である。臣民の本分を意識しないこと、もしくはこれを意識して實行しないことは、わが國の臣民としては、許され得ない。

明治天皇は、憲法發布勅語で次の如く仰せられた。

「惟フニ我カ祖我カ宗ハ我カ臣民祖先ノ協力輔翼ニ倚リ我カ帝國ヲ肇造シ以テ無窮ニ垂レタリ此レ我カ神聖ナル祖宗ノ威徳ト並ニ臣民ノ忠實勇武ニシテ國ヲ愛シ公ニ殉ヒ以テ此ノ光輝アル國史ノ成跡ヲ貽シタルナリ朕我カ臣民ハ即チ祖宗ノ忠良ナル臣民ノ子孫ナルヲ回想シ其ノ朕カ意ヲ奉體シ朕カ事ヲ獎順シ相與ニ和衷協同シ益々我カ帝國ノ光榮ヲ中外ニ宣揚シ祖宗ノ遺業ヲ永久ニ鞏固ナラシムルノ希望ヲ同クシ此ノ負擔ヲ分ツニ堪フルコトヲ疑ハサルナリ」

臣民の本分の實行は、天皇の統治を、或は直接に扶翼し奉ることもあるが、又或は間接に扶翼し奉ることもある。直接に扶翼し奉るとは、天皇及び國家の百般の事務に自己を奉獻して、天皇の御偉業の實施に参加することであり、間接に扶翼し奉るとは、その他の生活、例へば、家・郷土・地方團體などの生活において、その事務に自己を奉獻して、天皇の御偉業の實施を容易ならしめることである。天皇の統治を扶翼し奉ることに直接の方法を選ぶと、間接の方法を擇ぶとは、臣民の國において有つ地位に依つておのづから決定せられる。高揚せられるべきことは、自己奉獻の精神であり、直接及び間接の方法そのものは、それほどに重大でない。

ほどほどにころをつくす國民のちからぞやがわがちからなる (明治天皇御製)

國のため身のほどほどに盡さんん心のすすむ道を學びて (明治天皇御製)

四 國體の意義

國體の語は、わが國においては、通常、社會としての國について、その本質的姿態をいふために用ひられるが、又別に社會に存する國家について、その本質的姿態をいふために用ひられることもある。

國體が國の本質的姿態を意義する場合には、又往々にして國柄とも稱せられる。明治天皇は、教育勅語において、「皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ」と仰せられたが、そこにいはゆる國體とは、國の本質的姿態、別言すれば、國柄を意義して居る。國の中には種々の結合があるが、しかしその中に最も強力な團體たる國家をも成立せしめて居るから、國柄は、肇國の事情・國土・國民性などの外に、國家の形態並びにその政治の形態に依つても、影響せられるところが多い。

次に國體が國家の本質的姿態を意義する場合には、それは、しばしば政體と對比して考へられる。國體は、國家そのものの本質的姿態即ち國家形態を意義するが、これに反して、政體は、國家の政治の本質的姿態即ち政治形態を意義する。いはゆる政治は、本來、人類全般の生々發達を計ることに重大な影響を與へる行爲で、畢竟するに、統治權の行使を繞つて行はれるものに外ならないが、ここでは、國家における政治のみが問題であるから、國家における統治權の重大な行使に限つてこれをいふ。

國體において、一の國家の他の國家と異なる最大の特徴を示す點は、統治權の存在の様態であり、なかなづく殊に統治權を行使し得る固有の地位を有する人が誰であるか又幾人であるかといふ點である。世界の諸國家は、その成立の精神を異にするから、この點に關して、決して同一でない。國體は、かくて、君

主國體と共和國體との二に分たれる。君主國體とは、統治權を行使し得る固有の地位を有する人が君主御一人である國家形體をいひ、そして共和國體とは、かくの如き地位を有する人が、二人以上の個人である國家形體をいふ。共和國體の代表的なものは、民主國體である。民主國體とは、統治權を行使し得る固有の地位を有する人が一般國民である國家形體をいふ。民主國體の國家にあつては、一般國民は、統治權を行使し得る固有の地位にあるが、通常、大統領を選挙してその統治權を行使せしめる。わが國・イギリスなどの諸國家は、君主國體の國家即ち君主國であり、アメリカ合衆國・フランス・ドイツなどの諸國家は、民主國體の國家即ち民主國である。

次に政體において、一の國家の他の國家と異なる最大の特徴を示す點は、統治權の行使の様態であり、なかんづく殊に統治權を行使し得る固有の地位を有する人が統治權を行使するに當つて、それをいかなる方法に依つて行使するかといふ點である。世界の諸國家は、その發達の歴史を異にするから、この點に關しても、亦決して同一でない。政體は、かくして、專制政體と制限政體との二に分けられる。專制政體とは、統治權を行使し得る固有の地位を有する人が統治權を行使するに當つて、すべて自己の意思のみに依つて決定する政治形體をいひ、これに反して制限政體とは、かくの如き地位を有する人が統治權を行使するに當つて、一定の範圍内においては、獨立意思を認められた他の機關を參與せしめる政治形體をいふ。制限政體の代表的なものに、立憲政體がある。立憲政體とは、政治上のいはゆる立憲主義に則る政治形體

で、これを要約すれば、國民の自由を保全する主旨の下に、權力を分立して立法・司法・及び行政の三作用と爲し、そしてその立法作用には、國民の選挙したその代表者を參與せしめる政治形體をいふ。最近まで存したエチオピアやタイなどの諸國家は、專制政體の國家即ち專制國であり、わが國・イギリス・アメリカ合衆國・フランスなどの諸國家は、立憲政體の國家即ち立憲國である。

政體は、國家及び國體に關係なく、時勢に應じて適當に變更せられ得るが、國體の變更は、國家そのものの變更で、前の國家の滅亡を意義する。國體は、建國の歴史に基づいて成立したものであるから、それは、まさしく國民的信念の結晶で、いはば國家の個性に外ならない。個人において個性の精華が發揮せられるべく、變更せられるべきでないやうに、國家の個性としての國體の精華は、發揚せられるべく、變更せられるべきでない。國家の統治權の所在を確固不動ならしめて國體の精華をますます顯揚し行くところ、そこに國家の隆昌があり、そこに人類の總體の生々發達がある。

社會としての國は、國體としての國家の基礎を爲すものであるから、國の本質的姿態を意義する國體は、國家の本質的姿態を意義する國體の基礎を爲すものでなければならぬ。わが國家が君主國體であるのは、わが國柄の致すところである。

五 國體と祭祀

わが國柄においての國民が齊しく萬邦無比の榮譽として世界に誇り得ると確信するところは、わが國に萬世一系の天皇が君臨せられるといふ事實にある。わが國に萬世一系の天皇が君臨し給ふことには、もとよりその由つて來たるところがある。なかんづくわが國民の間には、古來、肇國の本義について崇高な傳統的信念が存し、且わが國そのものが皇室を中心とした大家族として發達したことにその主な原因があるが、更にわが國におけるこれらの特質に基づいて、天皇が常に國民を惠撫慈養し給うて、その康福を増進せられ、國民も亦國を愛し公に殉ふ精神に燃えて、天皇の統治を協力輔翼し奉つたことに由來する。わが國に萬世一系の天皇の君臨し給ふことは、天皇統治の御趣旨に鑑みて、わが國における總體の人々の生發達を生み、延いては世界における人類全般の生々發達を來すゆゑであるから、國民は、それを萬邦無比の榮譽として世界に誇り得るとともに、歴代の天皇及び國民の祖先が和衷協同し、神勅に基づいてかくの如き國柄を將來したことに對して、深い感謝を捧げなければならぬ。

おこそかにもたまにや神代よりうけつぎ來たるうらやすの國（明治天皇御製）

感恩報謝は、かくて、わが國においては、夙に國民的特質を爲したから、わが國柄の淵源たる天照大神・歴代の天皇・及び天皇を輔翼し奉つてわが國柄の樹立に勳功を立てた偉人は、國民一般の敬仰を受け、神として、通常、神社において崇拜せられて居る。かくの如き感恩報謝の精神及び神社の設備は、わが國に獨得なものであり、そして又わが國柄と離して考へることができ得ない。

神の崇拜は、わが國においては、祭祀の形式を馴致するに至つたから、神社においては、祭祀が行はれる。祭祀は、感恩報謝の精神に淵源するが、しかし祭祀は、單に感恩報謝の精神のみに依つて行はれるものではない。感恩報謝は、本來、わが國民の生々發達、延いては世界全般の人類の生々發達を軫念し給ふ天皇の統治が核心と爲つて、この御偉業を創定せられ、擴充せられ、もしくはこれに協力した神に對して爲されるものであるから、祭祀には、感恩報謝の精神の外に、おのづから神のその御心を心として、全般の人々の生々發達のために渾身の努力を捧げようとする崇高な精神の働くことが、看取せられなければならぬ。わが國においていにしへは、政治は、祭事即ち「まつりごと」であり、政令及び賞罰は、祓・禊・祈禱などの形式で神の教を請けて決し、吉祥慶福は、皆神明の加護に依るものとして、その喜びを神に報告して神の恩に感謝し、災厄凶事に當つては、ひたすらに神明の守護を祈り、神の意に従はうと努めるといふが如き祭政一致の制度が行はれて居つたことや、今日においても、神社の祭祀は、常に國家の重要な政務とせられて、極めて莊重且嚴肅な儀式をもつて舉行せられて居り、又政治そのものが祭祀の趣旨において營まれるべきであるとする思想が國民の間に行はれて居ることなどは、皆祭祀に右の崇高な精神の存することの證左である。

祭祀には、かくの如き崇高な精神が存するから、わが國においては、天皇は、祭祀に依つて肇國の本義を如實に體現せられ、わが國民延いては世界全般の人類の生々發達を軫念せられて、その實現を意圖せら

れ給ふ。臣民も、亦祭祀に依つて肇國の本義を如實に體現し、人々の生々發達を念願して天皇の統治を翼賛し奉る覺悟を鞏くする。

祭祀は、かくて、天皇の統治と臣民の翼賛とを、肇國の本義に則して發揮せしめることに役立つが、同時に、わが國における固有の美風たる君民一體の實を鞏固にすることも役立つ。わが國において君民一體の美風の存するのは、本來、わが國が皇室を中心とした大家族に依つて發達したことに由來するが、しかし祭祀に具る崇高な精神に基づいて、右の天皇の御軫念と臣民の念願とが、期せずして相合致することに依つて強化せられることは、けだし疑はれ得ない。

君民一體は、單なる君民一致と異なる。君民一致の事實は、歴史上、わが國においてのみ存するのではなく、他の國においても存するが、しかしわが國における君民一致は、有機的に行はれて、君民一體にまゝで高められて居る。元來、君民一致の事實は、或は霸道の國においても存し、又王道の國においても存する。ここに霸道の國とは、君主もしくは統治者と國民とが、私を立てて我に執し、そのその利益を擴充するといふ主旨において結合し、力の關係において相互に倚存する國をいひ、これに對して王道の國とは、君主もしくは統治者と國民が、徳の關係において立ち、君主もしくは統治者が人類の生々發達を思念せられ、國民も亦それに協力し、君民が對立を絶した沒我歸一の關係にある國をいふ。王道の國における君民一致は、國の成立の根本義に立つから、霸道の國における君民一致に勝るが、しかしわが國における

君民一致は、正にこの王道の國における君民一致にも勝るものがある。即ちわが國においては、天皇は祭祀に存する崇高な精神を通じて肇國の本義を如實に體現せられ、人々の生々發達を軫念せられてその實現を意圖し給ふから、そのづから皇祖宗の御徳と同化せられ、皇祖宗と御一體と爲らせられる。臣民も亦、祭祀に具る崇高な精神を通じて肇國の本義を如實に體現し、人々の生々發達を念願して天皇の統治を翼賛し奉るの覺悟を鞏くするから、そのづから天皇及び天皇の御祖宗と一體と爲る。かくて、わが國においては、天津日嗣の天皇の大御心を體し奉つて、萬世一系の皇運を扶翼し奉ることは、君民一致否君民一體を現實化するゆゑんと爲り、王道の國におけるが如き君民一致の實は、只單に萬世一系の天皇に對して忠誠を效すことに依つて擧げられる。わが國民が、かくて祭祀に具る崇高な精神に基づいて、君民一體に依つて容易に人類の生々發達の大目的を實現し得ることは、亦わが國柄のいかに勝れたものであるかを示すもので、感銘が深い。

わが國において、國民が萬世一系の天皇に對して忠誠を效すことは、皇道と呼ばれ、そしてわが國は、しばしば皇道の國と稱せられてゐる。皇道は、日本精神の中核を爲す。ここに日本精神とは、日本即ちわが國に固有な國民性・思想傾向・理想などをいひ、その特質は、種々の方面から種々に語られる。臣民たる資格を繞つて存する日本精神の根本的特質は、分を全うして本源を顯す意圖に外ならない。

祭祀の有つ意義は、右の如くに極めて重大であるから、わが國においては、祭祀は、いにしへにおいて

も、又今においても、皇室において重大な御儀とせられ、又國家の重要な事務とせられて居る。先づ皇室の重大な御儀と爲つて居る祭祀に、宮中三殿の祭祀がある。宮中三殿とは、賢所・皇靈殿・及び神殿をいふ。賢所には皇祖天照大神、皇靈殿には歴代の天皇及び皇族、神殿には天神地祇が祀られて居る。三殿の祭祀には、大祭と小祭とがある。大祭には、天皇が、皇族及び官僚を率ゐさせられて、御親ら祭典を行はせられ、小祭には、天皇が、皇族及び官僚を率ゐさせられて、御親ら拜禮し給ひ、その祭典は、掌典長が行ふ。

次に國家の重要事務とせられて居る祭祀には、神宮における祭祀と一般神社における祭祀とがある。

神宮は、大神宮もしくは伊勢大神宮ともいはれる。それに内宮と外宮とが分けられる。内宮は、天照大神を祀り、そしてその御靈代として、神鏡（八咫鏡）を奉安し、外宮は、五穀の神、豊受大神を祀る。神宮の祭祀に、大祭・中祭・及び小祭がある。

一般の神社に属するもので、しかも神宮と呼稱せられるものに、例へば、熱田神宮・權原神宮・明治神宮・平安神宮・吉野神宮・鹿島神宮などがあるが、これらは、いづれも官幣大社であり、制度上の神宮ではない。

神宮は、皇室に依つて深く尊崇せられ、且一般臣民の尊崇の中心を爲して居る。國家にもしくは皇室に大事がある場合には、天皇は、御親らもしくは勅使をもつてこれを神宮に御報告あらせられ、國務大臣は、天皇の御親任があるとともに神宮に參拜するを例とし、又一般國民は、家毎に神宮の大祭を奉祀することを常として居る。

一般の神社には、官幣社・國幣社・府縣社・郷社・村社などの社格の別がある。官幣社は、更に官幣大社・官幣中社・官幣小社・別格官幣社の四等に分れ、そして國幣社は、更に國幣大社・國幣中社・國幣小社の三等に分けられる。官幣社は、天皇・皇族・もしくは皇室の御崇敬特に篤き神を祀る。別格官幣社は、皇室に對する精忠の士・國家に對する大功臣を祀り、明治五年の湊川神社の創祀に始る。又國幣社は、一地方に關係の深い神を祀る。官國幣社以下の一般の神社の祭祀にも、大祭・中祭・及び小祭がある。官幣社に對しては、祈年祭・新嘗祭・例祭などの大祭に當り、皇室から神饌・幣帛料が供進せられ、又國幣社に對しては、祈年祭・新嘗祭に限り、皇室からその供進があり、例祭には、國庫からその供進がある。

一般の神社の祭祀において、大祭は、祈年祭・新嘗祭・例祭・遷座祭・臨時奉幣祭・靖國神社の合祀祭であり、中祭は、歳旦祭・元始祭・紀元節祭・天長節祭・明治節祭・神社に特別の由緒ある祭祀・即位禮及び大嘗祭當日の祭祀であり、これら以外の祭祀を小祭とする。

昭和十四年九月一日現在における官國幣社の數は、官幣大社六二社、官幣中社二五社、官幣小社五社、別格官幣社二七社、國幣大社六社、國幣中社四六社、國幣小社三七社、合計二〇八社である。

第六章 國憲と國法

一 帝國憲法及び皇室典範制定の由來とその本義

わが國家は、建國の當初から君主國體の國家として搖ぎなく、そして從來、只その形式においてのみ、專制國即ち專制政體の國家であつたが、もちろん、他の專制政體の國家とは、その實質において、非常に異なるものがあつた。だから、明治二十二年、帝國憲法は、從來のこの專制政體を改めて立憲政體と爲したが、爾來、わが國家は、立憲政體の國家、即ち立憲國として、ますますその國體の善美を發揮して居る。立憲政體は、わが國體と最も良く調和する政體であるが、しかしそのわが國に採用せられるに至つたのは、明治天皇の御意思に基づく。王政復古の大業の成つた翌明治元年の三月十四日に、明治天皇は、外は世界の情勢に鑑みられ、又内は國民の要望を察しられて、五箇條の御誓文を下させ給ひ、「廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ」と宣はせられ、立憲政體採用の御精神を明示し給うた。同年閏四月二十七日、この御誓文に基づいて、いはゆる「政體書」を頒布し給ひ、天下の權力をすべて太政官に歸して、太政官の權力を立法・行政・司法の三權と爲させられ、立法官と行政官とを峻別して各府藩縣からの貢士をもつて議

員とし給うた。翌二年には、この大方針に基づいて公議所及び待詔局を設けさせられたが、公議所は、やがて集議院と改稱せられた。七年五月には、同様の趣旨で地方官會議が開かれ、八年四月には、元老院と大審院とを設けて、これをそれぞれ、立法府及び最高の司法機關とし給ひ、十一年には、府縣會規則を公布して府縣會を設けさせられ、かくて、着々、憲法の制定、即ち立憲政體採用の準備を整へさせ給うたが、十四年十月、明治天皇は、更に國民の要望を嘉納せられて大詔を渙發し給ひ、「將ニ明治二十三年ヲ期シ議員ヲ召シ國會ヲ開キ以テ朕カ初志ヲ成サントス」と布告し給うた。これを、通常、國會開設の大詔といふ。かくて十七年に、制度取調局を宮中に設けさせられ、十八年二月には、太政官を廢止し給うて、内閣を置かせられ、二十一年四月には、新たに樞密院を設けさせられて、先づ憲法草案を諮詢し給ひ、更に同年、立憲制度の前提として、市制及び町村制を發布し、地方自治の制度を確立し給うた。即ち憲法發布のための一切の準備は、かくて漸く整つたから、國會開設の大詔が下つてから八年の星霜を経た明治二十二年の二月十一日、紀元節の佳辰を卜して、わが大日本帝國憲法は、一發布せられ、翌二十三年十一月、第一回の帝國議會が召集せられ、ここに立憲政體運用の最初の活動が開始せられた。

帝國憲法の發布と同時に、皇室典範・議院法・衆議院議員選舉法・貴族院令及び會計法も、亦發布せられたが、これらは、帝國憲法と合して、わが國家の組織及び作用の根本を定めたものである。

帝國憲法は、天皇・臣民の權利義務・帝國議會・國務大臣及び樞密顧問・司法・會計・補則の七章七十六條か

ら成り、わが國の國體を宣明し、臣民の重要な権利・義務を保障し、そして立憲政體の大綱を確立したものであるが、それは、その成立において、諸外國における憲法と全くその事情を異にして居る。諸外國の憲法は、人民主權説に淵源し、君民久しく抗爭を重ねた結果として成立し、時に流血の慘を見て制定せられたものではないが、わが國の憲法は、「國家ノ隆昌ト臣民ノ慶福トヲ以テ中心ノ欣榮」とし給ふ天皇の大御心に基づいて制定せられ、衆民歡呼の間に發布せられた。すべて一國の憲法が君主の自發的意思に依つて制定せられたときには、これを欽定憲法といふ。大日本帝國憲法が欽定憲法であることは、わが國體の世界に匹儔のない精華を示すものに外ならない。

憲法改正の發議は、只天皇のみが爲し得る。憲法改正の議事を開くためには、貴族院及び衆議院のそれぞれの總議員の三分の二以上の出席を要し、更にこれを議決するためには、出席議員の三分の二以上の多數を要する。議會は、只單に議案の可否のみについて議決し、その修正を爲すことができない。議會に、憲法改正の發議權がなく、又その議案の修正權も認められて居らないのは、わが憲法が欽定憲法であるためであり、そして又その手續が普通の法律と異なつて特に嚴重なのは、憲法が國家の根本法であるから、これをしばしば改正すれば、統治權の行使に動搖を生ずる虞れがあるからである。

「大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇ヲ統治ス。」憲法第一條のこの規定は、正に皇祖の神勅に基づく事實を成文化したものに外ならない。國家統治の大權は、わが國においては、建國の當初から天皇がこれを固有

せられ、皇統連綿として萬世一系を爲し、御歷代相承けさせられる。

大日本帝國が萬世一系の天皇に依つて統治せられることは、既に前に明らかにせられたやうに、世界に誇るべきわが國體の精華で、そしてこの國體の精華を擁護し且發揚し行くことは、わが國民の永遠に變らない確信であり又その要望でもある。だから、わが國においては、天皇は、至尊として建國の當初から絶對無上の地位におはします。憲法第三條は、「天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス」と規定し、天皇が政務上及び御一身上、何らの責任を負はせられないことを明確にして居るが、これは、天皇の絶對無上の地位から來た當然の結果に外ならない。天皇のこの無答責は、即ち天皇の不可侵權の内容である。他の國家においても、一般に君主及び大統領は、憲法上、不可侵權を認められて居ることを原則とするが、これは、君主の尊嚴を維持する便宜のため、もしくは國家を代表する地位にある大統領の一定の責任をその在任中に問はないことの便宜のために、憲法に依つて賦與せられたもので、天皇が建國以來の國民的的信念において神聖不可侵であるのとは、根本的に相異なる。

天皇は、統治權を總攬し給ふ。天皇が統治權を總攬し給ふとは、統治の一切の作用が、天皇に淵源することをいふ。天皇は、統治權を總攬し給ひ、これを行はせられるに當つては、必ず憲法に遵據せられ給ふ。憲法第四條に「天皇ハ國ノ元首ニシテ統治權ヲ總攬シ此ノ憲法ノ條規ニ依リ之ヲ行フ」とあるは、即ちこれである。天皇が憲法に遵據して統治せられ給ふことは、畏くも天皇がこの不磨の大典に遵據せられるこ

とに依つて國民の翼贊の道を廣められ、國家の丕基を鞏固にせられ、且民生の慶福を増進せられようとの御思召に出でたもので、わが立憲政體の特色である。

天皇は、國家の元首として統治權を總攬し給ふが、廣汎な政務を悉く親裁し給ふのではない。憲法の規定に基づいて、天皇は、立法權は帝國議會の協贊を経てこれを行はせられ、司法權は天皇の名において裁判所をしてこれを行はしめ給ひ、又行政權は各省以下の行政官廳及び自治團體に委任してこれを行はしめられる。但し憲法の改正・法律の裁可・行政の大綱などは、皆天皇の親裁せられるところである。憲法上必ず天皇の親裁し給ふ統治權もしくはその作用を天皇の憲法上の大權もしくは大權作用と名づけ、その事項を憲法上の大權事項と稱する。

憲法上の大權事項の主要なるものを挙げれば、次の如くである。

(一)立法に關する事項

(1)帝國議會を召集し、その開會・閉會・停會・及び衆議院の解散を命ずること。(「議會の協贊」の節、參照)
(2)法律を裁可し、その公布及び執行を命ずること。

裁可とは、議會において議決せられた法律案を、天皇が法律として成立せしめ給ふことをいひ、公布とは、天皇が、一定の形式に従つて法律の裁可を一般國民に發表せられることをいふ。執行とは、法律を個々の事件に適用し、現實の處置を爲すことをいふ。天皇は、法律の執行を命じ給ふ場合に、個々の法律について、これを命じ給ふのではなく、次に知られる官制に依つて、一般的に命ぜられ給ふ。

だから、官制に依り法律執行の權限を付與せられ居る國家機關は、法律の公布があれば、これを執行する。

(3)公共の安全を保持し又はその災厄を避けるため、緊急の必要に依り、帝國議會閉會の場合において、法律に代るべき勅令を發すること。これを緊急勅令といふ。(尙、「法令」の節、參照)

(4)憲法の改正を發案すること。

(5)貴族院の組織を定めること。

(二)行政に關する事項

(1)行政各部の官制及び文武官の俸給を定め及び文武官を任免すること。

行政各部の官制とは、天皇の下に天皇の御委任に依つて國家の事務を管掌する各種の行政機關の名稱・組織・權限などを定めた勅令をいふ。文武官とは、行政官・司法官・陸海武官をいふ。「文武官ノ俸給ヲ定メ」とあるのは、單に俸給のみでなく、官等及び服務紀律の如き、すべて官吏が官吏として有する權利義務を定めることをも包含する。文武官は、すべて天皇の大權に依つて任免せられる。現行の官制においては、官吏の階級は、勅任官・奏任官・判任官の三種と爲され、判任官の任免は、天皇は、行政各部に委任して行はしめられるが、奏任官及び勅任官は、大臣からの上奏に依り、勅裁をもつて

これを行はせられ、そして勅任官の中の親任官は、天皇御親ら任免せられる。いづれも、天皇の大權に基づかないものはない。

(2) 爵位・勳章・及びその他の榮典を授與すること。

榮典とは、特定の者に特別の榮譽を認めてこれを表章する形式をいひ、憲法に、爵位・勳章とあるのは、單にその事例を示したに過ぎない。爵は、明治の御代に至つて始めて制定せられたものであり、公・侯・伯・子・男の五等に分け、いづれも、世襲せられ得る。位は、古くから存し、それには、正一位より従八位に至る十六階級があり、世襲せられ得ない。勳章には、一般勳章と特別勳章とがある。一般勳章は、勳勞功績のある一般の者を賞するために授けられるもので、これに、大勳位・菊花章・旭日章・瑞寶章・寶冠章などの別がある。特別勳章とは、武功拔群の者を賞するために授けられる金鷄勳章をいふ。榮典を授與することは、古くからの慣習に従ひ、今日でも一般の國政事務とは區別せられ、爵位の授與の場合には、國務大臣の輔弼に依らず、宮内大臣がこれを輔弼し、勳章及びその他の授與の場合には、内閣總理大臣これを輔弼するが、しかし賞勳局總裁が副署することと爲つて居る。

(3) 法律を執行するため、又は公共の安寧を保持し及び臣民の幸福を増進するために、必要な命令を發し、又は發せしめること。行政機關がかくて發し得る命令はこれを行政命令といふ。(尙「法令」の節參照)

(4) 公共の安全を保持するため、緊急の必要ある場合において、内外の情形に因り帝國議會を召集すること

のできないときに、財政上の緊急處分を爲すこと。この處分は、財政上の緊急處分と呼ばれる。

國家の豫算には、避けられ得ない豫算の不足を補ひ、及び豫算外に生じた必要の費用に充てるために、豫備費が設けられてあるが、この豫備費を支出し盡した後も、尙豫算超過又は豫算外の支出を必要とする場合がある。この場合には、議會を召集してその協贊を求めるのが當然であるが、しかし内外の情勢に因つて議會を召集することのできない場合には、公共の安全を保持するため、緊急な必要に對してのみ、例へば、剩餘金の中から支出するとか、公債を募集するとか、特別會計の資金を流用するとか、その他何らかの方法に依つて、財政上必要な處分をなすことができると爲つて居る。財政上の緊急處分は、次の會期において議會の承諾を求めなければならぬ。

(5) 陸海軍を統帥すること。この大權は、統帥大權もしくは統帥權と稱せられる。

陸海軍を統帥するとは、その字義の如く陸海軍を統べ帥あることをいひ、天皇が軍の大元帥たる地位において行はせられるものである。統帥大權の作用は、その性質上、一般の國務上の作用と區別せられて、國務大臣の輔弼の外に置かれて居る。その輔翼機關には、最高顧問として元帥府があり、重要な軍務の御諮詢に應へる機關として軍事參議院があり、そして國防・用兵に關する計畫を掌るものとして陸軍に參謀本部及び海軍に軍令部がある。

(6) 陸海軍の編制及び常備兵額を定めること。この大權は、軍政大權と名づけられる。

軍政大權の作用は、統帥大權の作用とは異なつて、一般の國務上の作用に屬し、國務大臣の輔弼を要することと爲つて居る。

(7) 戦時又は事變に際して戒嚴を宣告すること。

戒嚴とは、戦時又は事變に際して、軍隊の力をもつて全國もしくは一地方を警戒することをいふ。戒嚴が宣告せられると、戒嚴の地域においては、一時、通常の法律の効力が停止せられて、司法權及び行政權の全部もしくは一部は、軍隊の手に移ることとせられて居る。

(8) 宣戰・講和を爲し、及び諸般の條約を締結すること。

宣戰・講和・條約締結は、國家の危急存亡に關する重大な國務で、極めて機敏に且祕密に行はれることを必要とするから、天皇の親裁事項とせられて居る。天皇はこれらの行爲を爲される場合には、國務大臣の輔弼に依るが、しかし議會の協賛を必要とせられない。

(9) 戦時又は國家事變の場合において、憲法の條規に拘らず、統治權一切の行動を爲すこと。

臣民の權利及び義務は、憲法に依れば、原則として法律をもつて定められることと爲つて居るが、しかし戦時又は國家事變の場合の如くに、國家が武力に依つて脅嚇せられたときには、天皇は、法律に依らずに、軍隊もしくは警察の力で、臣民に義務を命じ、その權利を制限し給ふことができる。

(三) 司法に關する事項

(1) 大赦・特赦・減刑及び復權を命ずること。

大赦とは、一定の種類 of 犯罪に關するすべての犯人に對して、一般的にその刑を赦免することをいひ、特赦とは、特定の犯人に對して、その刑を赦免することをいふ。又減刑といふのは、既に宣告せられた刑を輕減することであり、復權といふのは、刑の言渡を受けて、例へば參政權の如き公權を剝奪せられた者に對して、その公權を將來に回復せしめることである。これらの恩典は、通常國家もしくは皇室の慶弔禍福に際して行はせられる。

憲法上の大權は、以上の如くであるが、これに限らず、天皇が統治權を行使し給ふに當つては、原則として國務大臣の輔弼を受けさせられ、且一定事項に關しては必ず樞密顧問への御諮詢を経させられる。

天皇が統治權を行はせられる場合には、口頭に依らせられる場合と、文書に依らせられる場合とがある。口頭に依らせられるものは、これを勅語と稱する。文書に依らせられるものには、別段の形式の定めがある場合と、さうでない場合とがある。法律・勅令・條約などは、前者で、詔書及び勅書は、後者である。詔書は、例へば立后・立太子・攝政を置かせられるが如き皇室の大事に關し、又は議會の召集・衆議院の解散・宣戰・講和の如き大權の施行に關する勅旨の宣詔であり、これに對して勅書は、文書には由るが、臣民に對して一般に宣詔せられない例へば皇室の事務・國務大臣の職務などに關する勅旨である。詔書及び勅書は、通常、これを詔勅と併せ稱する。詔勅は、それぞれ公式令において規定せられた一定の方式に従つて

發布せられる。

天皇は、統治權を總攬せられるから、天皇が未だ成年に達せられない間か、もしくは久しきに亙る故障に依つて大政を親裁せられ得ないときには、皇族會議及び樞密顧問の議を経て、攝政が置かれる。攝政は、天皇の名において大權を行はせられるが、天皇の御一身上の特權は、攝政に及ばない。攝政に任せられる御方は、皇族に限られ、その範圍及び順位は、皇室典範の定めるところに依る。攝政を置かれる間は、憲法及び皇室典範を改正することができない。

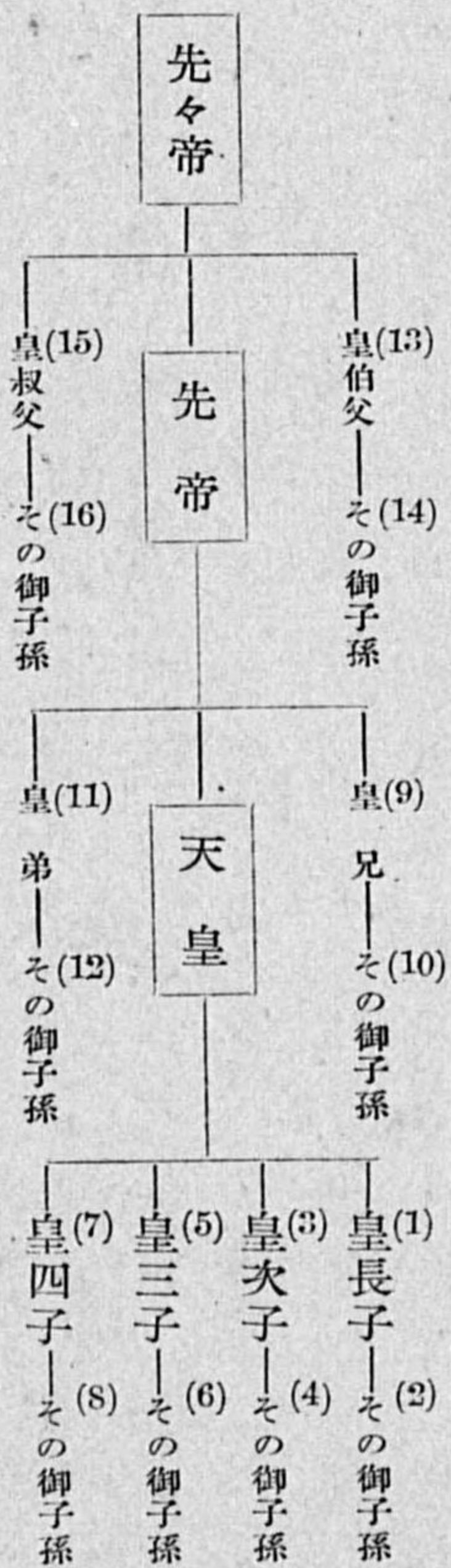
帝國憲法とともに發布せられた皇室典範は、皇位繼承・踐祚・即位・成年・立后・立太子・敬稱・攝政・太傅・皇族・世傳御料・皇室經費など皇室に關する重要な諸事項を定めたるもので、皇室御一家の家法たる性質を有つものであるが、しかしその中には、皇室と國家との關係・皇室と臣民との關係などの規定も含まれて居るから、皇室中心のわが國では、帝國憲法と同様に、それは、國家の根本法を形成する。憲法・皇室典範を國憲といふ。皇室典範は、明治二十二年二月十一日に、憲法と同時に制定發布せられたが、その後、國運の進展に順應して、明治四十年二月十一日及び大正七年十一月二十八日の兩度に亙つて、その増補が公布せられた。

皇室典範の改正には、帝國議會の議を経ることを必要としない。又帝國憲法の條規は、皇室典範をもつて變更することを得ない。帝國憲法と皇室典範とは、制定法としての地位において、相互に獨立する。皇室典範の改正には、皇族會議及び樞密顧問の諮詢を経て、天皇がこれを勅定せられる。

皇室典範の外に、登極令・攝政令・立儲令などの皇室令が制定せられて居る。皇室典範及び皇室令は、一般國法に對して特別法の關係にあるから、皇族に對しては、先づ典範及び皇室令の規定が適用せられ、別段の條規がない場合に限つて、一般國法の規定が適用せられる。

天皇の御位を皇位と稱する。皇位の繼承は、國家の最も重大な事件であるから、憲法第二條は、「皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ皇男子孫之ヲ繼承ス」と爲して、その根本原則を定め、皇室典範は、更にこの規定に則つて、詳細にその繼承の順位を定めて居る。皇位の繼承は、只單に天皇の崩御せられたときに限る。歴史には、讓位の例もあるが、皇室典範の制定以來、それは、認められない。

(序順の承繼位皇)



かくて、わが國においては、皇位は、萬世一系の皇統に屬する男系の男子がこれを繼承せられて(世襲主

一 帝國憲法及び皇室典範制定の由來とその本義

義・男系主義)、天津日嗣は、天日とともに渝ることがない。皇位繼承の第一順位に當らせられる方は、これを皇嗣といふ。皇子が皇嗣であるときは、皇太子といひ、皇孫が皇嗣であるときは、皇太孫といふ。天皇が崩御あらせられたときには、皇嗣は、何らの手續を要しないで直ちに皇位に即させられる。これを踐祚といふ。天皇は、踐祚と同時に、三種の神器を承けさせられる。

踐祚の後、新たに元號が建てられる。元號は、往時と異なつて、御一代の間改められることがない。天皇崩御後の一ヶ年の期間は、これを諒闇といふ。諒闇が終れば、秋冬の間、京都において、即位の禮及び大嘗祭を行はせられる。即位の禮は、天皇が皇位を繼承あらせられたことを皇祖に奉告せられ、内外に宣誥せられる御儀式であり、そして大嘗祭は、御即位後、始めて新穀を獻じて、皇祖及び天神地祇を祭らせ給ふ御儀式である。

天皇の御一家は、これを皇室といひ、天皇を家長としてその下に皇室を組織せられる御家族は、これを皇族と稱する。皇室は、わが國家と不可分離の關係にあつて、歴史的に國民の尊崇を受け、皇族は、一般臣民とその身分を異にせられて居る。皇室典範に従へば、皇族には、太皇太后・皇太后・皇后・皇太子・皇太子妃・皇太孫・皇太孫妃・親王・親王妃・内親王・王・王妃・女王がある。皇子から皇玄孫に至る男子を親王、女子を内親王と申し上げ、五世以下の男子を王、女子を女王と申し上げる。但し王は、勅旨もしくは請願に依つて姓を賜ひ、臣籍に降ることができる。朝鮮王族及び公族は、皇族の禮遇を受けられる。

皇族は、皆天皇の御一家の中にあらせられ、天皇の御監督を受けさせられる。皇族には、姓即ち家名はない。宮號は、姓でない。

皇族は、皇室典範・皇室令などの規定するところに従ひ、皇位を繼承し、攝政と爲り、皇族會議に列し、貴族院議員と爲る特權を有せられ、且特別の稱號・敬稱を受け、特別の御紋章を用ひるなどの榮譽權を有せられる。尙、皇族は、この外、一般臣民と異なり、法令の特別の規定に依つて、行政上及び司法上の特權を有せられるが、しかし他方において、天皇の御監督に服して居られるから、身分上及び財産上、種々な制限を受けさせられる。

皇室の費用は、皇室に屬する特別の財産から生ずる収入の外、現在の定額に依り、毎年、國庫からこれを支出して居る。現在の定額は、四百五十萬圓で、その支出には、將來増額を要する場合の外、帝國議會の協費を要しない。皇室が、この費用の中から、天災・地變における國民の賑恤・社會事業・教育事業の獎勵などに御内帑金を割かれて居られることは、申すも畏し。

皇室に關する諸事務を掌る官廳は、宮内省である。宮内大臣は、宮内省の長官として、皇室の一切の事務について天皇を輔弼し、所屬職員を統督し、且華族及び朝鮮貴族を監督する。

宮内省の外に、宮中には内大臣府がある。内大臣は、内大臣府を統轄し、天皇に常侍して輔弼の重任に當り、御璽・國璽を尙藏し、且詔書・勅書・その他内廷の文書に關する諸事務を掌る。

天皇の御宮居を宮城といふ。宮城は、又内裏・禁中・禁裡・御所・大内・皇居なども稱せられる。歴史を溯れば、わが國においては、上代は、天皇御一代毎に御宮居を更へさせられたが、元明天皇のときに、始めて奈良に都を奠め、後、桓武天皇が京都に遷都せられて一千餘年の久しきを経たが、明治元年、明治天皇が東京に奠都せられて江戸城をもつて皇居と定められた。明治六年、皇居炎上し、明治二十六年、新宮が始めて完成し、爾來、宮城と稱せられた。宮城は、東京市の中央に在つて、その内に宮殿並びに賢所・皇靈殿・神殿を初め、宮内省・近衛・内閣などの諸舎がある。宮城は、國民の崇敬の集るところで、濠を遠く繞らして九重の雲深い宮城の正面二重橋前の御苑には、宮城を永遠に守護する楠公の銅像が立つて居る。

帝國憲法は、先づ第一に天皇について規定して居るが、次に第二に臣民の權利・義務について規定して居る。

臣民が國家に所屬する身分關係を國籍といふ。日本臣民は、天皇に對する關係において、祖先以來、自然に成立し來つたものであるが、國際關係が複雑を加へるに従つて、國家の制定法に依つて臣民の資格を明らかにすることが、漸く必要と爲つた。わが國においては、帝國憲法は、「日本臣民タルノ要件ハ法律ノ定ムル所ニ依ル」として、主として國籍法に依つて、何人が日本臣民であるかを示して居る。

國籍法の規定に従へば、(イ)父が日本人であるとき、(ロ)父が知れずもしくは無國籍人である場合に母が日本人であるとき、(ハ)外國人が日本人の妻、入夫もしくは養子と爲つたとき、(ニ)外國人が歸化したときなどには、日本の國籍を取得し、これと反對に(イ)日本人が外國人の妻と爲つたとき、(ロ)婚姻もしくは養子縁組に依つて日本の國籍を取得した者が、離婚もしくは離縁して外國の國籍を取得したとき、(ハ)自己の志望に依つて外國に歸化したときなどには、日本の國籍を喪失する。即ちわが國においては、國籍の得喪は、血統主義に依ることを原則として居る。

臣民は、その臣民たる地位に基づいて、本來、天皇の命令に服従するべき義務を有し、又一定の權利を付與せられ得る者であるが、わが帝國憲法は、臣民の權利及び義務を成文の上に明示し、殊にその際、臣民の權利を重大に取扱つた。憲法發布の上諭で、畏くも明治大帝は、「朕ハ我カ臣民ノ權利及財産ノ安全ヲ貴重シ及之ヲ保護シ此ノ憲法及法律ノ範圍内ニ於テ其ノ享有ヲ完全ナラシムヘキコトヲ宣ス」と宣はせられた。

臣民の權利及び義務はわが國においては、かくの如くに、憲法上、原則として法律に依つて定められることと爲り、殊に臣民の自由、従つてその生命・身體・財産などは、法律に依る外は、決して侵され得ないこととせられて居る。すべて政治が制定法殊に法律に遵據して行はれることを法治政治といひ、そしてかくの如き政治の行はれる國家を法治國といふが、わが國は、即ち法治國に外ならない。

日本臣民は、國家生活の本義に合する範圍内で、制定法の前で平等にその自由を保證せられるなど、種種の利益を保證せられて居る。日本臣民は、この保障せられた利益を公然と國家に對して主張することが出来る。これを臣民の憲法上の權利と稱する。憲法上の權利は、これを大別すれば、自由權・保護要求權及び參政權の三種に分けられる。

日本臣民は、法律の定めるところに依る外、國家の命令及び強制を受けないといふ權利を有する。これを臣民の自由權と稱する。憲法が臣民の自由權を認めた趣旨は、直接には、政府の專制的權力を抑制する

にある。

自由權の憲法に明示せられたものを挙げれば、左の如くである。

- (一) 法律に依ることなしに逮捕・監禁・審問・處罰を受けることがない。(身體の自由)
- (二) 法律に依つて公益のために必要な處分を受ける場合の外、所有權を侵されることがない。(財産の安全)

(三) 法律の範圍内で、自由に居住・移轉し得る。(居住・移轉の自由)

(四) 法律に定めた場合の外、許諾なくして住所に侵入せられ及び搜索せられることがない。(住所不可侵)

(五) 法律に定めた場合を除く外、信書の祕密を侵されることがない。(信書の祕密)

(六) 安寧秩序を妨げず及び臣民たる義務に背かない範圍において、信教の自由を有する。(信教の自由)

(七) 法律の範圍内で、言論・著作・印行の自由、及び集會・結社の自由を有する。(言論・集會・結社の自由)

日本臣民は、その利益のために積極的に國家の保護を要求する權利がある。この權利は、臣民の保護要求權と名づけられる。保護要求權は、憲法上、國民の福利を増進する趣旨において認められたもので、その憲法に明示せられたものを挙げれば、次の二がある。

- (一) 法律に定めた裁判官の裁判を受ける權利を奪はれることがない。(法定の裁判官の裁判をうける權利)

(二) 議院法・請願令などに定められた方式に従つて、請願を爲すことができる。(請願を爲す權利)

日本臣民は、法律・命令の定めるところに依り、國家機關として國家の公務に參與する權利を有する。これを臣民の參政權と稱する。憲法が臣民の參政權を認めた趣旨は、直接には、政治をして民意に依らしめるにある。

憲法の規定するところに従へば、「日本臣民ハ法律命令ノ定ムル所ノ資格ニ應シ均ク文武官ニ任セラレ及其ノ他ノ公務ニ就クコトヲ得」る。參政權に關して直接に憲法の明示するところの規定は、只これのみであるが、日本臣民は、この規定に基づいて、行政に關しては、文武官に任ぜられ得るべく、立法に關しては、衆議院議員の選舉權及び被選舉權を有し、又司法に關しては、陪審員に選任せられ得る。

日本臣民は、憲法上、右の如き權利を享有するとともに、又義務をも有する。これを臣民の憲法上の義務と稱する。憲法に明示せられた日本臣民の義務は、次の二に過ぎないが、臣民の國家に對して負ふ義務は、もとよりこれのみに限られない。

(一) 法律の定めるところに従つて兵役に服する義務。(兵役義務)

(二) 法律の定めるところに従つて納税を爲す義務。(納税義務)

兵役の義務及納税の義務の臣民の當然に負擔するべき最も重大な義務であることは、もとより論を俟たない。しかも憲法は、この義務を他から強制せられた壓迫としないで、國民の代表たる帝國議會の協賛に

依つて成立する法律の規定するところに従つてのみ、臣民の負擔するところと爲した。そこに立憲政治の臣民の自由意思に基づき得る長所と妙味とがある。兵役の義務及び納税の義務は、法律の規定する限りにあいて、自律的意義を有し、決して單なる他律的強制として考へられるべきものではない。

憲法發布の上諭に明示せられてあるやうに、帝國憲法は、天皇が臣民の「康德ヲ増進シ其ノ懿徳良能ヲ發達セシメ」るために、且は臣民の「翼賛ニ依リ與ニ俱ニ國家ノ進運ヲ扶持セム」と仰せられ給うた畏き大御心に基づいて、制定せられたものである。臣民の権利も義務も、共に等しくこの趣旨において理解せられるべきものである。人々は、その憲法上の義務を遂行する場合にはもちろんのこと、その権利を行使する場合にも、常に憲法の制定せられた趣旨を體して、これを發揮するに努めなければならない。

二 立憲政治

立憲國即ち立憲政體の國家において行はれる政治は、これを立憲政治といふ。立憲政體は、專制政體と相對立するから、立憲政治は、專制政治と相對立する。立憲政治は、國家の權力を立法・司法・及び行政の三權に分立し、そして、少くともその立法權の行使に國民の選舉した代表者を參與せしめる主義即ち立憲主義に則る政治であり、そして專制政治は、かくの如き三權の分立を認めず、且その立法權の行使に國民の選舉した代表者を參與せしめない主義即ち專制主義に基づく政治である。

專制政治は、歴史的に優越した秀拔の國體を有つ國家か、さうでなければ國家の命運が危殆に瀕した非常時に、時として著しい成績を擧げることがないではないが、しかしそれは、本來、統治者の專行を本質とするから、統治者にその人を得ないときには、國民の幸福が期待し得られないばかりでなく、元來、國民の自覺と能力とに多くの信頼を置かないから、時代の進展とともに個人の人格の尊嚴が認められるに従つて、長く國民の満足を保持し得ないやうに爲る。だからヨーロッパにおいては、近代に至つて、人々の自覺と能力とがとみに高まるに伴つて、人々は、天賦の權利を主張して專制政治に反抗し、かくて、十八世紀の末に近い頃、アメリカ合衆國の獨立があつて以來、遂にフランス大革命を経て、現代の世界の殆どあらゆる文明國家に立憲政治を見るに至つた。

わが國においては、上古の政治は、氏族制度に依つて行はれ、氏族は、氏ノ上に統率せられて皇室に忠勤を擧さんでて居つたが、その後、氏族政治の弊害が漸く甚しくなつたために、遂に大化の改新を生じ、氏族の私領が撤廢せられて悉く公地・公民と爲され、天皇の親政の基が固くせられた。しかるに中古の政治は、朝臣遊惰に流れて、地方を顧みなかつたために、地方の豪族は、その勢力を得て、遂に武家政治の端を開いた。かくて、中世には、鎌倉幕府の設立とともに、封建政治が始めて成立し、又近世には、徳川幕府が支配するに至つて、ますますその鞏固を加へたが、徳川時代の末期に至つて、ヨーロッパ諸國及びアメリカ合衆國の影響に依つて、封建政治が、全く動搖した。即ち、慶應三年十二月、王政復古の大令が發せられて

天皇親政の古制が回復し、明治二十二年二月十一日、帝國憲法が發布せられて、ここに始めてわが國に立憲政治が確立するに至つた。

世界の文明諸國における立憲政治は、第一次歐洲大戰中並びに大戰後、疲弊困憊の時勢に伴つて、ソヴェト聯邦・イタリー・ドイツなどにおいて、變形を受けたが、今尙イギリス・アメリカ合衆國・フランスなどの諸國家に行はれて、現代諸國民に依つて、最も望ましい政治とせられて居る。けれども現代諸國の立憲政治は、これを仔細に検討すれば、必ずしもその形式及び内容において同一でない。

世界の文明諸國における立憲政治の形式及び内容の同一でないことは、もとより諸國の國情の相異の然らしめたところであるが、直接には、それらの諸國において立憲政治の成立事情が、同一でないことに由る。わが國には、古來、君民一體の美風が行はれ、天皇は、肇國の御理想に基づき、民意・民情に即して政治を行はせられ給うたから、天皇と臣民とは、上一如、その間に實質的に何ら專制政治がなかつた。しかも明治天皇は、萬民を慈み給ふ御精神の下に、欽定憲法を賜られ、臣民に大政翼贊の機會を與へさせられ給うたから、ここに、わが國に、形式上も、立憲政治が行はれるに至つた。即ちわが國の立憲政治は、欽定憲法に基づくから、その成立の精神において、他の國の立憲政治と異なるものがある。他の國においては、人民が政治に參與する道が認められて居るのは、統治者の權力を掣肘するためであり、従つて他國の立憲政治は、君民久しく抗争を重ね、中には流血の慘を見て、漸く成立したものもないではなかつた。

しかるにわが國においては、臣民の大政翼贊は、天皇が、臣民の皇運を扶翼し奉る微衷を嘉みせられ、皇國の理想、即ちわが國民全般延いては人類全般の生々發達の大理想の實現に榮譽ある努力を捧げしめようとの御趣旨の下に認めさせられたもので、畢竟するに、君民一體の美風の發揚に外ならない。

立憲政體は、既に前に明らかにせられたやうに、國民の自由を保全する主旨の下に、権力分立制度を採用して立法・行政・及び司法を分ち、その立法作用には、國民の選舉したその代表者を參與せしめるもので、この特質は、世界のあらゆる立憲政體の國家に共通する。けれどもわが國は、君主國體の國家で、建國以來の大精神に基づき、天皇の御稜威の下に、國民が一致協同して國家的發展を遂げ、人類の生々發達の大理想を實現しようとするものであるから、おのづからわが國の立憲政治に、他の國家と異なる特色が存しなければならぬ。現にわが國の立憲政體そのものが、わが國體の精華を發揚する最良の制度として採擇せられたに外ならない。

わが國の立憲政治の要旨とするところを説述すれば、次の三點に悉さる。

その一は、わが國の立憲政治が、君民一體の政治であるといふことである。この點は、必ずしも他の立憲政體の國家と同一でない。他の立憲政體の國家即ち立憲國は、例へばアメリカ合衆國・フランスなどの如くに、必ずしも君主國體の國家即ち君主國であるに限らない。わが國においては、君民一體の政治を行ふために、民意代表の機關として帝國議會を設け、國民に參政權を與へてその選舉にかかる議員をもつて

衆議院を構成し、萬機公論に依つて決し、天皇は、國務大臣の輔弼に依つて大政を統へ給ふ。だから、わが立憲政治は、他の民主國における立憲政治と異なつて、公民自治の政治もしくは被治者の同意に依る政治ではないが、しかし一君萬民の政治であり、民意に依る政治であり、輿論の政治である。

その二は、わが國の立憲政治が、法治政治であるといふことである。この點は、全く他の立憲國と同一である。法治政治は、政治が制定法に遵據して行はれることであるが、そのためには、行政が、制定法に規律せられて行はなければならない。立憲政治は、國民の自由を保全する政治である。立憲政治においては、一切の國家作用は、皆制定法に規律せられて發動するが、わけでも行政は、國民の生命・身體・財産などに直接の關聯を有つ作用であるから、國民の自由は、特に行政において注意深く保障せられなければならない。だから、わが帝國憲法は、既に説かれたやうに、その第二章において、臣民の自由が、法律に依るでなければ決して侵され得ない旨を特に明かにして居る。

その三は、わが國の立憲政治が、責任政治であるといふことである。この點は、他の立憲政體の國家における形式において同一であるが、しかしその實質において、殊にその精神において決して同一でない。例へば、アメリカ合衆國は別として、他の立憲國においても、大臣責任制度は設けられて居るが、これは、君主もしくは大統領の不可侵權と關聯を有つ。しかるにわが國においては、憲法上、天皇の大權は、國務大臣の輔弼に依つて行はれ、國務大臣は、その輔弼の責に任じて、天皇は、親ら責に任じ給はないことと

爲つて居るが、これは、天皇の不可侵權から來る當然の結果である。天皇の不可侵權が、わが國において國民的信念に由來するもので、その精神において他の國家の元首の不可侵權と根本的に異なるものであることに關しては、既に前にこれをいつた。

君民一體の政治が正しく行はれて、議會が國民の總意を正しく反映して天皇の御採擇に供し奉るなら、それは、天皇の下に億兆心を一にして世々厥の美を濟したわが國體の精華を發揮するものであり、又法治政治が徹底せられて、制定法の前に貧富貴賤が平等に立つなら、國民は、その境遇及び能力に應じてその所を得て、全般的にその生々發達を遂げるに至るべく、更に責任政治が正しく行はれるときには、天皇の神聖が永遠に維持せられ、しかも政治が慎重にせられて、これを明るく正しいものとしようとする國民的要望が充されるに至るであらう。實に立憲政治は、わが國においては、建國の精神の更改でなくて、その結實に外ならない。

立憲政治は、國家の立法に國民の選舉した代表者を參加せしめることをその特質とするから、それにおいては、國家の立法機關は、重大な役割を有つ。立法機關は、立憲國においては、これを議會といふ。例へば、わが國家は、立憲國であり、その立法機關を、帝國議會と呼ぶ。

立憲政治が國家の立法に國民の選舉した代表者を參加せしめるのは、立憲政治は、輿論を尊重する政治であるからであり、又立憲國において議會が重視せられるのは、議會が國民の選舉した代表者に依つて構

成せられる機關、即ち國民の代表機關であるからである。

立憲政治は、輿論を尊重する政治であり、そして議會は、國民を代表する國家機關であるから、議會は、當然に、國民の輿論に従つてその機能を営むものでなければならぬ。しかるに議會をしてかくの如き機能を営ましめるためには、議會の議員を國民の投票に依つて選舉する外に、政黨をして國民と議會とを現實に連絡せしめる必要がある。

一般に政黨とは、政治上の主義について意見を同じくする者が協力一致し、その所屬員を立法機關その他に送り、或は政府の活動を監視し、或は自ら政權を擔當して、その政見を實際に實現しようとする多數人の團體をいふ。政黨は、立憲國においてのみ成立するに限らないが、輿論を尊重する立憲政治において、特に重大な意義を有つ。

政黨の起源は、十七世期の末葉、イギリスにおいて、ホイッグ及びトウリーの二大政黨の發生したことに始る。その後、各國に政黨の發達を見たが、しかし、そのその國の事情に従つて政黨對立の情況を異にし、或はイギリス・アメリカ合衆國などの如くに二大政黨の對立する國もあり、又或はフランスなどの如くに小黨分立の國もある。わが國においては、政黨は、明治十四年、板垣退助・副島種臣などが自由黨を組織し、翌十五年、大隈重信が改進黨を組織したに始る。今日存する各派政友會は、明治三十三年、伊藤博文の創設した立憲政友會に淵源し、そして民政黨は、大正二年、桂太郎の組織に懸る立憲同志會に淵源する。この外にも尙、二二三の政黨があるが、その黨員は、これらの兩政黨に比すれば、決して多くない。政黨は、絶えず分離・合同を續けるから、政黨名・政黨數は年に依つて必ずしも同一でない。

最近總選舉各派成績

政黨名	十六回(昭和三)		十七回(昭和五)		十八回(昭和七)		十九回(昭和十一)		二十回(昭和十二)	
	得票	立候補當選	得票	立候補當選	得票	立候補當選	得票	立候補當選	得票	立候補當選
民政黨	四,二五〇	三三三	三,一八六	二四〇	三,三八七	二四〇	二,九〇七	二二四	三,七〇〇	二四一
政友會	四,三四五	三三三	三,一四三	二四〇	三,三〇三	二四〇	三,三〇三	二四〇	三,三〇三	二四一
昭和會	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
革新黨	八,三四四	二五三	五,四七〇	一三三	三,九〇〇	一三三	—	—	—	—
國民同志會	一六,二五〇	三三	一六,二五〇	三三	—	—	—	—	—	—
無産黨	四三,二二六	三八	四三,二二六	三八	—	—	—	—	—	—
國民同盟	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中立其他	五五,五九	一五	二五,〇六	—	二五,〇六	—	—	—	—	—

政黨は、立憲政治においては、選舉及び投票を通じて議會に多數を制しようとするものであるから、常に一定の政綱及び政策を一般國民に示して、その多數の承認と支持とを得なければならぬ。政綱は、政治の方針であり、政策は、これを實現する方法である。政黨は、この目的の下に、既に國民の輿論が存す

るときには、なるべくこれに準據し、未だ確定した輿論がないときには、自ら新聞・雜誌、その他講演會・演說會などを通じて國民の輿論を喚起する。政黨は、政治上の主義を同じくする者の團體であるから、通常の場合には、國民の間に政見を異にする二以上の政黨が存在することが多いが、しかしその中の政黨は、選舉に際して、國民の投票を得るに最も適當な候補者を推薦するから、原則として、多數の國民の支持する政黨は、選舉に勝利して議會に多數を得る。即ち立憲政治においては、かくて、多數國民の支持する政黨の所屬員が議會において多數を得るから、議會が國民の輿論に従つて機能を營むことは、政黨の力に依つて、大方、現實化せられる。

立憲政治は、輿論政治である場合に、最もその運用を圓滑にするものであるから、もし政黨が眞に健全な輿論の支持を得て居るものなら、議會において最多数の議員を得た政黨の首領が、大命に依つて内閣を組織し、その主な黨員とともにその黨の政綱に則り、その政策を實行することは、極めて合理的である。内閣が、政黨に依つて組織せられた場合には、それを政黨内閣といふ。けれども政黨は、種々の事情に依つて、實際上、常に必ずしも正當に輿論を代表せず、又輿論の支持を失つて存することもあるから、立憲政治においても、尙政黨に籍を有しない者が大命を拜することがあり、又政黨を超越した内閣が組織せられることがあり得る。政黨が存するに拘らず政黨に籍を有しない人々に依つて組織せられる内閣は、これを超然内閣といふ。全國民の支持を得るやうに組織せられた内閣は、これを舉國內閣といふ。

政黨は、政治の目標たる政綱とこれを實現する方法たる政策とをもつて、國民の輿論を喚起しもしくはこれに合致せしめようとするものであるから、その黨員は、黨の政綱及び政策が時勢に適切で、國民幸福を増進するものであることに充分の信念を有つものでなければならぬ。對立政黨の政綱及び政策が、かくの如きものである場合に、ここに始めてその相互の政見の批判が、眞面目に且熱意をもつて行はれ、その結果として政黨は、健全な輿論を代表することを得べく、又政黨政治は、立憲政治の有終の美を濟すといはれ得る。けれども政黨の政綱及び政策のかくの如きものであることを得るのは、政黨が、本來、人類の生々發達の目的のために奉仕しようとする鞏固な決意の存する場合にのみ可能である。もしこの鞏固な決意を缺くなら、たとひその政綱及び政策が、黨の指導的地位に在る者の意見に出發するとしても、それは、黨員に依つて常に必ずしも充分の信念をもつて主張せられるに限らず、政黨は、國民幸福のためでなく、黨利黨略のために政權の獲得を目的とし、政見に依つてでなく、利權の提供に依つて黨勢の擴張に努力し、議會外においても、又議會内においても、私意・偏見を交へて改めず、壓迫・籠絡を用ひて憚らず、自らは附和雷同し、他には宣傳・煽動し、正當な批判を蔽ひ、虚偽の多數をもつて公正な輿論の成立を妨げるに至る。政黨の墮落がかくの如くに至れば、黨争は、感情的と爲り、暴力の行使さへ行はれ、隣保相助の美風が失はれ、地方自治體の活動さへ停滯するに至る。

政黨の弊害は、恐るべきものであるが、その本來の使命の重大なことは、もとより認められなければ

ならない。人々は、正しい政治的自覺に基づいて、政弊を匡正するに努力し、健全な政黨の發達を促して、立憲政治の運用を完全にしなければならぬ。

三 法 令

「天皇ハ帝國議會ノ協贊ヲ以テ立法權ヲ行フ」(憲法第五條)。帝國議會は、通常、立法機關であるといはれて居るが、それは、もちろん、天皇の立法權を協贊する機關であることを意義するに外ならない。いはゆる立法とは、ここでは、一般に公共的使命を認められた者に依つて發布せられる規則なる意思表示、即ち制規を制定することをいふ。尙、制規については、「法と道德」との節において詳しく述べる。

國家の制規は、その編成に従へば、憲法・皇室典範・議院法・衆議院議員選舉法・裁判所構成法・刑法・民法・刑事訴訟法・民事訴訟法・府縣制・市制・町村制・内閣官制・樞密院官制・各省官制通則・官吏服務紀律などの種の法典及び規定群に分けられるが、しかしこれらをその系統に従つて大別すれば、法律と命令との二に分けられ得る。法律及び命令の用語は、種々の意味において用ひられるが、ここでは、帝國憲法の命名に従つて、それぞれ一定の形式及び手續をもつて制定せられた制規をいふものとする。

先づ法律は、帝國議會の協贊を経て、天皇これを裁可し給ひ、そしてその公布及び執行を命じ給ふに依つて完全に効力を發生する制規で、皇室典範及び皇室令を別とすれば、制規の中で憲法に次ぐ強い効力を

有するものである。法律は、一般に立憲國において重大な意義を與へられ、國民の權利・義務に關する事項や、國家の重要事項は、法律をもつて規定せられるものとせられて居るが、この點は、わが國家においても亦同様で、わが憲法は、特に法律をもつて規定するべき事項を掲げて居る。これを憲法上の法律事項といふ。例へば、帝國臣民の臣民たる要件・その各種の自由權・兵役及び納税の義務・衆議院の組織・裁判所の構成及び裁判官の資格・行政裁判所の權限・會計検査院の組織及び職權などは、即ちこれである。法律は、憲法に次ぐ強い効力を有するものであるから、法律を改廢するには、法律をもつてしなければならぬ。但し緊急勅令即ち緊急命令は、この例外を爲すものであるが、これに關しては、次にこれを述べる。

次に命令は、帝國議會の協贊を経ないで、天皇がこれを發しもしくは行政官廳をしてこれを發せしめ、そのまま公布・施行せられる制規で、憲法・皇室典範・皇室令・軍令などの名稱を有するものの外、その天皇に依つて發せられるものを勅令といひ、行政官廳に依つて發せられたものを、その行政官廳の種類に應じて、それぞれ閣令・省令・道府縣令・警視廳令などといふ。その効力は、勅令が最も強く、閣令・省令がこれに次ぎ、そして道府縣令・警視廳令は、又これに次ぐ。勅令は、法律に對する關係において、緊急命令・執行命令・委任命令・獨立命令の四種に分たれる。緊急命令(即ち緊急勅令)は、既に前に知られたやうに、公共の安全を保持しもしくはその災厄を避けるために、緊急の必要があり、しかも帝國議會の閉會中である場合に、發せられる勅令で、法律に代る効力を有し、法律を廢止しもしくは變更することができる。緊急

命令は、次の會期において帝國議會に提出しなければならない。その議會において承諾が得られないときは、その後は、その效力を失はしめられる。執行命令は、法律を執行するために發せられる命令で、これは、法律の執行に必要な手續を規定するものである。執行命令は、特定の法律の執行に必要な手續を定めるに過ぎないものであるから、これをもつて該法律の豫想しない新たな内容の規定を設けることができない。委任命令は、法律の委任に基づいて發せられる命令である。法律は、その制定に際して、しばしば限られた一定の事項を限つて、それについては自ら規定せず、命令にその規定を委任することが多い。獨立命令は、法律の執行及び法律の委任とは關係がなく、公共の安寧秩序を保持し、及び臣民の幸福を増進するために、發せられる命令である、尙命令には、この外に、外地において外地行政官廳の發する朝鮮總督府令及び制令、臺灣總督府令及び律令などがある。これらについては、「行政官廳」の節において述べる。一般に命令には、一定の限界があつて、原則として法律事項を規定し得ないのみでなく、緊急勅令を除けば、命令をもつて法律を改廢することができない。法律と命令とは、制規の一切であり、それ以外に制規が存しない。法律と命令とは、通常、併せて法令と稱せられる。

法律の公布は、官報に依る。その公布には、一定の形式があり、そしてそれは、原則として公布の日から二十日を経て施行せられる。命令の中で、勅令・閣令・省令は、官報をもつて公布せられ、別に施行期日を定めた場合の外は、公布の日から二十日を経て施行せられる。皆それぞれ一定の公布の形式がある。法

律及び命令は、施行とともにその效力を發する。人々は、その不知をもつてその適用を免れることができない。法令の效力は、既往に遡らないのが原則であり、そして舊法は、新法に牴觸する限りにおいて改正せられる。

法律及び勅令の公布の形式は、上諭を附し、親署の後御璽を鈐し、内閣總理大臣が、年月日を記入し、單獨にもしくは他の國務大臣とともに副署する。

四 法 と 道 徳

人類は、生れながら社會の中に在り、社會における種々な團體や個人などに關係して、始めてその生存を遂げ、その生活を營むことができる。だから、おのおのの人類は、その生存及び生活の向上發展を期するがためにも、先づそれらの團體や個人などもしくは社會そのものの向上發展を意圖しなければならぬ。團體や個人などもしくは社會そのものの向上發展を意圖するとは、即ち人類もしくは人類全般の生々發達を意圖することの別の言ひ表しに外ならない。

人類全般の生々發達は、人類社會の事實でもあるが、又その目的でもある。人類全般の生々發達を遂げるがためには、團體でも個人でも、それぞれ自らに對して守るところがなければならず、又他に對して守るところがなければならぬ。團體及び個人が一定の目的を達するために、自らに對し及び他に對して守

らなければならぬところのものは、これを道といひ、又規範と稱する。規範に遵はなければ、人類全般の生々發達は、期せられない。だから、人類社會には、おのづから規範の確立があり、そして人々の間に、何が規範であるとする確信、即ち規範意識を生ずる。規範意識の中で、社會の全般にもしくはその廣汎の範圍に互つて行はれる規範意識は、これを社會的規範意識といふ。社會的規範意識は、即ち社會の全般の者もしくはその廣汎の範圍の者に依つて、團體もしくは個人が、自らに對し及び他に對して守らなければならぬ規範であると確信せられた意識に外ならない。

社會的規範意識は、おのづから、團體殊に個人が、自らに對して守らなければならぬ規範に關して成立したものと、團體殊に個人が他に對して守らなければならぬ規範に關して成立したものとに大別せられるが、前の社會意識は、これを獨自律と稱し、後の社會意識は、これを相互律と名づける。獨自律は、本來、一定の者が一定の目的を達するがために自らに對して守らなければならぬ規範に關する社會意識であるが、しかし自らに對して守るべき規範は、結果よりも精神を重んずるから、おのづから内心律として理解せられ、同様に相互律は、本來、一定の者が一定の目的を達するがために他に對して守らなければならぬ規範に關する社會意識であるが、しかし他に對して守るべき規範は、精神はともかくとして結果を主とするから、おのづから行爲律として理解せられる。獨自律の中に道德が存し、相互律の中に法律が屬する。道德も法律も、社會的規範意識で個人的規範意識でないから、個人が自らに對し及び他に對

して守らなければならぬと確信する規範の意識は、それぞれ個人的道德意識及び個人的法律意識であるが、道德及び法律ではない。一般に、社會的規範意識と個人的規範意識とは、相互に關聯するから、道德及び法律は、個人的道德意識及び個人的法律意識を培養し、そして個人的道德意識及び個人的法律意識の發達は、道德及び法律の發達に寄與する。道德及び法律に従ふことは、他律的であり、個人的道德意識及び個人的法律意識に従ふことは、自律的である。

道德及び法律は、社會的規範意識であるから、それは、時代に依つて變遷し、又場所に從つて相異なる。一國民もしくは一社會における道德及び法律は、交通の進歩とともに絶えず他國民もしくは他社會における道德及び法律の影響を受けて、徐々にもしくは急速に發達する。

法律は、又法とも稱せられる。一の國家社會において行はれる法は、これを國法と稱する。いはゆる國家社會とは、既に前に知られたやうに、國家なる團體とその範圍を同じうして存し、そしてその内に國家と國家以外の他の一切の團體や個人などを包容する人類社會、即ち國(くに)を意義するものに外ならない。國法は、國の内部において行はれる法であるから、國と國との間に行はれる法、例へば國際法は國法ではない。かくて、國法は、又これを國內法ともいふことができる。國法は、廣い意味においては、國憲なども含むが、狭い意味においては、これと對立して、憲法・皇室典範及びこれらに合體する性質を有つたものを除いた残りの國法をいふ。

國法は、或は統治權を背景として發布せられた一定の制規に基づいて成立することがあり、又或はこれに基づかないで自然に成立することがある。前者を制定法といひ、後者を慣習法といふ。制定法は、今日においては文書に依つて成立し、慣習法は、文書に依らないで成立するから、二者は、それぞれ成文法及び不文法とも稱せられる。制定法は、國家の威力に依つて全國的に行はれるが、慣習法は、必ずしも全國的に行はれないで、多くは一地方的に行はれる。現今の國法は、制定法から成ることが通常であり、その慣習法から成ることは、むしろ例外である。

國法における制定法の地位が、かくの如く大であるために、國法の眞の意義が右に示された如きものであるに拘らず、むしろ、制定法は、國法の全部であるかの如くに考へられ易い。しかるに制定法は、苟くも國において強大な統治權が存する限り、それを背景として發布せられた制規があれば、必然に成立するから、通常、制規と同一に考へられる。けれども制定法は、嚴正にいへば、制規そのものではない。制規は、國家が規範であるとして發布した意思表示であり、もしくはそれを記述した文書の意味に外ならない。國家は、人類全般の生々發達を計るがために、この制規を發布してその遵守を要求する。その要求する國家に絶大の權力があり、威信があるから、ここにその範圍における社會即ち國に、社會的規範意識としての制定法が成立するに至る。だから、制規は、決して制定法そのものであり得ない。只制規があれば、殆ど例外なく制定法が成立するから、通常、制規は、制定法と同一に取扱はれて居るに過ぎない。

かくて制規は、制定法を代表し、そして制定法は、又國法を代表するが、更に國法は、國の内部においては、法を代表するから、制規は、往々にして法一般を代表する。通常、法と制規とが混同せられ、制規が法と呼ばれることのあるのは、このためである。

法と制規とを同一視する實際的理由は、かうであるとしても、法そのものの本質が社會的規範意識であることは、決して無視せられることができない。法は、かくの如き意味において、はじめて正當に道徳と對立する。法も、道徳も、人々が必ず従はなければならぬと考へられる社會的規範意識である點において同一であるが、前者が相互律であるに反し、後者が獨自律である點において、兩者は相異なる。法は、一定の者が他に對して守らなければならぬ規範に關して成立する社會意識であり、そして道徳は、一定の者が自らに對して守らなければならぬ規範に關して成立する社會意識であるから、二者は、相合して社會的規範意識の全範圍に互り、團體及び個人をして自らに對し及び他に對して守るべきところを守らぬ、かくて、人類全般の生々發達を遂げることを可能ならしめる。社會的規範意識の中には、法及び道徳の外に、慣習・風俗・禮法・作法などと稱せられるものがないではないが、それらは、只勸誘的性質を有するだけで、法及び道徳の如くに命令的性質を有するものでないから、人々を拘束する規範感情の強度においては、法及び道徳に比して遙かに弱く、従つてその有効さにおいて遙かにこれらのものに及ばない。但しそれらが、社會生活において、重要な役割を有して居る點は、法及び道徳と變りはない。

法及び道德は、かくの如くに、それぞれ相互律及び獨自律として兩々補全し、相互に依存するのみでなく、又行爲律及び内心律としても兩々補全し、相互に依存する。即ち法は、行爲に羈束を與へることに依つて、道德の擧げ得ない結果を確保し、又道德は、内心に羈束を與へることに依つて、法の及び得ない精神を純良にする。例へば、家族に對して扶養の義務を負ふことは、法の問題であるが、道德は、人々の精神の純良を要求することに依つて、その實現を確實ならしめ、又俯仰天に耻ぢない行爲を爲すことは、道德の問題であるが、法は他に對する不良の結果を抑止することに依つて、その實現を容易ならしめるが如きは、これである。法及び道德が、かくの如き仕方て相互に補完する場合には、法は、明確にその守るべきところを示すことに依つて、道德の要求する精神の純良に指導を與へ、逆に道德は、内心の嚴肅を期することに依つて、法の規定しない領域においても不良の結果の發生を防止するといふ効果をも生ずる。

法及び道德は、人類全般の生々發達を遂げる必要上、自然に成立した社會的規範意識であるが、しかし社會意識のことであるから、個人意識の場合と等しく、時に誤つて居るものもあるべく、又初め正しくとも、後に事情の變遷に依つて、人類全般の生々發達を遂げる目的の實現に適しないやうに爲つたものもないとは保證せられない。だから、法及び道德は、その本來の機能を完全にするために、絶えず批判せられ、改良せられる必要がある。法及び道德の批判もしくは改良は、現實には、主として一の社會と他の社會との接觸に依つて行はれるが、それにしても、おのものの個人の、この目的の下に不斷の努力を惜まない用意

は、絶對に必要でなければならぬ。そのためには、個人は、先づ法及び道德といふ社會的規範意識に依つて培養せられた自己の個人的法律意識及び個人的道德意識の發達を計らなければならぬ。

實に個人的法律意識及び個人的道德意識の發達こそは、個人にとつても、社會にとつても、極めて重大である。二者の發達は、常に法及び道德の發達に寄與して社會を向上發展せしめるばかりでなく、又實に個人の人格を光輝あらしめて、その向上發展を確實にする。社會意識に従つてその守るべきであるとするところを守ることが、もとより賞讃すべきことであるが、個人意識に従つてその守るべきであるとするところを守り、しかも誤らないことは、一層賞讃に値する。けれども個人意識に従ひ得るがためには、その發達が前提せられる。個人意識に従ふことは、決して個人の恣意を遂げるがためではない。個人の恣意を許すときには、人類全般の生々發達は、決して期待せられ得ない。だから、個人は、その法律意識及び道德意識の發達について充分な自信を有つまでは、法及び道德の教へるところに従つて、その守るべきであるとするところを守り抜く用意を有つが當然である。

第七章 帝國議會

一 帝國議會

帝國議會は、天皇翼賛の機關であり、そしてそれは、民意表明の機關である。國民の總意を正しく表明するには、國民の全部が一堂に會して討議することも、一の方法であるが、かくの如きは、少くとも大國家においては、到底行はれ得ない。だから、わが國においては、他の殆どすべての立憲國と同様に、國民の中から代表者を選出せしめ、これをして全國民に代つて國家の政治に參與せしめる。帝國議會は、國民の代表者の參加に依つて成立し、そしてその議員は、國民の意思を體して立法に參與し、豫算の議定に與り、且政府の行ふところを監視するから、その議決は、當然に國民の意思を反映する。通常、國民の選出した議員が代議士と稱せられ、そして議會制度が代議制度と名づけられて居るのは、このためである。

帝國議會は、その議員に依つて立法に參與し、豫算を議定し、政府の行ふところを監視するのであるが、その主たる機能は、立法に參與するにある。立法とは、本來の意味においては、法律即ち法の制定をいふが、三權分立主義の制度の下においては、憲法において法律と稱する制規の制定を意義し、更に形式的には、議會の一切の作用を意義するから、帝國議會の全機能は、わが國においては、天皇の立法權の行使を翼賛するにあるといはれ得る。だから、議會は、通常、立法機關もしくは立法府と稱せられる。

帝國議會は、貴族院と衆議院との兩院から成り、兩院の議決の一致をもつて帝國議會の議決とする。だから、一院のみの議決は、議會の議決ではない。帝國議會に二院制度を採つたのは、一方においては、社會における門閥・財産・知識などを代表する諸多の階級・階層を代表せしめて、進歩思想と保守思想とを調和し、他方においては、兩院をして相互に牽制せしめて、議會と政府との衝突から生ずる種々の弊害を防止し、兼ねて議會における審議を慎重ならしめることにある。今日、大多數の立憲國家は、二院制度を採用して居る。

貴族院は、貴族院令の定めるところに従つて、皇族・華族・及び勅任せられた議員をもつて組織せられる。

(一) 皇族議員 皇族男子が成年に達せられたときには、當然に、議席に列せられる。(任期終身)

(二) 華族議員 これに、二種がある。

(イ) 公侯爵議員 公・侯爵は、滿三十年に達するとともに議席に列する。(任期終身)

(ロ) 伯子男爵議員 滿三十年に達した伯・子・男爵で、同爵の中から互選せられた者は、議席に列する(任期七年)。その定数は、伯爵十八人・子爵・男爵各六十六人である。

(三) 勅任議員 これには、三種がある。

(イ)勅選議員 國家に勳功があり、又は學識のある滿三十年以上の男子で、特に勅選せられた者は、議席に列する(任期終身)。その員數は、百二十五人である。

(ロ)學士院會員議員 滿三十年以上の男子で、帝國學士院會員の互選に依つて勅任せられた者は、議席に列する(任期七年)。その定數は四人である。

(ハ)多額納稅者議員 滿三十年以上の男子で、道府縣において土地もしくは商工業について多額の直接國稅を納める者百人の中から一人、もしくはは二百人の中から二人を互選して勅任せられた者は、議席に列する(任期七年)。その定員は、六十六人である。

衆議院は、衆議院議員選舉法の定めるところに従つて、公選せられた議員をもつて組織せられる。その任期は四年で、現在の員數は、四百六十六人である。衆議院の貴族院と異なるところは、貴族院が特定の地位・資格を有する人々から成るに反して、衆議院は、一般國民の中から選出せられた代議士から成ることである。従つて國民の輿論は、衆議院において最もよく代表せられることが多い。

貴族院議員と衆議院議員とを分たず、すべて議員は、國民の總意を表明するために、議席に列するもので、決して一階級もしくは一地方の利害を代表するために議員とせられたものではない。帝國議會は、國家機關で、そして國家の機關は、その任務を最小限に考へても、國民の幸福を増進するために存するものである。だから、帝國議會を形成する貴族院及び衆議院の議員は、恒に國家における總體の人々延いては

人類全般の幸福を念として、公正に國務を審議しなければならない。

二 議會の協賛

帝國議會は、天皇の立法權に參與し、且國家の歳出及び歳入の豫算を議定するが、これらの帝國議會の作用は、これを總括して、ここに議會の協賛と稱する。帝國議會は、他の機關と異なり、一定の會期を有するから、議會の協賛も、亦只その開會中においてのみ行はれる。

帝國議會は、毎年一回、必ず召集せられる。その會期は、三ヶ月で、通例、十二月下旬に開會し、翌年三月下旬に閉會する。これを通常會と稱する。但し必要がある場合には、その會期は、勅令に依つて延期せられることがある。帝國議會は、この外に臨時緊急の必要に依つて召集せられることがある。これを臨時會と名づける。臨時會の會期は、豫め勅令に依つて定められる。尙後にも見られるやうに、衆議院が解散せられたときには、三十日以内に選舉が行はれ、五ヶ月以内に帝國議會が召集せられる。これを特別會と呼ぶ。特別會は、その時々事情に依つて、或は通常會に、又或は臨時會にも代用せられることがある。その會期は、特別に勅令に依つて定められる。臨時會以外の召集の詔書は、集會の期日を定め、少くとも四十日前に發布せられる。

議會が召集せられれば、各議員は、各院に參集し、議長及び副議長を定め、議員の部屬を決し、そして、

各院は、議事を開き得るべき状態に入る。これを議會の成立といふ。議會が成立すれば、天皇は、勅令をもつて開會の日を定め、兩院の議員を貴族院に會合せしめ給うて開院式を行はせられる。これを議會の開會といふ。開會に依つて、議事が開始せられ得る。會期の計算は、この日から始る。會期が満了すれば、議會は、當然に議事能力を失ひ、天皇は、勅令をもつて閉會を宣し給ひ、會期満了の翌日、閉院式を行はせ給ふ。會期が終れば、會期中に、兩院の議決を得ない一切の議案・建議案などは、皆失効し、後會に繼續しない。これを會期不繼續の原則といふ。但し各議院は、政府の要求に依り、或はその同意を得て、議會閉會の間も、繼續委員を置いて、議案の審議を繼續せしめることができる。

議會は、自發的に一定の期日の間、議事を休止することができる。これを休會と稱する。わが國では、慣例上、毎年十二月末から翌年一月二十日頃まで休會する。議會開會中、政府と議會との間に、重要問題に關して意見の衝突がある場合に、天皇は、議會に反省を求めもしくは政府との意思の疏通を圖るがために、勅令をもつて、十五日以内一定の期間を定められて、議事を停止せしめられ給ふことがある。これを停會と名づける。議會の意見が果して民意を正當に代表するか否か疑はしい場合には、天皇は、衆議院に解散を命じさせ給ふ。解散に依つて衆議院議員の全體は、任期満了前にその資格を失ふ。衆議院が解散すれば、貴族院は、同時に停會と爲る。貴族院には解散が認められない。

衆議院が解散すれば、勅令に依つて新たに總選舉が行はれ、新議員が選舉せられ、そして新議會が成立

する。解散は、民意を問ふために爲されたものであるから、新議會において、衆議院が政府に對して不信任決議を爲した場合には、國民が政府を信頼しないことは明らかであるから、立憲政治の常道としては、内閣は、總辭職を爲す。

兩院は、おのそのの總議員の三分の一以上出席しなければ、議事を開き議決を爲すことができない。これを議事の定足數といふ。議事は、原則として過半数で決し、可否同數であるときには、議長の決するところに依る。會議は、原則として公開するが、政府の要求もしくはその院の議決に依つて祕密會と爲すことができる。議案は、政府及び兩院から提出せられる。一の議案を兩院のいづれに對して先に提出するかは、政府の任意であるが、豫算案のみは、必ず先に衆議院に提出しなければならない。これを衆議院の豫算先議權といふ。

各院の議長は、議事日程を定めて議院に報告するが、その際、政府提出の議案が、先にせられる。但し緊急の議事があつて政府の同意のあつた場合には、別である。法律の議案は、第一・第二・第三の三讀會を経て議決するが、議員の三分の二以上の多數が賛成するときには、この順序の一部が省略せられ得る。第一讀會においては、議案の全體を議題として質疑應答を爲し、第二讀會においては、議案の逐條について審議し、修正するべきものはこれを修正し、そして第三讀會においては、第二讀會の成案に基づいて、議案の全體につき可否を決する。豫算は、三讀會の順序を経ない。

帝國議會の主要な権限は、法律事項と財政事項とに關する天皇の大權の行使に參與するにある。だから、帝國議會は、例へば政府の決定機關であるに對して、參與機關であるといはれる。帝國議會の參與は、廣義における協賛に外ならない。廣義における協賛は、或は事前に行はれ、又或は事後に行はれる。事前に行はれるものを狹義における協賛といひ、事後に行はれるものを特に承諾といふ。狹義における協賛は、或は發案權を有することに依つて積極的に行はれるものであることがあり、又或は發案權がなくして受動的に消極的に行はれるものであることがある。立法に關する協賛は、前者であるが、豫算に關する協賛は、後者である。

帝國議會が法律事項と財政事項とに參與するは、これらのものは、臣民の權利義務・國家の繁榮・及び人類の幸福に重大な關係があるからである。

(一)立法に關する協賛權と承諾權 (イ)國家の法律は、議會の協賛を経なければならぬ。(ロ)憲法改正のためには、天皇の提出せられた議案は、議會の議決を必要とする。(ハ)緊急の必要があつても、議會閉會中に發せられた緊急命令は、これを次の會期に提出して議會の承諾を求めなければならぬ。もし議會が承諾を與へなかつた場合には、政府は、その命令が將來に向つて效力を失ふことを公布しなければならぬ。

(二)財政に關する協賛權と承諾權 (イ)國家の歳入・歳入は、毎年、政府において豫算を編成して議會

の協賛を経なければならぬ。(ロ)國債や豫算外に國庫の負擔となるべき契約も、議會の協賛を要する。(ハ)必要がある場合に、豫算を超過して支出をなし、もしくは緊急の場合に勅令をもつて財政上必要な處分をなした場合には、次の議會において議會の承諾を要する。

帝國議會の從たる権限は、政府が忠實に國務を執行するか否かに關して、これを監視するにある。議會のこの権限は、前の権限とともに、政府の行ふところと國民の欲するところとを合致せしめるに重大な意義を有するが、前の権限とは異なつて、通常、各院においてそれぞれ獨立して行はれる。

(一)上奏權 天皇に對して、直接に議院の意見を奏上する權。

(二)建議權 法律もしくはその他の事件について、議院の意見を政府に對して開陳する權。

(三)法律案提出權 政府と等しく法律案を議會に提出して議決する權。但し憲法改正案は、提出し得ない。

(四)請願受理の權 國民から各議院に呈出する請願を受理する權。

(五)決議權 各議院の希望もしくは意思を表明する權。その中で最も重大なものは、不信任決議である。不信任決議の結果は、或は民意に問ふとして、衆議院は、解散せられ、或は民意の支持がないとせられて、内閣は、總辭職する。

(六)決算の審議權 國家の歳入・歳入の決算は、會計検査院がこれを検査確定し、政府は、その報告とと

もにこれを議會に提出する。

(七) 審査權 各議院は、國務に關して各種の事情を審査するために、政府に對して必要な報告もしくは文書を求めることができる。

(八) 議員の質問權 兩議院の議員は、議員三十人以上の賛成を得て、政府に對して正規の質問を爲す外、議事進行中現に議題とせられた事項に關しては、口頭をもつて質問することを得る。

監視の權限の外に、兩院がその獨立して行使し得る權限を挙げれば、左の如くである。

(一) 院内諸規則制定權

(二) 議員懲罰權

(三) 議員逮捕許諾の權

帝國議會は、立憲政治に缺くことを得ない重要な國家機關であるから、兩議院の議員は、帝國憲法に依つて、厚くその地位を保護せられて居る。先づ兩議院の議員は、議院において發言した意見及び表決に關しては、院外において責を負ふことがない。これを議員の發言表決の自由と名づける。但し議員自らその言論を、演説・刊行・筆記もしくはその他の方法で公布したときには、一般の法律に従つて處分せられ得る。次に兩議院の議員は、現行犯もしくは内亂外患に關する罪を除く外は、會期中にその院の許諾がなくて逮捕せられることがない。これを議員の身體の自由と稱する。兩議院の議員は、尙この外に、歳費・旅

費を受ける權利及び國有鐵道無賃乗車の權利を有するが、又同時に、會議に出席する義務及び院の紀律に服し、且その懲戒に服する義務を有する。

三 議員の選舉

衆議院は、一般國民から公選せられた議員をもつて組織せられるから、議員は、選舉せられなければならぬ。

選舉は、多數人の指名の合致に依つて、當選人を定める一の合同行爲で、これに、制限選舉と普通選舉との二種類が分たれる。制限選舉は、納稅額・教育程度などに依つて、選舉人の資格を制限するものであり、これに反して普通選舉は、かくの如き制限を設けず、一般國民に廣く選舉權を與へるものである。わが國の選舉法は、帝國憲法の發布と同時に公布せられ、その後、しばしば改正が重ねられても、尙制限選舉制度であつたが、大正十四年、遂に國民多年の希望が納れられて、普通選舉制度が實現せられるに及んで、舊制度において約三百萬人に過ぎなかつた有權者は、一躍千三百萬以上の多數に増加し、國民の參政權は、大に擴張せられた。但しわが國では、女子に參政權は、未だ認められて居らない。

參政權の擴張は、「萬機公論ニ決スヘシ」との維新の宏謨の大成を意義するもので、わが國の立憲政治の發達のために特筆するべき事實である。參政權の擴張に依つて、參政能力のある者の國政に參與する數は

増し、選挙の公共的性質が大にせられ、國民の責任感が涵養せられ、且その地位は向上する。

選挙には、選挙人と被選挙人とが必ず存する。選挙人の有つ権利は、これを選挙権といひ、被選挙人の有つ権利は、これを被選挙権といふ。選挙権は、帝國臣民たる男子で、満二十五歳以上の者に與へられ、被選挙権は、帝國臣民たる男子で、満三十歳以上の者に與へられる。但し將來、教育の普及と社會の向上とに伴つて、年齢の制限が低下せられ、又性の制限が撤廢せられるに至るであらう。

選挙人と爲る要件を具へて、しかも選挙を爲す能力のない者や、その他種々の點から選挙に與かるに適しないとせられた者は、缺格者と稱せられ、選挙権もしくは被選挙権を與へられない。例へば(一)禁治産者・準禁治産者、(二)破産者で復権を得ない者、(三)貧困に依り生活のため公私の救助を受けもしくは扶助を受ける者、(四)一定の住居を有しない者、(五)六年の懲戒もしくは禁錮以上の刑に處せられた者、(六)及びその他の刑に處せられてその後一定の期間を経過しない者は、選挙権及び被選挙権を有しない。又華族の戸主・現役軍人・戰時事變のため召集中の陸海軍軍人・兵籍に編入せられた學生生徒なども、特別の境遇にあるために、選挙権及び被選挙権を有しない。尙選挙事務に關係のある官吏もしくは吏員は、その關係区域内において、被選挙権を有せず、又在職の宮内官・判事・檢事・行政裁判所評定官・會計検査官・收税官吏・警察官吏・歸化人などは、被選挙権を有しない。

選挙権者は、選挙人名簿に登録せられる。選挙人名簿は、選挙有権者を公證するための公簿に外ならない。市町村長は、毎年九月十五日の現在に依つて、その日まで引續き六月以上その市町村に居住する者の選挙資格を調査し、十月三十一日まで、選挙人名簿を調製し、十一月五日から十五日間、これを一般の縦覧に供する。その間、關係者は、その名簿における脱誤の修正を市町村長に申立てることができる。かくて名簿は、十二月二十日に至つて確定し、以後一ケ年間、据置かれる。選挙人は、この確定名簿に依つて決定せられ、只この名簿に登録せられた者のみが、選挙のために投票することができる。

議員の選挙は、選挙区毎に行はれる。選挙区は、或區域における選挙人を一團とし、その區域を單位として當選の效力を決定する地域である。現在の制度に依れば、選挙区は、道・府・縣の範圍内で、人口約十三萬毎に議員一人を配當して數區を分ち、全國を通じて百二十二區に區分せられて居る。一區の定員は、三人乃至五人である。わが國においては、從來、府縣を單位とし、嘗つてその區内から數人の議員を選出する大選挙區制度を採り、又一區から一人宛を選出する小選挙區制を採つたが、現行の制度は、選挙區の大きさに依つてその中間に在るから、これを中選挙區制度とも呼ぶ。

選挙區は、通常、市町村の區域に依つて投票區に分たれる。投票の時間・方法などは、概ね市町村會議員の選挙の場合と同様である。

選挙人は、自ら投票所に出頭し、選挙人名簿との對照を経て所定の投票用紙を受取り、議員候補者一人の氏名を自書して投函する。但し、職業の關係上、選挙當日不在の者、例へば、海員・鐵道乗務員・行商人などは、郵便に依つて投票することをも認められる。投票

は、自書を要件とするから、自書し得ない者は、投票することができない。但し盲者のために、特に點字の投票が認められて居る。又投票は、一人一票單記無記名であることを要件とするから、この要件に合しないものは、すべて無効である。

投票の無効である場合を列挙すれば、左の如くである。

- (1) 成規の用紙を用ひないもの。
- (2) 議員候補者でない者の氏名を記載したもの。
- (3) 一投票中に二人以上の議員候補者の氏名を記載したもの。
- (4) 被選挙権のない議員候補者の氏名を記載したもの。
- (5) 議員候補者の氏名の外に他事を記載したもの。
- (6) 議員候補者の氏名を自書しないもの。
- (7) 議員候補者の何人たるかを確認しがたいもの。
- (8) 現に衆議院議員の職にある者の氏名を記載したもの。

投票場は、投票管理者たる市町村長が、これを管理し、豫め候補者の推薦に係る投票立會人が、これに立會ふ。投票は、これを開票所に送つて開票し、投票の有効・無効を決定し、更にこれを選挙會に集めて議員の當選を決する。開票區は、郡市の區域に依つて分たれ、選挙會は、縣廳・支廳・市役所などにおいてこれを開く。

開票は、開票管理者に依つて行はれ、開票立會人が、これに立會ひ、選挙會は、選挙長に依つて開始せられ、選挙立會人が、これに立會ふ。當選人を決定するには、有效得票の最多數を得た者から順次に定員だけを求める方法に依るが、しかし一定數以上の得票が必要である。これを法定得票數と稱する。法定得票數は、有效投票數を選挙區内の議員定數で除して得た數の四分の一以上である。候補者の數が、その選挙區の定員數を超えないときには、無投票で候補者は、當選者と爲る。これを無投票選挙といふ。當選人が決定すれば、選挙長は、直ちに當選人にその旨を告知する。當選人が、もし二十日以内に當選承諾の届出を爲さないときには、その當選を辭したものと看做される。

議員候補者たらうとする者、もしくは議員候補者を推薦しようとする者は、選挙期日前七日までに、その旨を選挙長に届出で、同時に、二千圓もしくはこれに相當する國債證書を供託しなければならない。この供託物は、候補者の得票數がその選挙區の議員定數をもつて有効投票數を除して得た數の十分の一に達しないときには、政府に歸屬する。けだし、賣名候補の濫出を防ぐがために設けられた制度に外ならない。議員候補者が定れば、ここに有權者に對する選挙運動が行はれ、選挙人は、これに依つて何人に投票するべきかに關して判断の資を得る。選挙運動は、本來、候補者がこれに依つて自己の意見を明らかにして國民の批判を得るために行はれるものであるから、それは、専ら言論・文章に依る政見の宣明でなければならぬ。けれども、政争が激烈になるにつれて、人々は、とかく目的のために手段を擇ばないやうになり、そのため種々な弊害を生ずるに至る。だから、わが選挙法は、その取締りを嚴重にし、一方において、選挙運動員を選挙事務長・選挙委員・及び選挙事務員に限り、委員・事務員の數を一候補につき五十人以下

と爲し、その他選舉事務所の敷・運動費にも制限を加へるとともに、他方において、戸別訪問を禁止し、投票の買収その他の選舉の自由の妨害を罰し、同時に選舉郵便物の無料發送を認め、學校その他公共營造物を演說會場に使用することを許し、その他地方長官は、候補者の政見を記載した選舉公報を發行するなどとして、選舉運動を言論と文章だけで行はれしめることを計つて居る。

帝國議會は、天皇の立法權の行使を協賛して國政の大綱を議決するものであるから、これに依つて國家の本來の目的を實現し、人類の生々發達を遂げしめるためには、帝國議會の向上を圖ることが肝要である。し

最近總選舉投票者及棄權數

有権者	投票者	棄権者	棄権率	前回との比較増減
第十六回(昭三)	一二、四〇五、〇五六	九、九六八、一六二	二、四三六、八九四	〇・一九六
第十七回(昭五)	一二、六五一、七八五	一〇、五四四、一二八	二、一〇七、六五七	〇・一六七
第十八回(昭七)	一二、〇一四、九六三	九、八一三、五四二	二、二〇一、四二一	〇・一八三
第十九回(昭一一)	一四、三〇三、七八〇	一一、二四九、六六三	三、〇五四、一一八	〇・二一三
第二十回(昭一二)	一四、〇七五、〇一〇	一〇、三一七、七五六	三、七五七、二五四	〇・二六七
				〇・〇五四

かるに帝國議會の向上は、もとよりその議員の人格・識見の向上がなくては期待せられ得ないから、人々は、議員の選舉に當つて、それぞれ自己の政見を基礎として、徳望の高い、力量のある人物を議會に送らなければ

ならない。有権者は、原則として棄權してはならない。選舉權を拋棄するのは、立憲政治創始の趣旨に悖り、その存續を危くする。のみならず有権者は、決して他人の壓迫や誘惑に迷はされてはならない。もし人々が選舉を自由に且公正に行はしめ得ないなら、それは、立憲政治の健全の發達を妨げて、その結果を不良にする。